常磐会短期大学
令和２（2020）年度
自己点検・評価報告書

令和３（2021）年 12 月

目　　次

自己点検・評価報告書……

1. 自己点検・評価の基礎資料 …… P.3

2. 自己点検・評価の組織と活動 …… P.17

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】 ……

［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］ …… P.20

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］ …… P.24

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］ …… P.31

【基準Ⅱ　教育課程と学生支援】 ……

［テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程］ …… P.34

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］ …… P.55

【基準Ⅲ　教育資源と財的資源】 ……

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］ …… P.80

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］ …… P.86

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］ …… P.91

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］ …… P.92

【基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス】 ……

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］ …… P.95

［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］ …… P.102

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］ …… P.106

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、令和３（2021）年度認証評価から適用する「財団法人大学・短期大学基準協会」の評価基準に基づき、常磐会短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和４（2022）年２月

理事長
奥　　始
学長
農野　寛治
ALO
平野　真紀

1. 自己点検・評価の基礎資料

（１）学校法人及び短期大学の沿革

常磐会短期大学は、大阪府師範学校の同窓会「友松会」から分かれて大阪府尋常師範学校女子部と大阪府女子師範学校の同窓生 269 名によって明治 38（1905）年１月 29 日に発会した同窓会「常磐会」[1] を母体として誕生した。

「常磐会」が結成され活動をはじめた明治後期から大正時代は、日清・日露の戦争や関東大震災、米騒動など庶民の暮らしに多大な犠牲が生まれた時代であり、また当時の社会では、女性が高等教育を受けることや職業生活を送ることなどの社会進出に苦難のある時代でもあった。さらに続く昭和初期には、大きな戦争と敗戦を体験することになる。

昭和２（1927）年、同窓会「常磐会」は、当時まだ少なかった「常磐会幼稚園」（現認定こども園常磐会短期大学付属常磐会幼稚園）を創設。昭和 12（1937）年６月「常磐会」を社団法人とし、初代理事長に西脇りかが就任。昭和 19（1944）年には財団法人組織となったが、翌昭和 20（1945）年８月に日本は敗戦を迎えた。

昭和 28（1953）年４月、当時の文部省から指定を受け「指定常磐会幼稚園教員養成所」（養成期間１年、夜間部のみの定員 40 名）を開設。昭和 29（1954）年には第１回卒業生 58 名を「常磐会」会員として迎え入れるとともに、各方面からの要望により昼夜２部制を開設。定員は昼・夜各 40 名とした。続く昭和 30（

1955）年には、教員免許法改正により幼稚園教員養成を２年制とし、同年９月には学校法人常磐会学園を設立。西脇りか初代理事長が就任。昭和 32（1957）年、教員養成所を学校法人常磐会学園に移管。昭和 36（1961）年には、「学校法人常磐会学園常磐会保育学院」と名称を変更した。

昭和 39（1964）年「常磐会短期大学」の設置が認可[2]され、保育学院の１部を常磐会短期大学に改組、「保育科」を創設し５月に開学式を挙行。２部の「保育学院」は、昭和 51（1976）年まで存続した。

昭和 43（1968）年には「常磐会東住吉准看護学院」[3]が創設。昭和 48（1973）年には「保育科」を「幼児教育科」と改称、入学定員を 200 名とした。そして翌年に「幼児教育専攻科」を開設。さらに昭和 52（1977）年には、「初等教育科」を開設、入学定員を 100 名とした。また昭和 54（1979）年、「幼児教育科」の定員を増やし入学定員 300 名とした。

昭和の時代が終わり平成元（1989）年、常磐会短期大学に「英語科」を開設、入学定員を 100 名とした。平成２（1990）年には「初等教育科」を閉学、平成４（1992）年「英語科」の入学定員を 200 名に増員し、「英語専攻」を開設、入学定員は 20 名とした。そして平成 11（1999）年、４年制大学「常磐会学園大学国際コミュニケーション学科」を創設し、平成 12（2000）年「英語科」を閉学した。

常磐会短期大学と改組してからは以上の変遷を経ながら定員 300 名の「幼児教育科」の短期大学として存続してきたが、令和３（2021）年には、今後の少子化等を鑑みて定員を 200 名に変更して現在に至っている。

脚注

（1）「常磐会」の名称は、大阪府女子師範学校の初代校長大村芳樹先生によって、『松の常磐に万古色の変わらぬ言い現わしたものであるから、「友松会」から分離したという元を忘れぬように命名した。』とある。『財団法人常磐会百周年記念誌』、平成 18 年、９項

大阪府天王寺師範学校（現・大阪教育大学）は、1887 年久留米藩屋敷跡（現在北区中之島４丁目）に校舎を新築したが、同所に慶安年間に福島正則が植え、近くに屋敷を構えていた浅野氏が毎年扶持を与えて維持したとされる枝振りが蛸の泳ぐ姿に見える通称「蛸の松」という松があったため、卒業してもこの蛸の松の下に集うという思いを込めて師範学校同窓会の名称は「友松会」と名付けられた。

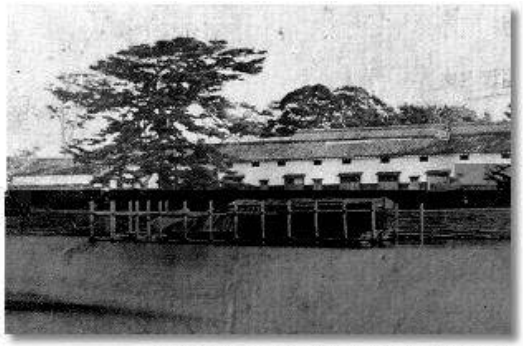

久留米藩前の「蛸の松」写真：大阪城天守閣蔵

「蛸の松　大阪人も知らない中之島の原風景今昔物語」
http://www.takonomatu.jp/mukasi01.htm
2020.6.23.閲覧

（2）当初の入学定員は 80 名。

（3）常磐会東住吉准看護学院は、昭和 51（1976）年、常磐会保育学院とともに閉学。同窓会の名称は「鶯鳴会」。

＜学校法人の沿革＞

昭和 2（1927）年	常磐会幼稚園を創設
昭和 28（1953）年	常磐会幼稚園教員養成所を開設
昭和 30（1955）年	学校法人常磐会学園を設立
昭和 36（1961）年	常磐会幼稚園教員養成所を常磐会保育学院と改称
昭和 43（1968）年	常磐会東住吉准看護学院を開設
昭和 46（1971）年	常磐会短期大学付属泉丘幼稚園を増設
昭和 49（1974）年	常磐会幼稚園を常磐会短期大学付属常磐会幼稚園と改称
昭和 52（1977）年	常磐会保育学院・常磐会東住吉准看護学院を閉学
昭和 58（1983）年	常磐会学園茨木高美幼稚園を増設
平成元（1989）年	常磐会学園茨木高美幼稚園を常磐会短期大学付属茨木高美幼稚園と改称
平成 11（1999）年	常磐会学園大学国際コミュニケーション学部・国際コミュニケーション学科を創設（定員 1 年次 100 人、3 年次 100 人、同時開学）
平成 12（2000）年	常磐会学園大学国際コミュニケーション学科教職課程(英語 1 種)の認定を受ける
平成 13（2001）年	常磐会学園大学国際コミュニケーション学科教職課程(情報 1 種)の認定を受ける
平成 16（2004）年	認証保育所いずみがおか園開設
平成 17（2005）年	認証保育所いずみがおか園が総合施設モデル事業の指定を受ける
平成 18（2006）年	常磐会学園大学国際コミュニケーション学部・国際幼児児童教育学科を設置（定員国際コミュニケーション学科 1 年次 60 人、国際幼児児童教育学科 1 年次 50 人、3 年次編入学 20 人） 教職課程（小学校教諭 1 種、幼稚園教諭 1 種）の認定を受ける
平成 19（2007）年	認証保育所いずみがおか園は認可保育所となる 認定こども園（常磐会短期大学付属泉丘幼稚園・いずみがおか園）の認定を受ける 常磐会学園大学国際コニュニケーション学部・国際幼児児童教育学科に指定保育士養成施設の指定を受ける（定員 30 人） 幼稚園教諭上級免許状取得講座の開設（特別科目履修生）
平成 22（2010）年	常磐会学園大学が、日本高等教育評価機構による平成 21 年度大学機関別認証評価において「大学評価基準を満たしている」と評価を受ける
平成 23（2011）年	常磐会学園大学国際こども教育学部・国際こども教育学科を設置（定員 1 年次 110 人、3 年次編入学 20 人） 常磐会学園大学国際コミュニケーション学部・国際コミュニケーション学科、国際幼児児童教育学科の学生募集停止 指定保育士養成施設の定員を 30 人から 60 人に変更
平成 27（2015）年	常磐会幼稚園が幼稚園型認定こども園常磐会短期大学付属常磐会幼稚園となる 泉丘幼稚園・いずみがおか園が幼保連携型認定こども園常磐会短期大学付属いずみがおか幼稚園となる 常磐会学園大学国際コミュニケーション学部を廃止し、国際こども教育学部国際こども教育学科一学部一学科となる（定員 1 年次 118 人、3 年次編入学 4 人に変更） 指定保育士養成施設の定員を 60 人から 100 人に変更
平成 28（2016）年	常磐会学園大学の教育課程に学校図書館司書教諭講習科目を開設

	する
平成 29（2017）年	常磐会学園大学は（公財）日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に「適合」していると認定された
平成 31（2019）年 令和元年	常磐会短期大学付属茨木高美幼稚園は、特定教育・保育施設（施設型給付）となる
令和２（2020）年	地域社会貢献の拡充を目指して常磐会幼稚園隣地佐官邸土地購入

＜短期大学の沿革＞

昭和 39（1964）年	常磐会短期大学保育科を開設（定員 80 名）
昭和 40（1965）年	常磐会短期大学保育科が保母養成課程の指定を受ける
昭和 47（1972）年	常磐会短期大学幼児教育研究会を設置
昭和 48（1973）年	常磐会短期大学保育科を幼児教育科と改称 定員 200 名に変更
昭和 49（1974）年	常磐会短期大学に専攻科幼児教育専攻を設置（定員 20 名）
昭和 52（1977）年	常磐会短期大学に初等教育科を増設（定員 100 名）
昭和 54（1979）年	常磐会短期大学幼児教育科の定員を 300 名に変更
平成元（1989）年	常磐会短期大学に英語科を増設（定員 100 名） 情報教育センターを設置
平成２（1990）年	常磐会短期大学初等教育科を閉学
平成３（1991）年	常磐会短期大学英語科の定員を 200 名に変更
平成４（1992）年	常磐会短期大学に専攻科英語専攻を設置（定員 20 名）学位授与機構の認定を受ける
平成６（1994）年	常磐会短期大学専攻科幼児教育専攻が学位授与機構の認定を受ける 常磐会学園教育センターを設置（短大設立 30 周年記念）
平成 11（1999）年	常磐会短期大学専攻科英語専攻を廃止
平成 12（2000）年	常磐会短期大学英語科を閉学
平成 19（2007）年	常磐会短期大学専攻科幼児教育専攻を廃止
平成 21（2009）年	常磐会短期大学は（財）短期大学基準協会による第三者評価において「適格」であるとの認証を受ける
平成 27（2015）年	常磐会学園こどもセンターを設置
平成 28（2016）年	常磐会短期大学は（一財）短期大学基準協会による第三者評価において「適格」であるとの認証を受ける
令和元（2019）年	常磐会短期大学の定員変更申請により令和 3 年より定員 200 名とする申請予定 常磐会幼稚園・いずみがおか幼稚園・茨木高美幼稚園の定員変更および茨木高美幼稚園の園舎建て替えおよび幼稚園型認定こども園への移行を検討
令和２（2020）年	常磐会短期大学入学定員 200 名 長期履修制度を創設し入学生 19 名を受け入れる

（２）学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和３（2021）年５月１日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍数
常磐会学園大学	大阪市平野区 喜連東1-4-12	118 （3年次編入4）	480	388
常磐会短期大学	大阪市平野区 平野南4-6-7	200	500	316
認定こども園 常磐会短期大学付属 常磐会幼稚園	大阪市平野区 流町2-2-28	学級数13	304 認可定員	196
幼保連携型認定こども園 常磐会短期大学付属 いずみがおか幼稚園	堺市南区 三原台3-3-1	学級数13	240 認可定員	191
常磐会短期大学付属 茨木高美幼稚園	茨木市小川町7-3	学級数9	210 認可定員	173

（３）学校法人・短期大学の組織図

学校法人常磐会は、学校教育法及び私立学校法等の規定に則り、法人を代表し業務を総理する理事長のもと理事会と評議員会を構成し、内部監査役として監事を置いている。当法人は、常磐会学園大学と常磐会短期大学並びに短期大学附属の認定こども園２園と幼稚園１園の３園、地域の子育て支援の拠点として社会貢献を行う常磐会こどもセンターを管理運営している。

また常磐会教育センターは、センター長を常磐会学園大学長が兼務し、常磐会短期大学と連携を図り、卒業生や地域の人たちの研修の場を提供するとともに、大学教育に関する実践的教育を行い、教育活動や文化活動、生涯学習等の社会的貢献支援の推進を目指して組織されている。

図書館は、常磐会学園大学学則並びに常磐会短期大学学則に基づき管理運営に関し必要な事項を「学校法人常磐会学園図書館規程」として定め、運営については「学校法人常磐会学園図書館運営委員会規程」で定めた図書館運営委員会（図書館長[運営委員長を充てる]、各教授会から選出された者、図書館職員から図書館長が指名した者から構成）が担っている。

令和２年度（令和３（2021）年５月１日現在）

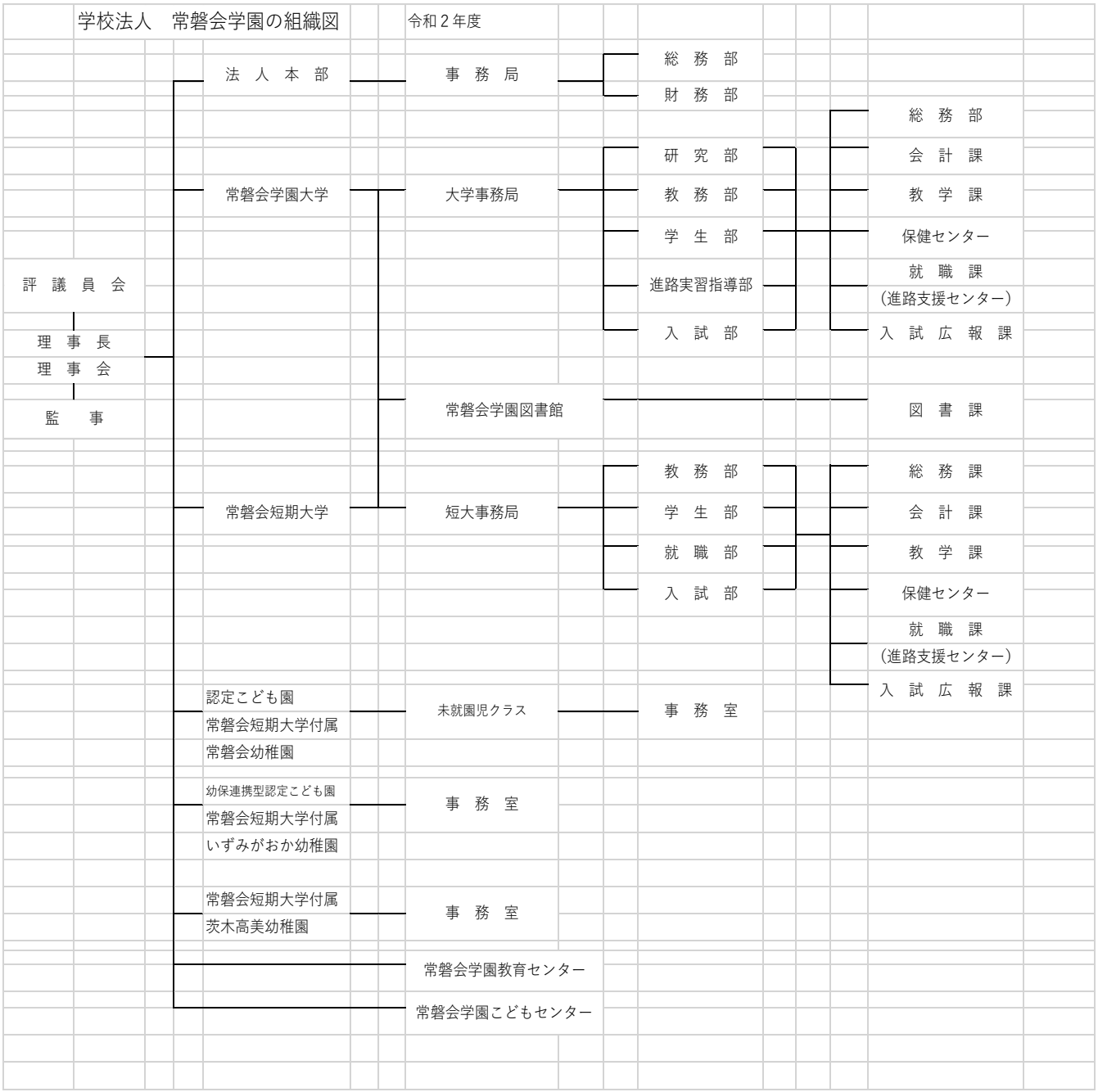

（４）立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

大阪府は、東京都、神奈川県に次ぐ人口の 884 万 2,523 人[1]を有し、関西の経済・文化の中心地としての位置を占めている。その中で大阪市は、人口 273 万 5,003 人[2]と横浜市に次いで第２位の人口規模であり、さらに本学が立地している大阪市南部にある平野区の人口は 193,414 人[3]と、大阪市でも一番人口の多い地区となっている。大阪府の年齢別人口（5 歳階級）による 0～4 歳児の令和元年人口では 334,625 人[4]、大阪市は 100,370 人[5]、平野区は、6,854 人[6]で大阪市でも有数の年少人口を有している地区である。

短期大学所在の大阪府市区町村の全体図

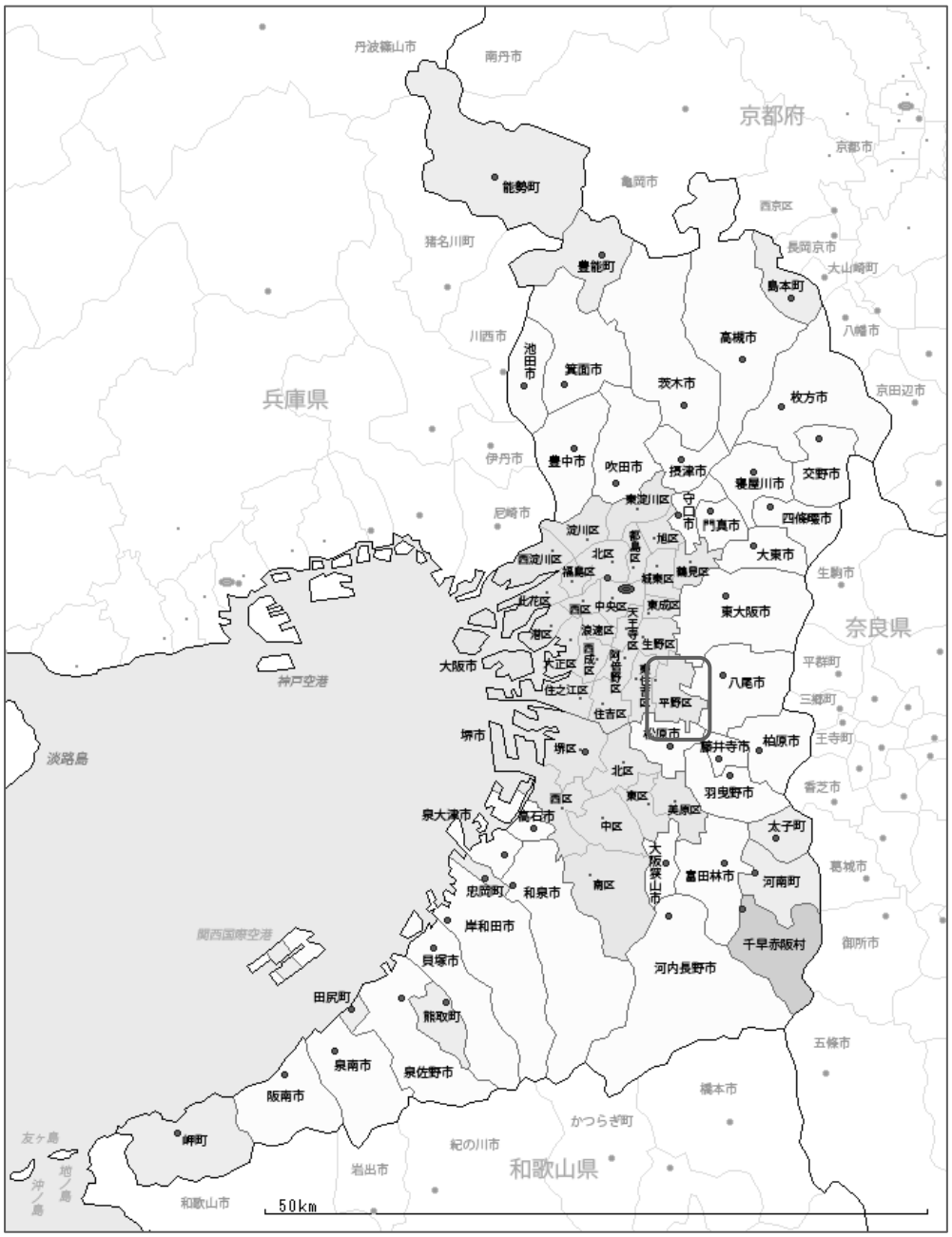

https://www.bing.com/images/search?view=detailV2&ccid=

地域社会のニーズ

府内には、保育所・認定こども園等の保育施設が 2,631 か所[7] あり、国公私立合わせて 569 園[8] の幼稚園とともに子どもの保育・幼児教育を担い、今後も保育者の養成は地域社会の大きなニーズを背負っている。大阪府・大阪市などの都市においては、保育者の確保が大きな課題となっていて、大阪府内における保育士等確保のための実態調査（保育士等資格取得見込み者向け調査）[9] の実施や、保育人材の確保を図るため、指定保育士養成施設に在学し保育士資格の取得を目指す者への修学資金制度（大阪府内保育所等で一定期間従事することなどで返還免除となる無利子の貸付け）[10] が創設されるなど、また大阪府社会福祉協議会人材支援センターでは、「大阪府保育

士・保育所支援センター」[11]を開設し保育現場と保育の有資格者や保育者を目指す学生のリクルート支援活動を展開するなど、保育者の確保雇用は政策課題となっている。本学学生の出身地は約 90%以上が大阪府下であるという状況の中で、本学は創設以来、保育者養成に取り組み、25,000 余名の卒業生の大半は保育者として就職し、子どもの成長に重要な役割を担っている。

脚注

（1）大阪府総務部統計課『令和 2 年国勢調査による大阪府の人口及び世帯数（速報）』令和 3 年 6 月 18 日（令和 2 年 10 月 1 日現在実施の国勢調査速報値）
https://government-pr.com/api/articles/84a3b1de1d4c49bb98216985b135f662#!

（2）～（6）大阪府 HP『大阪府市区町村別　年齢（5 歳階級）別推計人口』（令和元年 5 月 1 日現在）
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3387/00014690/201905suikei5sai.pdf

注 1）当該月の推計人口を人口総数とし、同月の住民基本台帳上の年齢（5 歳階級）ごとの構成比を乗じて算出。

注 2）大阪市については、大阪市が公表している「年齢別推計人口」による。

（7）大阪府 HP『保育所等利用児童数・利用待機児童数等』、（R2-H31 各 4 月）
https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/hoikusyo-taikijidou/

令和 2 年 4 月 1 日時点の①特定教育・保育施設（保育所、保育所型認定こども園、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、地方裁量型認定こども園）②特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業）③特例保育④国庫補助事業（認可化移行運営費支援事業、幼稚園における長時間預かり保育運営費支援事業、幼稚園における一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ））⑤企業主導型保育事業⑥地方単独保育施策⑦その他の保育の受け皿を計上。待機率〔%〕＝待機児童数／（利用児童数＋待機児童数）×100 は、0.19 で 348 人。

（8）大阪府 HP『令和 2 年度学校基本調査（確報）（令和 3 年 1 月公表）』「Ⅰ学校調査　1 幼稚園」https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/3259/00382751/110Kindertocollege.pdf

（9）大阪府 HP『平成 25 年度大阪府ニーズ調査の概要について』平成 26 年 4 月 3 日
https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/2182/00148478/siryou1.pdf

（10）（11）大阪府社会福祉協議会大阪福祉人材支援センターHP「大阪府保育士・保育所支援センター」http://www.osakafusyakyo.or.jp/fcenter/Cms/Public/topic/21

常磐会短期大学

平野区内における常磐会短期大学の位置
https://www.bing.com/images/search?view

大阪市における平野区の位置
https://www.bing.com/images/search?view

平野区大阪外環状線の開通

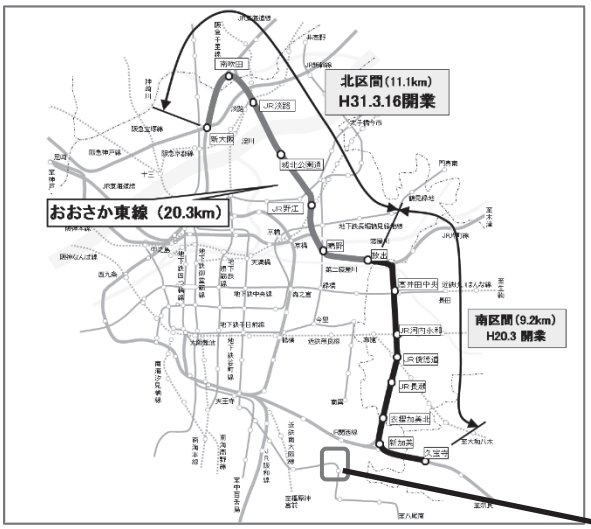

常磐会短期大学

地域社会の産業の状況

平野区は、大阪市の南東部に位置し、加美・平野・喜連・瓜破・長吉の５地区からなっている。南部の喜連・瓜破・長吉地域は市営住宅や中高層住宅が建つ比較的新しい町並みの中に農地や遺跡が存在し、本学の立地する中央部の平野地域は古い家々と多数の神社・仏閣が存在する町並み、北部の加美地区は、正覚寺集落、鞍作集落を中心に形成された市街地を囲むように耕地整理がなされ整然とした区画を形成し、城東貨物線・旧竜華操車場周辺に工場のあるまちが広がっているため町工場も多く、いきいきとした産業の営みが身近に感じられるまちである。区内の交通機関は、北部を JR 大和路線、中央部から東南部は地下鉄谷町線が通り、それぞれ市の中央部と直結して

いるが、いずれも概ね東西に走っており、以前から南北の交通網は道路の整備とともに遅れてきた。しかし鉄道では（旧）城東貨物線を利用した大阪外環状線の「おおさか東線」全線完成により、本学の近隣駅「新加美」から「新大阪」まで約 30 分となるなど、大阪北東部からのアクセス利便性が高まったが、一方で都市計画道路では『平野瓜破線』が一部開通（喜連東 3 丁目～平野南 3 丁目間）を見たものの、『加美平野線』が見直しにより計画廃止となった。

参考：「平野区 HP 区の概要」より
https://www.city.osaka.lg.jp/hirano/page/0000002046.html

令和２年度　学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	H.28（2016）年度		H.29（2017）年度		H.30（2018）年度		R.元（2019）年度		R. 2（2020）年度	
	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）	人数（人）	割合（%）
青森							1	0.5		
宮城			1	0.4						
長野			1	0.4						
京都			1	0.4						
大阪	242	95.7	248	91.2	234	93.6	195	94.7	131	93.6
兵庫			1	0.4	1	0.4			2	1.4
奈良	6	2.4	12	4.4	8	3.2	9	4.4	5	3.6
和歌山	4	1.6	4	1.5	3	1.2	1	0.5		
香川					2	0.8			1	0.7
愛媛			2	0.7	1	0.4	1	0.5		
長崎			1	0.4						
宮崎			1	0.4						
その他	1	0.4			1	0.4			1	0.7
合計	253		272		250		206		140	

本学に入学してくる学生は、ほとんど大阪府内、次いで奈良県と和歌山県が続く。近年、受験生の地元志向もあり他府県からの入学生は減少してきている。

求人件数の推移

	幼稚園	保育所（園）	こども園	児童福祉施設等	一般企業
平成 28 年度	291	619	286	141	383
平成 29 年度	282	658	370	141	195
平成 30 年度	251	588	386	149	165
令和元年度	266	604	421	130	118
令和２年度	225	572	449	123	119

教職員数（令和２年５月１日現在）

区分		法人本部	常磐会学園大学	常磐会短期大学	常磐会幼稚園	いずみがおか幼稚園	茨木高美幼稚園
教員	本務		22	21	22	20	12
	兼務		36	48	12	24	10
職員	本務	7	12	12	1	3	1
	兼務	0	13	23	4	26	0

（5）課題等に対する向上・充実の状況

① 前回の評価結果

平成 26(2014)年度・短期大学基準協会　認証評価指摘事項における課題への対応

(a) 改善を要する事項（向上・充実のための課題）
①[テーマ A　建学の精神] 建学の精神・校是・常磐会精神、教育方針・教育理念などの用語について、各用語の持つ意味や内容、相互関係を整理し、建学の精神、教育の目的・目標、学習成果の関連を明確にし、教職員や学生に分かりやすく示すことが望まれる。 ②[テーマ A　人的資源] SD 活動は、合同事務連絡会議を中心に SD 研修の充実が図られているが、規程として明文化し整備されたい。
(b) 対策
①建学の精神・教育目標とディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーとの関連を踏まえて、教職員や学生に理解できるように示す必要があるという問題意識から、平成 31（2019）年 4 月からの教職課程及び保育士養成課程の改訂に伴い独自にカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを融合させた指針を作成、それを履修カルテと関連付けて整備することで、自身の学習成果を可視化できるようにした。その検証を行うために、令和２（2020）年度には、アセスメント・ポリシーの策定や全学的な教育のグランドデザインの策定を行うことを考えていたが、新型コロナウイルス感染症流行下にあって持ち越しとなった。

②SD 活動を担保するための規程については、すでに平成 27（2015）年に策定され SD 委員会を設置し、活動を行っている。
(c) 成果
①令和 2 年度、新型コロナウイルス感染症流行下にあって、建学の精神・教育目標に基づく教育の質保証体制の構築と実行は持ち越しとなったが、執行部会で教育の質保証に関する問題意識の共有と内部質保証のシステム構築の原案共有を行った。 ②令和２年度は、感染症対策下にあって SD 活動が思うようにできなかったが、教職員が人権という観点から共通の認識をもって感染症下の大学運営が図れるように、本学専任教員の高村公一先生による啓発コンテンツ動画を制作。教職員が視聴するかたちで「SD・FD 人権研修」を行った。

上記以外で、改善を図った事項

(a) 改善を要する事項
18 歳人口の減少と 4 年制大学志向により短大のマーケットが縮小している中、将来構想と具体的な将来計画を立てて進捗管理していく必要がある。
(b) 対策
令和元（2019）年に、学園全体及び短期大学の将来計画の明確化を図るために「中期計画 2020-2024」が策定された。その常磐会短期大学・中期計画では、①学生の成長を支える魅力ある教育・研究の実現、②教職員組織の活性化、③安定した経営基盤の確立のテーマごとに課題が立てられた。 それを受けて、令和２（2020）年度から計画の実施に向けて、「ときたん Agenda2024」を作成、着手したが、感染症流行の影響を受けて充分に対応できなかったものもあったが、計画遂行 15 件、実施準備２件、意思決定６件、計画立案２件、検討中７件、保留７件、未着手９件となった。
(c) 成果
中期計画に掲げられる課題を「ときたん Agenda　2024」として明示し、令和２年度から進捗状況を管理している。

② 前回の評価結果における「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
①[テーマ B　教育の効果] 評価の過程で、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について短期大学設置基準の規定どおり学則等に定められていないという問題が認められた。当該問題については、機関別評価結果の判定までに改善されたことを確認した。今後は当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、法令順守の下、より一層自己点検・評価活動の向上・充実に努められたい。

(b) 改善後の状況等
①平成 26（2014）年度から諸規程類の制定、改正についての一覧表を作成し管理を行いコンプライアンスの確保に努めている。また令和２（2020）年度に、諸規程類一覧は、従来事務所に備えていたが、教職員共用フォルダに格納し、各部署の教職員が閲覧できる体制を整えた。また令和３年（2022）年度からの実施に向けて、短大の質保証推進のための組織に関する諸規程の制定案と改定案の準備をした。

③ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」における指摘事項について

(a) 指摘事項
なし
(b) 履行状況

（６）短期大学の情報の公表について　令和３（2021）年５月１日現在

① 教育情報の公表について

No.	事　項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	履修便覧・学校案内に掲載 ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
2	卒業認定・学位授与の方針	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
3	教育課程編成・実施の方針	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
4	入学者受入れの方針	学生便覧・学校案内に掲載 ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
5	教育研究上の基本組織に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp

10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	学生便覧・学校案内に掲載 ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	学生便覧・入試ガイドブックに掲載 ウェブサイトにより公開 https://www.tokiwakai.ac.jp/admission/tuition
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	学生便覧・就職の手引きに掲載 ウェブサイトにより公開 http://www.tokiwakai.ac.jp

② 学校法人の情報の公表・公開について

事　項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	ウェブサイトにより公開 https://www.tokiwakai.ac.jp/aboutus/publish/financial

学生データ（学校基本調査のデータを準用）

①入学定員、入学者数、入学定員充足率、収容定員、在籍者数、収容定員充足率

学科等の名称	事項		29年度	30年度	R元年度	R２年度	R3年度	備考
幼児教育科	入学定員		300	300	300	300	200	
	入学者数	男	0	0	0	0	0	
		女	272	250	207	140	174	
		計	272	250	207	140	174	
	入学定員充足率（%）		90	83	69	46	87	
	収容定員		600	600	600	600	500	
	在籍者数	男	0	0	0	0	0	
		女	528	519	462	359	322	
		１年次	272	250	207	140	174	
		２年次	244	263	247	207	142	
		その他	12	6	8	12	6	
		計	528	519	462	359	322	
	収容定員充足率（%）		88	86	77	59	64	

②卒業者数（人）

区分			28 年度	29 年度	30 年度	R 元年度	R2 年度
幼児教育科	男		0	0	0	0	0
	女	３月卒業	311	243	254	233	198
		９月卒業	0	2	1	0	2
	計		311	245	255	233	200

③退学者数（人）

区分		28 年度	29 年度	30 年度	R 元年度	R2 年度
幼児教育科	男	0	0	0	0	0
	女	12	11	13	10	5
	１年次	8	7	7	3	4
	２年次	4	4	6	7	1
	計	12	11	13	10	5

④休学者数（人）

区分		28 年度	29 年度	30 年度	R 元年度	R2 年度
幼児教育科	男	0	0	0	0	0
	女	16	11	7	12	5
	1 年次	2	2	1	2	2
	2 年次	14	9	6	10	3
	計	16	11	7	12	5

⑤就職者数（人）

区分	28 年度	29 年度	30 年度	R 元年度	R 2 年度
幼児教育科	284	235	244	214	191

⑥進学者数（人）

区分	28 年度	29 年度	30 年度	R 元年度	R 2 年度
幼児教育科	5	1	1	4	0

（７）公的資金の適正管理の状況（令和２(2020)年度）

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき機関内の責任体系を明確化し、行動規範と不正防止計画の策定、不正に関する情報提供等の仕組みなどを定めてホームページで、これらの取り組みを公開している。

また、科学研究費補助金事務取扱要領を定め、学内の事務処理に関する規定等を適用して、適正な研究費の管理に努めている。具体的には、研究者が出張で研究費を使用する場合、所定の書式により研究機関に申請し、研究概要、研究日程などを明確にしている。また、部局責任者は物品検収を全品行い、出張旅費、謝金等の支出においても精査している。科研費の採択を受けた研究者には科研費使用ルールブックを配付し、使用ルールの全体像を分かりやすい形で周知するなど、適切な研究活動推進の体制を整えている。

2. 自己点検・評価の組織と活動

常磐会短期大学評価規程 第８条（専門部会の構成と担当領域）

領域	事項	チーフ	分担
教育領域	教育活動に関わる事項	教務部長	教務部及び教学課
学生生活領域	学生生活に関わる事項	学生部長	学生部及び教学課
就職領域	学生の進路及び就職に関わる事項	就職部長	就職部及び就職課
図書館領域	図書館運営及び学生の図書館活用に関わる事項	図書館長（または図書委員長）	図書委員会及び図書課
入試広報領域	学生募集及び入試に	入試部長	入試部及び教学課

	関わる事項		
研究領域	教職員の研究活動に関わる事項	学科長	総務課
管理運営領域	短期大学運営及び管理に関する事項	学長	事務長及び総務課

令和２年度／自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

No.	号	職名	氏名	No.	号	職名	氏名
1	1	学長(委員長)	農野　寛治	8	5	事務長	山本　泰三
2	2	学科長（ALO)	平野　真紀	9	6	総務課長	山本　泰三
3	3	教務部長	卜田　真一郎	10	6	教学課長	手嶋　弘江
4	3	学生部長	糠野　亜紀	11	6	会計課長	植松　幹雄
5	3	入試部長	中村　妙子※	12	6	就職課長	今中　閲子
6	3	就職部長	原田　邦子	13	6	図書課長	今中　閲子
7	4	図書館長	農野　寛治				

※入試部長（前期）白波瀬　達也

自己点検・評価専門部会　　（令和２年５月１日現在）

領　域	部　署　名	役　職　者	専　門　委　員
教育領域	教　務　部	卜田　真一郎	岡本和惠、白井由希子、恒川直樹、吉見英里、山田薫
	教　学　課	手嶋　弘江	川口栄美
学生生活領域	学　生　部	糠野　亜紀	飯尾雅昭、川野敬子、土田幸恵、村上成治
	教　学　課	手嶋　弘江	島田惠子
	保健センター	村上　成治	留野奈美
就職領域	進路支援センター	－	原田邦子、中村妙子
	就　職　部	原田　邦子	
	就　職　課	今中　閲子	森田有紀
入試広報領域	入　試　部	白波瀬　達也	石岡正通、輿石由美子、小谷朋子、高村公一、中村妙子
	入試広報室	西前　佳子	土井考功
図書研究領域	図書館運営委員会	農野　寛治	石岡正通、高村公一、吉見英里
	紀要委員会	農野　寛治	石岡正通、糠野亜紀、恒川直樹、平野真紀
	図　書　課	今中　閲子	坂井克朱
管理運営領域	事　務　長	山本　泰三	
	総　務　課	山本　泰三	奥野英俊、奥山直美
	会　計　課	植松　幹雄	種田知佳、橋詰恵理香

自己点検・評価の組織図

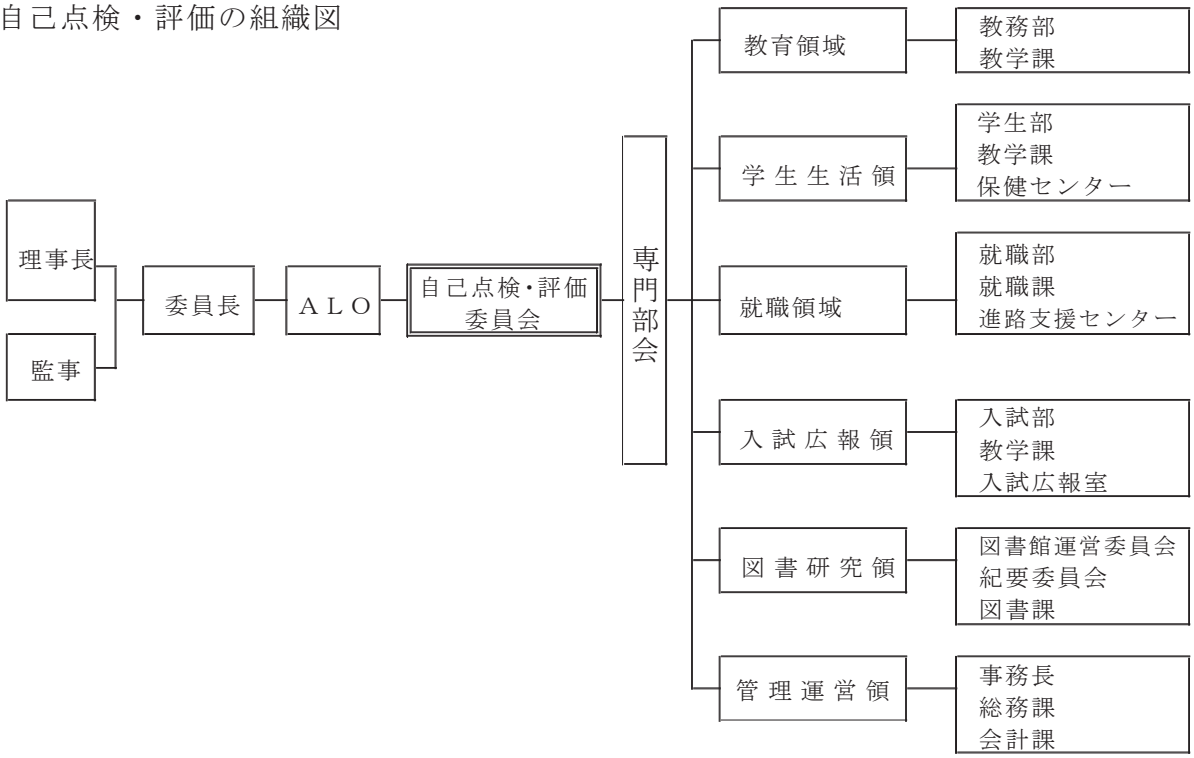

令和２年度は、新型コロナウイルス感染症流行下にあって、教育研究体制を大きく見直しながら実施する必要から教職員は多忙を極めたが、令和２（2020）年７月22日に自己点検・評価委員会を開催。1. 令和元（2019）年度自己点検評価報告書について、2. 評価項目について、3. 今後の本学の自己点検・自己評価体制、4. 今後のスケジュール、5. 更新データの管理を議案とし協議。学長からは、今後の本学の内部質保証システムへの取り組み、学長室のモデル設置、常設の執行部会を内部質保証推進委員会に兼ねるとすること、内部質保証のためのPDCAサイクル図、組織体系図、質保証の方針と各規程類の整備等の課題について共有した。

後、令和２（2020）年９月２日、Teamsによる「自己点検・評価」チームを構成、以降、Teamsにより報告書の作成を進めた。

さらに令和２（2020）年10月28日、自己点検・自己評価専門部会を開催。外部第三者評価委員会の委員委嘱については、令和２（2020）年11月16日の常任理事会で外部第三者委員の委嘱について報告。11月中に各委員に就任を依頼、委員会は3月上旬を予定していたが、感染症の収束が観られない中、外部第三者評価委員会は、令和元（2019）年度の「自己点検・自己評価報告書」及び「平成30（2018）年度外部評価で頂いた意見への対応」を郵送し書面による会議を開催（令和３年３月２日～３月22日まで）、貴重な意見は「外部第三者評価報告書」として取りまとめた。これらの活動をもとに「令和２年度　常磐会短期大学　自己点検・評価報告書」を取りまとめるなど、適切に自己点検・自己評価活動を行っている。

【基準Ⅰ　建学の精神と教育の効果】
［テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神］
［区分　基準Ⅰ-A-1　建学の精神を確立している。］

（1）　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
（2）　建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
（3）　建学の精神を学内外に表明している。
（4）　建学の精神を学内において共有している。
（5）　建学の精神を定期的に確認している。

＜区分　基準Ⅰ－Ａ－１の現状＞

（1）　建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
（2）　建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。

本学は昭和 39（1964）年に保育学院から短期大学に改組するに際し、「専門の学芸を教授研究し、職業または実際生活に必要な能力を育成すること」を基盤に、学則第 1 条で「豊かな情操・高い知性と教養を身につけた女性を育成し、特に幼児教育者としてのすぐれた資質を培うこと」を教育の目的としている。また、学則第３条の２では、幼児教育科の幼児教育科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的として「生きることの大切さと生きることの喜びをすべての人びとと共有できる豊かな感性と、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な確かな知識を身につけた専門的職業人の養成に資する教育研究を行う。」と示している。これらは本学創設当時の初代学長、西脇りかが提唱した「和平　知天　創造」を設立の根本精神と教育方針として引き継いできた校是・校訓に依った教育目的・目標として広く社会に向けて示したものである。

（3）　建学の精神を学内外に表明している。
（4）　建学の精神を学内において共有している。

「和平」とは、協力調和・信愛礼譲を示し、一人ひとり誇りをもって一日一日をしっかり生きること、そして生きているものすべてが互いにやわらぎ、 和み、平和にすごすこと。「知天」とは、遵法守規・義務責任を示し、天命を知ること。一人ひとり使命を探求し、発見し、自覚すること。「創造」とは、勤勉精励・実践躬行を示し、創る喜び、共に創り出す喜びを体験すること。一人ひとりが新しい価値あるものを創り出すことと、それぞれ読み解き、「和平　知天　創造」は常磐会短期大学の校是・教育理念として脈々と受け継がれ今日に至っており、創設者の建学の精神と学校教育法にもとづく大学としての教養教育・専門教育を提供する短期大学として、人材育成及び教育研究の目的を明確に持ち、各種の媒体により学内で共有するとともにホームページ等により社会に向けてこれを示している。

この建学の精神と教育理念は、学生便覧への掲載、本学のウェブサイトや受験生を対象とした学校案内の冊子、学園報、求人と採用のための大学案内など各種の媒体により広く周知して学内外に示している。

学内においては、花田峰堂書の扁額を会議室に掲げ、そのレプリカを本学正面玄関

に掲げて、学生や教職員が常に目に触れることができるようにするとともに、本学への訪問者へもその精神を示している。また、学長の入学式及び卒業式での式辞において、建学の精神を示唆する挨拶が行われ、周知徹底を図っている。令和２（2020）年度は、感染症のため入学式を執り行う事が出来なかったが、新入生と保護者に向けてホームページで建学の精神について解説する文書を送信し、感染症が小康状態となった 10 月 7 日には、対面による新入生歓迎式を執り行った。さらに初年次開講の「基礎演習」授業において基礎的学習能力の育成とともに建学の精神を学ぶプログラムをテキストに盛り込んでいる。

（5） 建学の精神を定期的に確認している。

子育てが親による営みに委ねられてきた時代から、平成の少子化社会到来の中で、社会的子育て支援が社会のニーズとなり、保育者養成は社会の重要な国の政策課題にもなったことで、より質の高い保育者の養成が求められている。本学では建学の精神と教育理念の下、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー／DP)、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー／CP)、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー／AP）を策定し、これらに基づく教育を進めてきたが、その成果を点検しながら、教育の質保証に努め、より質の高い保育者養成に向けた体制づくりのために毎年作成している「自己点検・自己評価報告書」をもとに外部の第三者による評価委員会を毎年開催して意見を求めている。

［区分　基準Ⅰ-A-2　高等教育機関として地域・社会に貢献している。］

（1） 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

（2） 地域・社会の地方公共団体、企業（等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

＜区分　基準Ⅰ-A-2 の現状＞

（1） 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。

教員免許更新制度が置かれて以降、常磐会卒業生に限らず更新が必要となる幼稚園教諭免許状保持者や現職教員などを対象に「教員免許状更新講習」を開催してきた。近年受講希望者が多く、また平成 30（2018）年度の自己点検評価に対する外部評価委員の意見では、「教員免許更新講習は、他大学との連携をしたか。それとも本大学でニーズに応えられたか。」という意見が付されたため、令和元（2019）年度には、常磐会学園大学との共催で実施した。しかし、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行と令和２（2020）年６月５日の文部科学省総合教育政策局教育人材政策課長「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた教員免許更新制に係る手続等の留意事項について（通知)」により、免許状更新講習の修了確認期限の延期又は教員免許状の有効期

間の延長が差し支えないという取扱いになったため開催を断念せざるを得なかった。

（2） 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。

地域・社会との連携による社会貢献では、平成 20（2008）年 9 月に本学が立地している大阪市平野区と学校法人常磐会学園との協働に関する協定書を取り結び「地域貢献プロジェクト会議」を構成し、①学生の区制への参画、②大学の知の提供、③地域と大学の共生の三本柱での協力を行い、まちづくり・地域福祉・子育て支援・生涯学習等さまざまな分野において人的交流及び知的・物的資源の相互活用により、それぞれの活動の充実と地域の持続的な発展に寄与している。

また、地域の子育て支援拠点の役割を果たすべく平成 27（2015）年「常磐会学園こどもセンター」を開設し、センター長を短大学長が、運営委員長を短大の教員が担っている。地域における親の子育ての孤立が進む中、子育てに関する情報共有や子育ての仲間づくりやレスパイトの場として、また保育の実務体験を踏まえ保育内容を専門としている大学教員や保育実務者といった教育・保育のプロに育児の悩みを相談することができる場として、地域の子育て家庭の心強い支援拠点となっている。平成 29（2017）年には大阪市地域子育て支援事業を受託し「つどいの広場 ときわっこ」がオープンした。

以降例年、おとな・こどもを合わせて延べ 1 万人程度の来館者があったが、令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大により、5 月まで閉館を余儀なくされた。しかし閉館中も電話相談は継続し、感染症が少し収まった 6 月からは開館。七夕のつどいや伝承遊び、音楽の広場などのお楽しみ会や子育て講座を再開し、「ときわっこだより」で広報、来場者は予約の上、時間と人数を限定したかたちで実施し、「つどいの広場ときわっこ」の年間（198 日の実施）参加者数は、おとな 2305 人、こども 2786 人となった。

常磐会学園乳幼児教育研究会は、地域に開かれた公開講座としての保育講座を開催してきた。令和 2（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、保育講座の開催を断念したが、例年発刊している「常磐会学園こどもセンター年報 VOL.4 常磐会学園乳幼児教育研究会 研究会誌 VOL.36」が令和 2（2020）年 3 月 31 日に発行され、こどもセンターのあゆみ、来館者数、ブックスタートの様子、子育てアンケートの調査結果、こどもセンターでおこなわれた講座とお楽しみ会の一覧等を掲載した。

（3） 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

また、平野区市政への協力としては、学長が平野区民生委員推薦会の委員長職務代理者への就任や、平野区人権教育ネットワークの副会長として就任するなど地域に対して貢献している。

教員も専門性を活かして学会での貢献のみならず、研修会や講習会の講師、行政の委員会、民間団体との協働などの活躍をしている。

学生のボランティア活動等を通じた地域社会への貢献については、令和元（2019）

年度の「常磐会短期大学自己点検・評価報告書」では、教員主導で学生引率というスタイルは見られるものの、夏休みもほとんど取れない短期大学のカリキュラムの影響か学生の主体的な地域へのボランティア活動には限界があるように思われると指摘された。また高等教育機関としての地域･社会への貢献に関しては、平成 30（2018）年度の自己点検評価に対する外部第三者評価委員の意見では、「短期大学は、２年間という短期間にカリキュラムを消化する必要があることから、他の活動に参加する時間は限られているが、連携協定に基づく取り組みは、単位認定するとか、成績評価に反映させる等の方策を是非検討してほしい。」という意見や、令和元（2020）年度の自己点検・評価報告書では、個々の教員は、子育て支援活動への助言、育児相談、教育相談、文化団体への活動支援、社会活動（市民活動）への参加とボランティア活動等、社会が求めるニーズに応じ、研究活動や支援活動を展開しているが、教員主導で学生引率というスタイルは見られるものの、夏休みもほとんどとれないような短期大学のカリキュラムの影響により学生の主体的な地域へのボランティア活動には限界があるように思われるとしている。これらの問題意識から、令和２（2020）年度には、教員の昇格人事基準の中に、「社会貢献」の評価項目を置き、評価基準を作成するなど全面的な見直しを図った。

学生ボランティアに関する単位認定については、実現していないが、2 年間の履修に余裕を持たせ、実務体験を積むことで、より質の高い保育者を養成するとともに社会活動による貢献も見込み、令和２（2020）年に長期履修制度に関する学則変更を届出。令和３（2021）年度入学生から履修生を募集することになった。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の課題＞

平成 28（2016）年度の認証評価では、建学の精神にもとづく校是「和平 知天 創造」を具現化した人材育成教育が確立し、その精神は Web サイトや学校案内冊子などによって広く周知され、学内外に浸透が図られているとされたが、一方評価課程で学則に関する指摘事項[(1)]があり、今後は当該短期大学の継続的な教育の質保証を図るとともに、その向上・充実に向けてより一層の自己点検・評価活動が求められるという意見が付された。また、平成 26（2014）年度の自己点検・評価報告書では、学習成果と建学の精神には、やや具体性が欠けるとし、現状においては、教育目的・目標に合わせて学習成果を定め明確にしているが、建学の精神との関連はやや具体性に欠け、ディプロマ・ポリシーの説明や掲載内容を見ても、建学の精神や教育理念からのつながりが曖昧で抽象的表現になっているきらいがあると指摘している。

その後、平成 30（2018）年度の自己点検評価報告書では、「幼児教育者としての専門的職業の養成として常識的マナー等を各授業で実践することが大切。それを教師、学生ともに充実することで建学の精神を学内で共有することになるのではないか」と学生や教職員の身近なところで具現化を図るという指摘や建学の精神を今日風に読み解き、教育理念としてから 10 年近くになる。外部第三者評価委員会からも「創造に努めること」とあるが「感性を磨く」のほうがいいのではないかとの提案もあり、そろそろ見直しを行う時期に来ているとしている。さらに令和元（2019）年の自己点検・自己評価に対する外部第三者評価委員の意見では、「カリキュラム・デュプロマ・ポリシーの中への落

とし込みがみえてくれば、更に素晴らしい取り組みとして評価できると思います。」、「さらに学生に周知するためには、評価表の項目など具体的行動にまで落とし込むなどの方策が有効ではないか。」などの意見を頂戴し、これらの課題について、大学教育の中で可視的、総合的に取り組むことについては模索中としていたが、定期的に点検するためのアセスメント・ポリシーをはじめとする組織的な取り組みを行い、さらなる内部質保証を進めていく必要がある。今後は、これらの意見を参考に本学の教育のグランドデザインを構想し、推進していく必要がある。令和 2（2020）年度は、建学の精神に基づく本学の教育に関して、モデル的に設置した学長室を中心に、教育の質保証をするとともに自己点検の PDCA を動かす組織を検討し、組織に関する規程類の見直しを図り、令和３（2021）年度から内部質保証システム体制を構築し運用する準備を整えた。

注（１）：結果の判定までに改善されたが、学科の人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的について学則等に定められていないという早急に改善を要する事項が認められ指摘を受けた。

＜テーマ　基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項＞

現在、検討中であるため特になし。

［テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果］

［区分　基準Ⅰ-B-1　教育目的・目標を確立している。］

（1）　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

（2）　学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

（3）　学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-1 の現状＞

（1）　学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。

本学幼児教育科における教育目的は、「豊かな情操、高い知性と教養を身につけた女性の育成と、併せて保育者としての資質を高めること」であり、それに基づき、「幼児教育科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」として、学則第３条の２において、「生きることの大切さと生きることの喜びをすべての人びとと共有できる豊かな感性と、子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な確かな知識を身につけた専門職業人の養成に資する教育研究を行う」と定めている。この学則第３条の２に示された「幼児教育科における人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的」は、学科設立の目的であると同時に、「生きることの大切さと生きることの喜びをすべての人びとと共有できる豊かな感性の育成」と「子どもたちの健全な心身の発達を支援するために必要な確かな知識の獲得」といった目標を含んだ概念として位置づけられ、本学教育の基本方針として位置づいている。

本学における「和平・知天・創造」の校是は、こうした教育目的・目標を方向付ける精神であるといえる。激動する時代、不透明な方向性の社会を生き抜く若者にとって、本学の建学の精神が新しい時代を切り拓く指標となるよう、保育・幼児教育者としての自覚と責任を促すために、教育理念への深い理解を求めている。

（2） 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。

この建学の精神（校是）に基づき、それらに対応する資質を備えた学生に対して、教育職員免許法及び児童福祉法に基づき本学が定めた所定の単位数を修得し、幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得が認められる者が身に着けるべき資質をディプロマ・ポリシー（DP）とともに以下のように学生配布資料や学外に向けてホームページなどで示している。

1. 子どもの育ちとそれを支える保育・幼児教育、子育て支援についての基本知識を身につける。（DP1 社会生活に必要な知識を身につけ、理解している。）
2. 保育・幼児教育の職に就く自覚と誇りを持ち、子どもを取り巻く環境に関心を持ち、自ら実践しようとする意欲を持つ。（DP2 自己・他者・社会への関心を持ち、教養を備えた人間として、生涯を通じて学び続ける姿勢と、社会・環境に働きかける意欲を持つ。）
3. 日々の実践のなかから課題を見出し、子どもの最善の利益につながる課題解決の方法を考察することができる。（DP3 自ら、あるいは他者との協同の上で設定した課題について、学問領域の研究方法を用いて、分析し考察することができる。）
4. 専門職としての基本技術や技能を体得し、ことば・からだ・芸術・情報機器などを通じて、論理的に豊かに表現できる。（DP4 体得した技術・技能を用いて、口頭あるいは文章によって論理的に表現することができる。）
5. 人間関係を大切にし、協同して物事に取り組みながら、子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて行動できる。（DP5 人権感覚を身につけ、自らの義務を着実に果たし、知識や能力を活かして、社会に貢献できる。）

本学幼児教育の教育目的・目標の内外への表明については、学生に対しては履修オリエンテーション等の機会において本学の校是について説明を行っている。また、１回生時の必修科目である「基礎演習」において、本学の教育目的・目標について学ぶ機会を創出している。令和２（2020）年度に関しては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により６月まで対面での授業実施が叶わず、また入学式も挙行できなかったため、新入生にはホームページで学長メッセージとして「常磐会学園・建学の精神」を配信した。１回生の「基礎演習」についても、対面授業再開後に内容を大幅に削減して取り組んだため、具体的に授業内で学ぶ時間の創出が不可能であった。そのため、本学の教育目的・目標については、各自がテキストで配付された内容を学生が自学習で学ぶ形となった。

教職員に関しては、学生への指導の機会の度に、教育目的・目標を再確認する機会を持つこととなる。保育者養成校としての本学においては、子どもの最善の利益を実現できる保育者としての役割の自覚と、そのために必要な知識や技能の獲得を目指し

た教育が行われており、教育目的・目標については、日常的な教育活動において繰り返し確認されている。

学外者に対しては、前述のとおり、本学ホームページ及びキャンパスガイド等を通じて公表することにより、本学への入学を検討している受験生、高等学校関係者、保育・幼児教育・福祉関係者や広く市民の方々に、本学の教育目的・目標の理解への取り組みと広報を行っている。

（3） 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の養成にこたえているかについての点検は、「本学の保育者養成に対する地域・社会の評価→学内での検討→本学教育の見直し」というサイクルにおいて実施されている。本学の保育者養成に対する地域・社会の要請については、卒業生の現況調査・実習訪問指導の際の聞き取りや常磐会短期大学外部第三者評価委員会における評価と意見聴取等の機会を通じて、日常的かつ組織的に情報収集を行っている。そこで寄せられた要請については、学内の授業に関わる各部署あるいは FD 委員会・教育懇談会の場で検討し、具体的な目的・目標の見直しへと繋げている。また、毎年 1 月に実施される実習懇話会において、本学学生の実習先である園・所・施設の先生方と学生の実態や課題について話し合う中で、本学の教育目標の達成度と課題について話し合う機会を持っている。令和 2（2020）年度については、コロナ禍の影響により、対面での実習懇話会は実施できなかったため、実習園へのアンケート調査を実施し、本学学生の印象について質問することを通じて、本学の教育目標の達成度と課題が検討された。その結果については実習指導室報『てしお』に掲載し実習先に送付した。

［区分　基準Ⅰ-B-2　学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。］

（1） 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

（2） 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

（3） 学習成果を学内外に表明している。

（4） 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅰ-B-2 の現状＞

（1） 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。

（2） 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。

本学においては、短期大学としての学習成果については「ディプロマ・ポリシー」において、『知識・理解』『関心・意欲』『思考・判断』『技能・表現』『態度』の五つの観点から、より具体的に本学教育の目標を明示する形となっている。また、各項目について、本学の建学の精神（和平・知天・創造）との関連を明記している。

本学は幼児教育科のみの短期大学であるが、「短期大学士の授与方針」と「幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針」を別に設定している。これにより、短期大学としての学習成果を「短期大学士の授与方針」、「幼児教育科」としての学習成果を「幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針」として示している。近年、本学に入学してくる学生の学力が多様化する中、ディプロマ・ポリシーにおいて以下のような「短期大学士の授与方針」および「短期大学士の授与方針と幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針」を明示し、「履修要覧」で学生に周知していることは、本学の校是の理解と学生の基礎学力向上や社会人基礎力育成の意識化という点で有益であると考えている。

ディプロマ・ポリシーにおける二つの方針

観点	短期大学士の授与方針 （短期大学教育の課程を修了した知識・能力の証明として授与される学位）	幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針
知識・理解	社会生活に必要な知識を身につけ、理解している（知天）	子どもの育ちとそれを支える保育・幼児教育、子育て支援についての基本的知識を身につける（知天）
関心・意欲	自己・他者・社会への関心を持ち、教養を備えた人間として、生涯を通じて学び続ける姿勢と、社会・環境に働きかける意欲を持つ（知天・創造）	保育・幼児教育の職に就く自覚と誇りを持ち、子どもを取り巻く環境に関心を持ち、自ら実践しようとする意欲を持つ（知天・創造）
思考・判断	自ら、あるいは他者との協同の上で設定した課題について、学問領域の研究方法を用いて、分析し考察することができる（創造）	日々の実践の中から課題を見出し、子どもの最善の利益につながる課題解決の方法を考察することができる（創造）
技能・表現	体得した技術・技能を用いて、口頭あるいは文章によって論理的に表現することができる（知天・創造）	専門職としての基本技術や技能を体得し、ことば・からだ・芸術・情報機器などを通じて、論理的に豊かに表現できる（知天・創造）
態度	人権感覚を身につけ、自らの義務を着実に果たし、知識や能力を活かして、社会に貢献できる（和平・知天・創造）	人間関係を大切にし、協同して物事に取り組みながら、子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて行動できる（和平・知天・創造）

また、保育者養成校である本学においては、開設されている科目が幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得に関わるものであるため、「教職課程コア・カリキュラ

ム」及び「保育士養成課程」に示された方針に基づき作成された各教科目における「目標」と「内容」を設定しており、各教科目担当者は、その方針に基づき授業を展開している。

（3） 学習成果を学内外に表明している。

学習成果の学内外への表明では、前述の通り、本学では短期大学としての学習成果については「ディプロマ・ポリシー」によって示しており、ホームページにおいて公表している。教科目ごとの学習成果についてはシラバスに記載されており、学生や教職員といった学内関係者に対しては「履修要覧」の冊子として表明している。また、本学のホームページで授業概要（シラバス）を公開しており、学外関係者に対しても、各科目における学習成果について公表されている。ただし、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連について、本学としての明確な指針がなかったため、令和４（2022）年度より、授業概要に各科目とディプロマ・ポリシーの関連を明示する方針が確認され、令和３（2021）年度内で検討を行うこととなった。

（4） 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

学校教育法の短期大学規定に照らした学習成果の定期的な点検では、教職課程・保育士養成課程の改定に伴う本学の教育課程の改訂に併せて、教員・教学課職員等が受講した短期大学における教務のあり方に関する研修等の内容を踏まえ、学校教育法に示されている短期大学の規定や短期大学教務に関わる最新の知見を参照しながら点検を行った。これらの教育目的・目標については建学の精神とともに、本学ホームページで内外に向けて示し、人材養成の成果が地域・社会の要請に応えているかの定期的な検証は、例年実習先との懇談会を通じて行ってきたが、令和２（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行により、実習先へのアンケートで代替し、その結果については実習指導室報『てしお』に掲載し実習先に送付した。

［区分　基準Ⅰ-B-3　卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。］

（1） 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
（2） 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
（3） 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
（4） 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分　基準Ⅰ-B-3 の現状＞

（1） 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
（2） 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。

本学においては、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）を策定し、本学教育の方向性を示すものとして活用している。

ディプロマ・ポリシーに関しては、前述のとおり、「短期大学士の授与方針」と「幼

稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針」という二つの視点から学生に求める資質を示しており、資質を捉える観点については「知識・理解」「関心・意欲」「思考・判断」「技能・表現」「態度」の５点を挙げている。

ここで示された五つの観点が、各教科目において学生に育てたい資質を捉える際の観点となっており、各授業担当者は、ディプロマ・ポリシーで示された五つの観点に基づき、各教科目の目標と内容を策定している。

カリキュラム・ポリシーについては、本学の多岐に亘る教育内容を、関連する教科目群でグループ化することにより、学生が学びの内容を整理して捉えられるようにしている。これに関連して平成 31（2019）年 4 月より教職課程及び保育士養成課程が改訂されるにあたり、カリキュラム・ポリシーの整備とカリキュラム・マップの策定を行い、令和元（2019）年度入学生より運用されている。

アドミッション・ポリシーは、本学で学ぼうとする学生に求める「姿勢」と最低限必要な知識・技能を示したものであり、この内容は、本学のカリキュラム・ポリシーで示されたさまざまな教科目の基礎を形成するものとして位置付けられている。

三つのポリシーについての組織的議論では、各部会の議論によって案が作成され、その後、執行部会での検討を経て、最終的には教授会で審議される中で策定されている。近年では、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改定にあたって、教務部で素案が作成され、その後、執行部会での検討を経て教授会で審議・策定された。また、各科目とディプロマ・ポリシーとの関連についても、今後は教務部で素案を作成し、執行部会での検討と兼任講師も参加する教科目連絡会での確認を以て決定するという手続きを予定している。

（3） 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。

三つのポリシーを踏まえた教育活動に関して、本学の教育はカリキュラム・ポリシーに基づく教育課程に基づき、各々の教員がディプロマ・ポリシーを踏まえた教科目のシラバス作成と授業の実施と学生の評価に基づいて展開している。ここでは専任・兼任を問わず、すべての教員が本学の三つのポリシーについて共通認識を持つことが必要であるため、シラバス作成に取り組む際と各年度の開始の際に、全教員に文書での依頼および４月に開催される兼任講師会での説明を通して、共通理解を図っている。

学生に対しては、入学時に学生に配布される「学びの記録と短期大学での過ごし方」の冊子の中で、カリキュラム・マップを掲載し、各セメスターの授業終了後に、カリキュラム・ポリシーに基づいて作成されたカリキュラム・マップに、単位を修得できた科目に（秀・優・良・可）によって色を変えて塗ることで、学生自身が、自分自身の成績の状況や各分野の得意・苦手を視覚的に理解できるようにすることで、学習の振り返りと目標の明確化につなげている。

常磐会短期大学カリキュラム・マップ

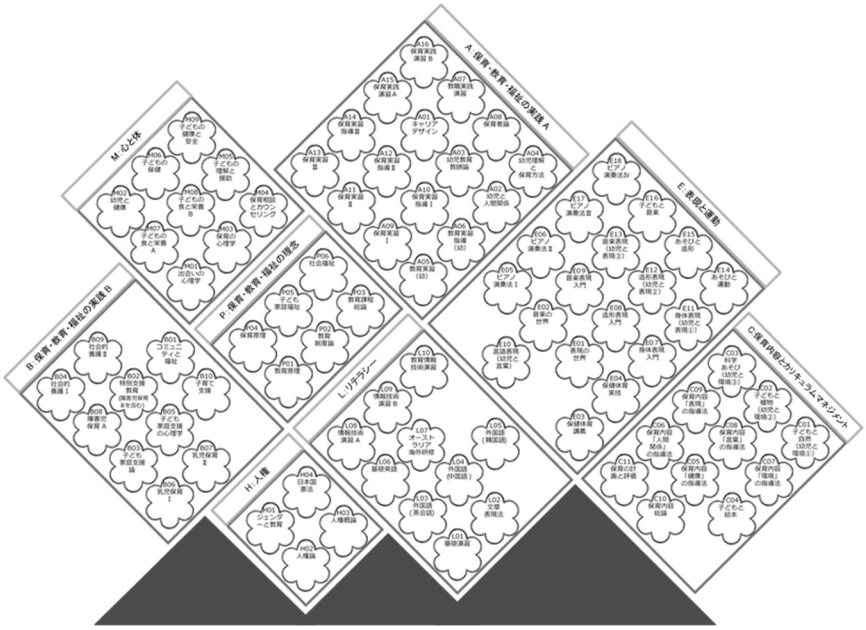

（4） 三つの方針を学内外に表明している。

三つの方針の学内外への表明では、学外に対してはホームページやキャンパスガイドを通して、学内に対しては「学生便覧」を通して公表している。また、１回生に対しては、履修オリエンテーションや「基礎演習」の科目の中で、本学の校是と共に、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、カリキュラム・マップについて学ぶ機会を持っている。アドミッション・ポリシーについては、入試における面接試験に際して、本学のアドミッション・ポリシーへの理解を求めており、オープンキャンパスなどの機会で本学への入学を希望する人に、本学としての方針が理解できるように学生募集要項などに示している。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の課題＞

今後の課題は、本学における教育の目的・目標に関する概念の整理である。本学における教育目的・目標についての現状はすでに述べたとおりであり、明確な方針を示しているとは考えられるが、「建学の精神→教育目的・目標→学習成果→三つのポリシー」という近年の大学教育の構造化の考え方に基づけば、そこで明記されている内容については欠落しているものはないものの、より分かりやすい形で整理することが求められている。

特に学習成果に関しては、幼児教育科としての特性を念頭においた整理が必要になると考えられる。現在、本学園内における高等教育機関の再編についての議論が行われており、その際に、本学における目標概念の再編が必要であると考えている。こうした整理の上で、三つのポリシーを評価するアセスメント・ポリシーの作成、学生の学習に関するポートフォリオ、ディプロマサプリメント等を整えて可視化していく必要がある。また、学生の実習成績評価指標とディプロマ・ポリシーとの関連について明確化することや、求人と採用のための学校案内においても建学の精神は謳っている

がディプロマ・ポリシーも明示することも必要である。また学習成果の点検では、課程改定時だけでなく定期的な見直しの方法、成績評価の妥当性検証と点検体制構築の取り組みも課題である。

＜テーマ　基準Ⅰ-B 教育の効果の特記事項＞

現在、検討中のため特記事項なし。

［テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証］

［区分　基準Ⅰ-C-1　自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。］

（1）　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
（2）　定期的に自己点検・評価を行っている。
（3）　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
（4）　自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
（5）　自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
（6）　自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分　基準Ⅰ-C-1 の現状＞

（1）　自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。

大学における教育研究の質については、学校教育法に基づく文部科学省の設置認可制度及び平成 15（2003）年の改正学校教育法により平成 16（2004）年 4 月に認証評価制度が制定され、大学の教育研究の質保証は、これら制度の下での大学自らの自己点検・評価とそれに基づく自己改善が重視されてきており、質の改善に向けた組織的な活動である「内部質保証」の体制づくりが求められる。

本学では、以前から規程を定めて自己点検・評価委員会や ALO の設置、外部の第三者評価委員会による評価、他大学との相互評価などを導入して教育研究の質保証に取り組んできたが、今後は、自己点検・評価委員会だけではなく全学的な制度として、自己改善を主眼として PDCA を回し推進していくための仕組みを確立することが必要である。

これらの問題意識から、令和 2（2020）年度に執行部会及び常任理事会に内部質保証体制の仕組みを構想して提案し、モデル的に学長室を運用した。

（2）　定期的に自己点検・評価を行っている。
（3）　定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。

定期的な自己点検・自己評価については、全学的な自己点検・自己評価に係る規程として、常磐会短期大学評価規程、同自己点検・自己評価実施規程、同第三者評価委員会規程を設けて、毎年の自己点検・自己評価組織を置き、全教職員が関与する中で報告書を作成して外部第三者評価委員による外部評価を得て、ホームページで報告書を公表している。

平成 27（2015）年の前回認証評価受審の際には、中京学院大学短期大学部との相互評価を実施したが、今年度は感染症の流行により実施することはできなかった。

（4） 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
（5） 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
（6） 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

なお、令和２（2020）年度の外部第三者評価は、自己点検・自己評価の組織をもとに全教職員で令和元（2019）年度の自己点検・自己評価の結果について報告書にとりまとめ、高等学校、就職先、保護者会などを代表する下記の第三者外部評価委員を委嘱し、当初は対面の会議を予定していたが、感染症の流行により急遽、書面会議で実施した。なお各委員から頂いた意見は、「令和２年度　外部第三者評価報告書」及び「第三者委員会からの意見への対応について」として取りまとめた。各委員から頂いたこれらの意見と対応については、令和３（2021）年度の全学的な自己点検・自己評価委員会で周知し、次年度の自己点検・自己評価に反映し、改革・改善に向けて取り組んでいる。

令和２（2020）年度　常磐会短期大学　第三者評価委員会　委員一覧
委嘱期間：令和２（2020）年 10 月１日～令和３（2021）年９月 30 日（１年間）

※規程第３条区分		氏名	所属
第１号	幼稚園関係者	田中　文昭	やまなみ幼稚園　園長
第２号	保育所（園）関係者	竹本　栄	平野愛和学園　理事長
第３号	児童養護施設関係者	畠中　勇	みおつくし福祉会　長谷川羽曳野学園施設長
第４号	高等学校関係者	中濱　秀徳	大阪府教育センター附属高等学校校長
第４号	高等学校関係者	片山　豊	大阪夕陽丘学園高等学校　校長
第５号	地域代表者	稲嶺　一夫	大阪市平野区　区長
第６号	育友会代表者	南　　智美	常磐会短期大学　育友会　会長
第７号	卒業生	家古谷　郁子	常磐会保育学院　卒業生
第８号	学識経験者	磯野　眞紀子	元平安女学院大学短期大学部　学部長

［区分　基準Ⅰ-C-2　教育の質を保証している。］

（1） 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
（2） 査定の手法を定期的に点検している。
（3） 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
（4） 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分　基準Ⅰ-C-2 の現状＞

（1） 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
（2） 査定の手法を定期的に点検している。

学習成果を焦点とする査定の仕組みについては、アセスメント・ポリシーの策定が求められるが、今年度は感染症流行への対応に尽力が注がれて、その策定を行うことができなかった。学習成果の査定について、中央教育審議会の答申「学士課程教育の構築に向けて」（平成 20 年 12 月 24 日）では、①教員間の共通理解を土台に、成績評価基準を策定し、その明示について徹底することがもとめられているが、本学の成績評価基準／90～100 の「秀」は、全体の１割以内とするとして、専任・兼任の全教員に配布資料「成績評価について」で周知している。また、②成績評価の結果について、基準に準拠した適正な評価がなされているかの組織的な事後チェックを実施することが求められているため、従前の教学体制でのチェックのみならず、アセスメント・ポリシーに基づく教学 IR、学長室を中心に質保証推進組織としての執行部で執り行うことを構想。さらに、③成績評価の通用性を高める方策として学内の教員以外の第三者の参画を求める仕組みを検討することなどが求められている。

特に令和２（2020）年度は感染症流行により、通常対面授業の実施が困難になる中、かつて経験したことのない遠隔での授業を行うことになり、成績評価の妥当性を検証する必要が生じたため、モデル的な学長室が中心となって、１回生時に対面で授業が行われた本年度現２回生の GPA 成績と、ほぼ１年間に遠隔授業が展開された本年度現１回生の GPA 成績とを比較すること、学習成果に対して外部からの査定となると思われる学生の実習先での実習評価と学生の GPA 評価との相関などを検討し、検証実施に向けて準備をした。

（3） 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。

また、令和２(2020)年度の FD 研修会では、学びあうクラスづくり教育への課題について全教員参加で話し合う「ワールドカフェ」方式で開催し、これまでの本学の教育の特色が「学びあうクラスづくり教育」、「実習教育」、「行事教育」にあること、そして、それが本学の建学の精神である「和平」、「知天」、「創造」に合致している事を再確認するとともに、３つのポリシーだけでは見えてこない各教育方法と教育資源との関係を検討することができることが理解でき、教員で共有することができた。

（4） 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

基準Ⅰ-C-1 の現状で述べたように、現在の大学は内部質保証の体制を構築すること、特に教育の質を常に高めていくための取り組みが求められているため、令和２（2020）年度はモデル的に置いた学長室を中心に、組織体制のあり方や関係諸規程の改正に向けて検討した。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の課題＞

内部質保証とは、質保証システムの現状と将来像に関する研究会（平成 29（2017）年 3月 31 日）による『教育の内部質保証のガイドライン』では、「大学が自律的な組織として、その使命や目的を実現するために、自らが行う教育及び研究、組織及び運営、ならびに施設及び設備の状況について継続的に点検・評価し、質の保証を行う

とともに、絶えず改善・向上に取り組むことを指す。」とある。従前は、大学自らが定期的に自己点検・自己評価を行うことで大学運営の対応及び説明責任を確保してきたが、今後は全教職員が PDCA サイクルを意識的に、そして全学組織的に取り組むことで、本来の目的である教育や運営の改善と質の向上を目指していくことが求められている。このような中で、本学の課題としては、全学的な内部質保証の方針の策定と具体的な全学組織の構築が必要となっている。今年度は、前述のように感染症対応に追われて着手することができなかったが、学長室を中心にこれらの構想を検討した。

＜テーマ　基準Ⅰ-C 内部質保証の特記事項＞

検討中であるため、特記事項なし。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程]

［区分　基準Ⅱ-A-1　学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。］

（1）　卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

（2）　卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

（3）　卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-1 の現状＞

（1）　卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。

①卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。

学科の卒業認定・学位授与の方針は、「常磐会短期大学幼児教育科の教育方針」に基づき、「学則」第９条及び「常磐会短期大学幼児教育科学位規程」に明記され、本学に２年以上在学し、第７条に定める授業科目及び単位数を修得した者には教授会の議を経て、学長が卒業を認定するとし、前項の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する（学則９条）としている。

卒業認定と学位の授与については、学則第２章及び第３章で、修業年限、修得すべき単位数等の卒業要件を定めており、学生には、『学生便覧』、『履修要覧』に明記して、履修登録のためのガイダンスで繰り返し説明を行っている。

資格取得の要件については、学則第 10 条において、教育職員免許状等授与の所要資格について明示しており、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得した者の幼稚園教諭二種免許状の取得、児童福祉法施行令及び児童福祉法施行規則に定める所要の単位を修得した者の指定保育士養成施設卒業証明書授与、社会福祉法第 19 条第１項により厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する授業科目及び単位を修得した者の社会福祉主事任用資格の取得について定めている。こうした免

許、資格等にかかわる本学における取得要件については、本学教育課程において明記するとともに、学生には、『履修要覧』において、「幼稚園教諭二種免許状の取得要件」の提示と「本学の開設する幼稚園教諭二種免許状科目」、「社会福祉主事任用資格の取得要件」と「本学で該当する科目」、「保育士資格の取得要件」と「本学の開設する保育士養成課程の教科目」を明示し、履修登録のためのガイダンスで繰り返し説明を行っている。

本学の卒業認定・学位授与の方針及び資格取得の要件については、ディプロマ・ポリシーにおいて求められる学習成果を示しているが、「短期大学士の授与方針」と「幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針」を分けて示すことにより、「短期大学士」の学位を与えるにふさわしい基礎的・汎用的能力と、保育者に求められる専門的能力のそれぞれに対しての目標を明確化している。なお、各教科目とディプロマ・ポリシーとの関連について学校としての明確な方針を示していなかった点は課題であり、令和４（2022）年度授業よりシラバスに明記する方向で検討を行っている。

成績評価基準については、「学則」第８条において、「授業科目を履修し、その試験に合格した者には所定の単位を与える」としたうえで、「前項の試験の評価は、秀・優・良・可・不可の５種の標語をもって表し、秀・優・良・可を合格とする」「試験については、別に定める」としている。試験については、「学務規定」の第２章において、試験の形式・評語・実施方法・試験の評価を受けることができる条件・定期試験の実施方法・不正行為への対応方針について明記している。ただし、令和２（2020）年については、コロナ禍の影響で、学生が集合しての定期試験を行うことには、感染拡大のリスクや受験に係る公平性の確保が難しいと判断し、定期試験は実施せず、各教科目内での定期試験以外の方法での成績評価を行う形に変更を行った。

これらは『学生便覧』等での周知の他、各授業科目の成績評価方法についてはシラバスに明記しており、学生は自身が受けた成績評価の客観性や妥当性を確認することができ、評価に疑問が生じた場合は、教員、事務局、教務部に質問及び疑議申し立てが可能である。学生からの成績に対する質問や疑議申し立てについては、迅速かつ根拠を明確にして対応し、異議申し立てがあった場合はすぐに教員に教学課から問い合わせし、学生に回答している。なお成績評価にかかわる疑問については、学生に対して、手続き方法が明示されていなかったため、令和２年度（2020 年度）から入学時点での手続きを『履修要覧』で明示している。

（2） 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。

本学の学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、「短期大学士」の学位を与えるにふさわしい基礎的・汎用的能力と、保育者に求められる専門的能力のそれぞれに対しての目標を明確化している。ディプロマ・ポリシーは「知識・理解」「関心・意欲」「思考・判断」「技能・表現」「態度」の五つの観点から記述しているが、これは、文部科学省が提唱する「観点別学習状況の評価の観点」を踏まえており、現代の学校教育において育みたい力を検討する際の観点であるといえ、本学の卒業認定・学位授与の方針が社会的・国際的な通用性を持つものであることの根

拠であるといえる。

（3） 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針の定期的な点検については、教職課程や保育士養成課程の改定などに伴う本学の教育課程の改定等のタイミングで見直しを行うとともに、外部第三者評価委員会等からの指摘事項等を受けて見直しを行っており、見直しの時期を明記してはいないが、適宜見直しを行うことを基本姿勢とし、本学執行部会と教務部の相互的やり取りの中で案を策定し、その案を教授会で議論するという形で組織的に見直しが行われている。

［区分　基準Ⅱ-A-2　学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。］

（1） 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

（2） 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。

（3） 教育課程の見直しを定期的に行っている。

＜区分　基準Ⅱ-A-2 の現状＞

（1） 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。

教育課程編成・実施方針と卒業認定・学位授与の方針との対応について、本学の教育課程は、教育・保育者養成課程の科目編成となっており、学則の別表第１－１で学生に示している。繰り返し述べたように、本学のディプロマ・ポリシーは短期大学士の授与方針と幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい者と認めるにあたっての方針に分けて示されているが、本学の教育課程では、「幼児教育科で学んだ者としての基礎的教養を身につけた者」という観点から編成された卒業必修単位の設定と、「幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい専門的力量を身につけた者」という観点から編成された免許・資格取得に必要な単位の設定がなされている。短期大学士の授与については、下記の表に示した教科目の単位の取得を必須としている。

短期大学を卒業するためには開講されている授業科目を履修し、62 単位以上修得する必要がある。ただし、62 単位中、次の必修科目は必ず履修しなければならない。

科　目　区　分	卒業必修科目　学科目名（単位数）	
基礎教育科目 必修 13	1 科目必修	子どもと自然（ 2 ）子どもと植物（ 2 ）科学あそび（ 2 ）
	1 科目必修	ジェンダーと教育（ 2 ）出会いの心理学（ 2 ）コミュニティと福祉（ 2 ）
	1 科目必修	子どもと絵本（ 2 ）表現の世界（ 2 ）音楽の世界（ 2 ）
	基礎演習（ 1 ）人権論（ 2 ）人権概論（ 1 ）キャリアデザイン（ 2 ）文章表現法（ 2 ）日本国憲法（ 2 ）	
専門教育科目 必修 13	ピアノ演奏法Ⅰ（ 1 ）ピアノ演奏法Ⅱ（ 1 ）教育原理（ 2 ）保育の心理学Ⅰ（ 2 ）教育課程総論（ 2 ）保育原理（ 2 ）社会福祉（ 2 ）	
	1 科目必修	音楽表現入門（ 1 ）造形表現入門（ 1 ） 身体表現入門（ 1 ）
短卒必修科目計	17 科目　26 単位	
短卒選択科目計	37 単位以上	
合 計 単 位 数	62 単位以上	

（2）　教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。

① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。

② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。

③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。

④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。

⑤ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。

本学の教育課程は、短期大学設置基準の「短期大学は、学科に係る専門の学芸を教授し、職業又は実際生活に必要な能力を育成するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」という方針にのっとり、専門性の育成と幅広い教養や豊かな人間性の涵養に資するために、本学のカリキュラム・ポリシーに示す授業科目群を設定している。

授業科目群の内容と目的は次のとおりである。まず、保育者を育てる学校であり、かつ、良き市民を育てる責務を持った教育機関として、「市民として、保育・教育・福祉に携わる者として求められる人権力の育成」は本学の教育の根幹を成すものであることから、『H：人権』に関わる科目を置いている。また、学力の根本を成すものとして「言語や情報技術を用いてコミュニケーションや情報発信ができる力の育成を目的」に『L：リテラシー』に関わる科目を置いている。

常磐会短期大学　カリキュラム・ポリシー

科目グループ	カリキュラム・ポリシー	含まれる科目
H：人権	市民として、保育・教育・福祉に携わる者として求められる人権力の育成を目的とした科目を置く。	H01 ジェンダーと教育　H02 人権論　H03 人権概論　H04 日本国憲法 計 4 科目

L：リテラシー	言葉や情報技術を用いてコミュニケーションや情報発信ができる力の育成を目的とした科目を置く。	L0 1 基礎演習　L02 文章表現法　L03 外国語（英会話）L04 外国語（中国語）　L05 外国語（韓国語）　L06 基礎英語　L07 オーストラリア海外研修　L08 情報技術演習 A L09 情報技術演習 B　L10 教育情報技術演習 計 10 科目
P：保育・教育・福祉の理念	保育・教育・福祉の基本概念と理念を理解することを目的とした科目を置く。	P01 教育原理　P02 教育制度論　P03 教育課程総論　P04 保育原理　P05 子ども家庭福祉　P06 社会福祉 計 6 科目
A：保育・教育・福祉の実践 A	保育・教育・福祉の方法の基礎を身につけ、自ら実践する力の育成を目的とした科目を置く。	A01 キャリアデザイン　A02 幼児と人間関係　A03 幼児教育教師論　A04 幼児理解と保育方法　A05 教育実習（幼）A06 教育実習指導（幼）　A07 教職実践演習　A08 保育者論　A09 保育実習Ⅰ　A10 保育実習指導Ⅰ　A 11 保育実習Ⅱ　A 12 保育実習指導Ⅱ　A 13 保育実習Ⅲ　A 14 保育実習指導Ⅲ　A 15 保育実践演習　A16 保育実践演習 B 計 16 科目
B：保育・教育・福祉の実践 B	保育・教育・福祉の対象に即した援助の方法を理解し、実践できる力の育成を目的とした科目を置く。	B 01 コミュニティと福祉　B 02 特別支援教育（障害児保育 B を含む）B 03 子ども家庭支援論　B 04 社会的養護Ⅰ B 05 子ども家庭支援の心理学　B 06 乳児保育Ⅰ　B 07 乳児保育Ⅱ　B 08 障害児保育 A　B 09 社会的養護Ⅱ　B 10 子育て支援 計 10 科目
M：心と体	子どもの心身のありようと発達を理解し、適切な関わりを身につけることを目的とした科目を置く。	M01 出会いの心理学　M02 幼児と健康　M03 保育の心理学　M04 保育相談とカウンセリング　M05 子どもの理解と援助　M06 子どもの保健　M07 子どもの食と栄養 A M08 子どもの食と栄養 B　M09 子どもの健康と安全 計 9 科目
C：保育内容とカリキュラムマネジメント	保育内容についての知見を深めるとともに、乳幼児期にふさわしい保育を組み立て、適切な関わりができる力の育成を目的とした科目を置く。	C01 子どもと自然（幼児と環境①）　C02 子どもと植物（幼児と環境②）　C03 科学あそび（幼児と環境③）　C04 子どもと絵本　C05 保育内容「健康」の指導法　C06 保育内容「人間関係」の指導法　C07 保育内容「環境」の指導法 C08 保育内容「言葉」の指導法　C09 保育内容「表現」の指導法　C 10 保育内容総論　C 11 保育の計画と評価 計 11 科目
E：表現と運動	豊かな実技力と運動能力を身につけ、子どもの表現活動・運動への指導・援助ができる力の育成を目的とした科目を置く。	E01 表現の世界　E02 音楽の世界　E03 保健体育講義 E04 保健体育実技　E05 ピアノ演奏法Ⅰ　E06 ピアノ演奏法Ⅱ　E07 音楽表現入門　E08 造形表現入門　E 09 身体表現入門　E 10 言語表現（幼児と言葉）　E 11 身体表現（幼児と表現①）　E 12 造形表現（幼児と表現②）　E 13 音楽表現（幼児と表現③）　E 14 子どもと音楽　E 15 あそびと造形　E 16 あそびと運動　E 17 ピアノ演奏法Ⅲ　E 18 ピアノ演奏法Ⅵ 計 18 科目

保育者養成校である本学においては、保育者としての専門性を高めることが重要であるが、その基礎となる「保育・教育・福祉の基本概念と理念を理解することを目的とした科目」として、『P:保育・教育・福祉の理念』を置いている。また、保育者としての実践力の向上のために、「保育・教育・福祉の方法の基礎を身につけ、自ら実践する力の育成を目的とした科目」として『A：保育・教育・福祉の実践 A』に関わる科目を、特別支援や保護者支援など、より具体的な対象に即した「保育・教育・福祉の対象に即した援助の方法を理解し、実践できる力の育成を目的とした科目」として『B 保育・教育・福祉の実践 B』に関わる科目を置いている。こうした科目群は、教育・保育・福祉の現場的な経験を積み上げた教員が担当することにより、実践的力量を身に付けることができるような授業展開を行っている。

また、保育者としての専門的な力量形成に関わって、「子どもの心身のありようと発達を理解し、適切な関わりを身につけることを目的」とした『M：心と体』に関わる科目、「保育内容についての知見を深めるとともに、乳幼児期にふさわしい保育を組み

立て、適切な関わりができる力の育成を目的」に『C：保育内容とカリキュラムマネジメント』に関わる科目を置いている。特に、平成 30（2018）年度から施行されている幼稚園教育要領・保育所保育指針等の改訂の中で注目されている「カリキュラムマネジメント」という文言を科目群の名称に取り入れることで保育者の専門性におけるカリキュラムマネジメントの力量の重要性を学生自身が意識化できるようにしている。

保育者養成校である本学において、保育の技術を習得する科目として位置づけられる音楽・美術・体育等の分野における実技力の向上は教科目配置における重点事項であり、これまでも本学教育課程において重視してきた事項である。「豊かな実技力と運動能力を身につけ、子どもの表現活動・運動への指導・援助ができる力の育成」を目的とした『E：表現と運動』の科目においては、本学のこうした蓄積を体現した科目配置となっている。保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得のための必修科目である「身体表現」、「音楽表現」、「造形表現」、「言語表現」のみでなく、より基本的な実技力からの積み上げを可能にする「身体表現入門」、「音楽表現入門」、「造形表現入門」の三つの科目を置き、さらにより発展的な実技力と実践力の獲得を目標とした「あそびと運動」、「子どもと音楽」、「あそびと造形」の三つの科目をそれぞれ選択科目として設置している。こうした「三層構造」による実技科目の設定は本学における実技力向上のための取り組みの中核をなすものである。

「入門」科目については、卒業選択必修科目として３科目中１科目の履修を義務付け、発展的な力量の獲得を目指した選択科目については、３科目中１科目は履修するように指導する方針で指導を行っており、学生の実技力の強化に繋がるようにしている。また、ピアノ演奏の経験がない入学生が増加している中、入学前教育においてピアノ講習を実施するなどの取り組みを行っており、学生の実技力の向上に寄与している。

令和２（2020）年度の入学生は、新型コロナウイルス感染症流行によって、令和元（2019）年度内に入学前のピアノ講習ができなかったが、令和２（2020）年 8 月にピアノの進度が遅い学生への補講というかたちで取り組んだ。

これらの科目と免許・資格取得との対応を『履修要覧（履修の手引）』に、学生が理解しやすいよう明示し、履修登録説明会でも詳しく伝えている。また、学科目配当表により、取得できる資格・免許を明示し、どのような人材を育成するかを具体的に示している。このような授業科目は、学生の主体的な学びを喚起することへと繋がっている。学生同士の相互作用によって学習内容を深め、学習の動機づけも強める。そして様々な問題を自身の問題として受け止め、人格的資質を形成し、社会的存在としての自己に気づくことのできる科目群を設けている。

また、保育に関わる専門知識・技能のみならず、本学の教育課程を貫く核心として社会人として必要不可欠な感性と高度な教養を、柔軟なカリキュラムから学ぶことができる体制を整備している。本学における短期大学士としての必修科目は、次のような特質を持つ。

一つに、基礎演習・文章表現法・キャリアデザイン等の科目の中で、論理的思考のための様々な技法を学ぶこと、他者と協同しながら学ぶ経験をすること、文章力や考えたことを表現する力を高めることを通して、短期大学士としてふさわしい、「知識・

技能」、「思考・判断」、「技能・表現」の力を高める科目群が設定されているということである。こうした力量の育成は、上記の『L：リテラシー』に関連する科目のみでなく、本学で開講されているあらゆる科目の中で目指されている点に特徴がある。

二つに、人権を尊重できる「態度」を身につけることを目指した教育課程となっていることである。これらの学びは、『H：人権』に関連する人権論・人権概論・日本国憲法等の科目を通じてのみならず、保育・教育・福祉に関わるさまざまな科目においても重視されている。

三つに、学生の「知識・理解」、「興味・関心」、「思考・判断」の力、さらに、学んだことを表すための「技能・表現」の力を、保育・教育・福祉に関連する科目群を通して高めることを目指していることである。

このように、本学における「短期大学士」授与の方針は「幼児教育科で学んだ者としての基礎的教養を身につけた者」という観点で設定されている点に特質がある。また、「幼稚園教諭二種免許状・保育士資格の取得にふさわしい専門的力量を身につけた者」という観点から編成された免許・資格取得に必要な単位の設定については、幼稚園教諭二種免許状取得に必要な教職課程、保育士資格取得に必要な保育士養成課程を踏まえており、免許・資格に必要な科目の履修を通して、ディプロマ・ポリシーで五つの観点から示された内容の習得を目指している。

（3） 教育課程の見直しを定期的に行っている。

平成 29（2017）年度に上記のようなカリキュラム・ポリシーの再設定が行われ、本学の教育内容の構造が明確にされた。なお、令和元（2019）年度からの教育課程の改定に伴い、含まれる科目の変更と教科目のナンバリングを行った。このことにより、本学における教育課程はより体系的に示されることとなった。また、カリキュラム・ポリシーの改定と併せて、カリキュラム・マップの策定を行った。

このカリキュラム・マップは、カリキュラム・ポリシーにおける科目グループごとの関連性を明確にするとともに、科目グループ内における各教科目の位置づけが視覚的に理解できるように整理されている。さらに前述のように、このカリキュラム・マップは、単位を取得した科目に学生が評価に応じて色を塗ることで、自身の各科目グループにおける成績の状況を視覚的に理解できるように作成されており、自身の学習の振り返りのツールとして用いることとしている。

［区分　基準Ⅱ-A-3　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。］

（1） 教養教育の内容と実施体制が確立している。

（2） 教養教育と専門教育との関連が明確である。

（3） 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-3 の現状＞

（1） 教養教育の内容と実施体制が確立している。

（2） 教養教育と専門教育との関連が明確である。

本学における基礎教育科目は、「子ども」「保育」を見据えながら、より幅広い教養を身につけることを目的に内容が構成されており、学ぶ喜びを感じ、学びの技法に触れながら、社会人としての基礎を築いていくことが可能な内容になっている。本学は、人権教育を基盤とした教育方針を掲げており、「市民として、保育・教育・福祉に携わる者として求められる人権力の育成を目的」に「人権」に関わる科目群を置いている。また、社会人として、保育者として求められる「言葉や情報技術を用いてコミュニケーションや情報発信ができる力の育成」を目的に、「リテラシー」に関わる科目を置いている。

基礎教育科目における選択科目に関しては、自然科学にかかわる科目（「子どもと自然（幼児と環境①）」「子どもと植物（幼児と環境②）」「科学あそび（幼児と環境③）」）から 1 科目、人文社会学にかかわる科目（「ジェンダーと教育」「出会いの心理学」「コミュニティと福祉」）から 1 科目、芸術や文学にかかわる科目（「子どもと絵本」「表現の世界」「音楽の世界」）から 1 科目を選択することとなっている。これらの科目は、保育・教育・福祉を視野に入れながらより広い教養を身に着けることにつながっている科目であり、本学教育の特徴的な取り組みであるといえる。

初年次の「基礎演習」科目については、短期大学における「学び方」を学ぶことや漢字力などの基礎学力に関わる事項については専任教員全員が横断的に履修者を担当するゼミ形式で開講、行事等への取り組みを通してのコミュニケーション力の育成に関わる事項についてはクラス単位で開講とその目的に応じた柔軟な体制で授業を展開している。短期大学の学習のあり方、自己成長の確認、基礎学力等の修得を目指して授業が構成されている。学習技術獲得・さまざまなワークショップの経験を通じた集団思考の経験を行うこと、資料や文献の収集法や整理の方法などについて、「『伝える』の実践」「『訊く』の実践」などのテーマに即した形で学ぶ機会になっており、年を重ねる中で内容が精査されている。

教養教育と専門教育との関連では、保育者養成校としての本学での学びは「基礎学力」「専門知識」に加え、それらをうまく活用していくための「社会人基礎力」の育成も柱にする必要がある。社会人基礎力については、例えば経済産業省は「前に踏み出す力」（主体性、働きかけ力、実行力）、「考え抜く力」（課題発見力、計画力、創造力）、「チームで働く力」（発信力、傾聴力、柔軟性、状況把握力、規律性、ストレスコントロール力）の三つの能力に 12 の能力要素として説明を行っているが、こうした力を学校生活全般を通じて育成することが重要になる。これまでも本学では、さまざまな学内行事等をクラス単位で行うことを通じて、学生の社会人基礎力の育成にあたってきたが、近年、学生の多忙化や集団形成の力量の低下などの中で、学内行事等の運営にさまざまな課題がみられるようになってきた。そのため、平成 30（2018）年度より、本学における初年次教育の取り組み 1 つの柱である「基礎演習」において、クラス単位で行事等への準備や振り返りを行う回を設定し、その中で KJ 法やブレーンストーミング等のさまざまな手法を学び、実践するという機会を設けることとした。こうした取り組みは、学習集団としてのクラス集団作りにも寄与するものである。

（3） 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

教養教育効果の測定・評価と改善への取り組みでは、平成 28（2016）年度までは「基礎演習」の中でプレスメントテストとアチーブメントテストを実施し、学生の教養教育に関わる現状の理解を行っていたが、テスト内容が学生の現状に合致していないと判断し、平成 29（2017）年度より実施していない。現状では、「基礎演習」における漢字学習について、その到達度を図るテストを実施し、保育者として求められる漢字力の育成に取り組んでいる。今後、「履修カルテ」の取り組み等と連動する何かの評価指標と自己判定の仕組みについて検討するなど、今後どのような方法を採択するかを明確にする必要があり、令和２（2020）年度内においてその方法を検討する必要があったが、コロナ禍におおいて学生の学びをいかに保証するかという喫緊の課題に取り組むことを優先する必要があったため十分な検討を行うことはできておらず、今後の課題である。

「基礎演習」の効果測定に関しては、学級集団作りという量的指標で判断することが難しい内容を扱っているために、学生の満足度調査等との関連を考えながら、効果測定の方法を検討することが必要である。特に、令和２（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、その機会となる学内行事の大半が中止となり、学生自身も前期期間は遠隔授業か分散登校での学生生活となったため、クラス集団作りにかかわる取り組みについては、代替となる様々な取り組みを実施したものの、十分な取り組みができたとは言い難い状況となった。結果的に、令和２（2020）年度入学の学生に関しては、クラス集団の中での関係性の構築に様々な困難がみられ、それが学生の学習への姿勢等にも影響を及ぼしているとも考えられ、授業内におけるクラス集団作りのための取り組みの重要性を再認識することとなった。こうしたことから、令和 3（2021）年度を通じて、基礎演習のありかたについて、学習の基盤となるクラス集団作りにかかわる取り組みの充実を目指した検討を行うこととなった。

［区分　基準Ⅱ-A-4　教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。］

（1） 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

（2） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分　基準Ⅱ-A-4 の現状＞

（1） 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。

本学学生の大半は、保育・幼児教育の専門職として育っていくため、専門教育と職業への接続を図る実施体制は、教務部・教学課、就職部・就職課が中心となった体制を取り、進路支援センターが具体的な情報提供と就職活動への支援を担っている。

職業教育に関しては、「キャリアデザイン」（２単位）科目をはじめ、全５回の保育・教育実習及び実習指導（全 14 単位）の科目や保育者養成に必要な教養・専門科目群を開講するとともに、進路支援センターにおいては次のような取り組みを実施している。

職業教育を行うにあたり、保育の現場をよく理解し、ミスマッチをなくすための取り組

みとして、春夏冬休みを利用して保育所・幼稚園や施設等へのボランティア活動の推奨、２回生対象の就職フェア（大阪民間保育園・大阪市私立保育園連盟等が開催）への参加の推奨、保育所・幼稚園・認定こども園・施設への就職を前提とした園見学を実施してきた。

また、就職試験に向けた取り組みとして、１回生後期に実施される大阪私立短期大学協会主催の「短大生のための就職セミナー」への参加を促すことや、１回生後期からの進路ガイダンス（全 11 回）を実施している。進路ガイダンスでは、進路支援センターの取り組みに始まり、キャリアアドバイザーによる「履歴書の書き方セミナー」を企画し、その後クラス担任の協力を得ながら、履歴書の添削や面接指導へと繋げている。令和２（2020）年度については、新型コロナ感染症の影響により、いくつかのプログラムは中止となったが、１回生後期からの進路ガイダンスは、実施することができた。２回生も同様に開講方法を簡素化してガイダンスを実施した。また必要な進路情報については、学生の登校が難しくなる中、ポータルサイトを活用して積極的に提供した。

既卒者に対する支援では、（一財）常磐会の協力を得て、会報「ときは」や「学園報」で進路支援センターの業務内容を掲載するとともに、卒業生の動向を収集し、既卒者に対しても職場紹介を実施している。

（2） 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

職業教育効果の検証では、「キャリアデザイン」をはじめ教育・保育に関わる必要な教科については、定期テストによる効果測定・評価と改善、及び学生の授業評価による評価・改善を行っている。また、教育保育実習における現場指導者からの意見や評価の分析を行うとともに、卒業後の実社会における職業教育全体の効果測定・評価や改善について、卒業後就職先に訪問し実際の職場での卒業生の実情を聴取して、職業教育と進路指導の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

また卒業後の職場での悩みの相談、転職の相談などを受け記録を取り、今後の職業指導の参考にしている。リカレント教育では、「教員免許状更新講習」を開講してきたが、令和２（2020）年度については、新型コロナ感染症の影響により中止となった。

後期中等教育との円滑な接続として、大学での保育の学びを高校生にも体験できる模擬授業をオープンキャンパスで実施することや、高等学校に出前講座を実施し、本学の職業教育の取り組みについて理解を深めるとともに、進学後スムーズに大学教育に馴染めるよう高大接続の取り組みをしてきたが、令和２（2020）年度は、新型コロナ感染症の影響により、これらのプログラムの実施については、相当制限がかかる状況になった。それでもSNS 上での保育模擬体験の動画配信や大学における専門職教育の取り組みを啓発するコンテンツを作成して配信するなどの取り組みを行った。

また本学では、実務経験を有する教員が多数所属し、学生の職業選択に関する情報の把握や学生への助言等は、日常の中で行われて、職業教育の改善に必要な学生の意見は共有している。

［区分　基準Ⅱ-A-5　学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。］

（1）　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
（2）　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
（3）　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
（4）　入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
（5）　高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
（6）　授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
（7）　アドミッション・オフィス等を整備している。
（8）　受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
（9）　入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

＜区分　基準Ⅱ-A-5 の現状＞

（1）　入学者受入れの方針は学習成果に対応している。

本学は保育者養成系の単科の短期大学として、その学習に向かう姿勢や求められる基礎的な学力・技能をアドミッション・ポリシーに掲げている。すべての教育活動はその方針に基づいて行われており、充実したカリキュラムのもとで学生は着実に成長している。令和２（2020 年）年３月に卒業した学生の就職実績では就職希望者に対しての就職率は 100％であり、その中でも保育所（園）、認定こども園、幼稚園、福祉施設といった保育の専門職に就いている卒業生は 98.1％である。このことから、本学の入学者受け入れの方針は、在学中の学習においても、また取得した免許や資格を生かした就職に向かう姿勢からも一定の学習成果をあげており、その方針は学習成果に対応しているものだと考える。

（2）　学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
（3）　入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
（4）　入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。

学生募集要項にはトップページにアドミッション・ポリシーを明記しており、受験を考えたり出願をする際にも本学の方針を喚起できたりするようにしている。

また、総合型選抜入試、指定校推薦入試、公募推薦入試、一般入試等において本学へ
の入学が決定した高校生に対してきめ細かい入学前教育を行っている。グループで協力し合って行う体験プログラム「常磐会の歩き方」では、友達づくりのきっかけとなる様なリラックスした雰囲気のグループワークを実施することや、入学後の学習や実習プログラムを踏まえ、基礎的な漢字等の基礎学力の再確認や保育体験を取り入れて実施している。さらに、「ピアノ演奏法講習」では、保育者としての専門的な技能でもあるピアノ演奏技能の進度確認を入学予定者全員対象に行い演奏技能が足りてない場合には、入学前一人ひとりにピアノ講習（無料）を行うことで、ピアノ演奏技能の基

礎の定着と入学予定者全員の進度の把握を行っている。これらも本学のアドミッション・ポリシーに従い、基礎的な学力を身につけることや自己研鑽し続ける姿勢の大切さ、保育者としての心構え、音楽などの基礎的な知識・技能をめざすものとして入学前の学習成果の把握・評価を明確に表していると考える。

（5） 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。

令和２年度（2021 年度）入学者選抜の方法は、本学が掲げるアドミッション・ポリシーをもとに、以下のような観点で実施をしており、選考や試験科目の内容とアドミッション・ポリシーを対応させ、公正かつ適正に実施している。

入試区分	選考・試験科目	志願者に求めたい技能や姿勢
総合型選抜 Ⅰ期 Ⅱ期 Ⅲ期 【専願】	漢字基礎検査 個人面接 音楽基礎検査（ピアノもしくは歌唱） 課題（絵本の読み聞かせ）基礎検査	・基礎的学力を身につけようとする努力と姿勢 ・経験や特技を自分の言葉でわかりやすく伝えようとする姿勢 ・保育者になりたい思いやめざしたい思いを伝えようとする意気込みや熱意 ・問われていることにコミュニケーションを取りながら、自分らしく意見を伝えようとする姿勢 ・保育者をめざすために必要な技能を高めようとする努力
学校推薦型選抜［指定校制］ 【専願】	書類審査（調査書） グループ面接	・授業で培った学習する姿勢とそれを積み重ねようとする努力 ・高校生活で学んだことを自分の言葉で伝えようとする姿勢 ・保育者になりたい思いやめざしたい思いを伝えようとする意気込みや熱意
学校推薦型選抜［公募制］ 【専願】【併願】	書類審査（調査書） 国語 個人面接	・授業で培った学習する姿勢とそれを積み重ねようとする努力 ・基礎的学力を身につけようとする努力 ・周囲の人たちとコミュニケーションを取りながら同じ目的に向かって協力し合おうとする姿勢
一般選抜 【併願】	国語 個人面接	・授業で培った学習する姿勢とそれを積み重ねるための努力を発揮する力 ・基礎的学力を身につけようとする努力
特別選抜 ［社会人］ 【併願】	小論文 個人面接	・保育者になりたい思いやめざしたい思いを伝えようとする意気込みや熱意

高大接続の観点から、総合型選抜入試では出願条件の１つとして「自己推薦できる活動・得意分野を持ち、それらをアピールできる者」とあげている。一例として①資格・免許を持っている、②部活動・生徒会活動・ボランティア活動の活動歴がある③

特技を持っているなどを個人面接でどのようにアピールするかを求めている。ここでは免許や資格を取得するまでの努力や高校時に打ち込んできた経験とその継続、特技の披露など、高校時に培った知識や技能の習得、特筆すべき経験に関する表現力や面接者との質疑応答での判断力が十分発揮できるように設定されている。この個人面接の実施については、事前に面接担当者で、選考基準について具体的に確認、共有する機会を設け、公正かつ適正な実施している。

なお今回の感染症の流行に伴い、文科省による通知「令和３（2021）年度　入学者選抜実施要領」に基づいて適正な入試の実施を検討することや本学のアドミッション・ポリシーと入学者選抜方法の整合性と課題の検討、入試区分による入学後の学生の学習状況を検証するために、学長・学科長・入試部長・入試広報課長・入試問題作問委員等で構成される会議体を形成（アドミッション・プロジェクト・ポスト 2021）して検討することや、入試作問作成の合議体である入学試験委員会で具体的な作問の検討をした。

また、高大連携の観点も踏まえ、入学に際して、令和元（2019 年）年度入試から学業において努力し続けようとする高校生を対象に成績優秀者に対する入学金免除制度にも力を入れた。令和３（2021 年）年度入学生を対象にした主な免除対象については以下のとおりである。

＜総合型選抜成績優秀者入学金免除制度＞

対象入試区分	総合型選抜入試（［Ⅰ期］の基礎学力チャレンジ型出願者のみ）
採用条件	次の各項の条件をすべてに満たしている者 ①総合型選抜入試の出願条件を満たし、エントリー時に申請した者 ②ソナチネの課題曲（3 曲）から 1 曲を選び、ピアノ演奏できる者 ③［Ⅰ期］の基礎学力チャレンジ型で実施する試験結果ならびにソナチネ演奏を合わせた総合点 10 位以内の者
採用人数	10 名
免除額	入学金の半額（15 万円）

＜学校推薦型選抜［指定校制］成績優秀者入学金免除制度＞

対象入試区分	学校推薦型選抜［指定校制］入試
採用条件	次の各項の条件をすべて満たしている者 ① 学校推薦型選抜［指定校制］の出願資格を満たしている者 ② 本学が定める基準（全体の学習成績の状況　旧：評定平均値）を満たしている者
採用人数	対象者全員
免除額	入学金の半額（15 万円）

＜遠隔地出身生入学金免除制度＞

対象入試区分	全ての入試区分
採用条件	次の各項の条件をすべてに満たしている者 ①本学が指定する近畿圏以外と近畿圏の遠隔地に保護者が在住する受験生で、本学に入学後、下宿先から通学する者 ③ 高等学校または中等教育学校を 2021 年 3 月卒業見込みの者 ④ 第 3 学年 1 学期（または前期）までの調査書の全体の学習成績の状況（旧：評定平均値）が 3.5 以上の者 ④出願 3 カ月以内に取得した住民票（本人及び家族全体の住民票の原本）を提出できる者 ⑤合格した場合は、本学への入学を確約できる者
採用人数	人数制限なし
免除額	入学金の全額（30 万円）

令和元(2019)年度入試に設定された上記 3 つの入学金免除制度に加え、令和 2（2021）年度入試では新たに 2 つの入学金免除制度を設定するとともに、新たな入学金免除制度を含むすべての入学金免除制度は入学金の 30 万円を上限に併用が可能とした。

＜同窓生家族入学金免除制度＞

対象入試区分	全ての入試区分
採用条件	次の各項の条件すべてを満たしている者 ① 常磐会短期大学または常磐会学園大学の卒業生の子・きょうだい・孫、または在学生のきょうだいである者 ② 上記①を証明するための「卒業証明書」または「在学証明書」を提出できる者 ③合格した場合は、本学への入学を確約できる者
採用人数	人数制限なし
免除額	10 万円

本学は 50 年以上の歴史がある中で、卒業生の子、きょうだい・孫が毎年多数入学してきている現実を踏まえ、本学ならではの同窓の文化、繋がりをさらに育む入学金免除制度である。

＜クラブ活動入部確約入学金免除制度＞

対象入試区分	総合型選抜［Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期］、学校推薦型選抜［指定校制］
採用条件	次の各項の条件すべてを満たしている者 ① 高等学校もしくは中等教育学校在学中に本学が指定する対象クラブ活動またはそれに準ずるクラブ活動に所属し、同校を 2021 年 3 月卒業見込みの者 ② 本学の入学試験（総合型選抜［Ⅰ期・Ⅱ期・Ⅲ期］、学校推薦型選抜［指定校制］）に出願し合格した者 ③ 入学後は当該クラブに入部し、卒業までの活動を継続する意思のある者※対象クラブ➡バスケットボール部/バレーボー

	ル部/吹奏楽部/人形劇部
採用人数	20 名程度
免除額	10 万円

より充実した学生生活を過ごしてもらうために、高等学校もしくは中等教育学校在学中に所属、活動したクラブ活動を入学後活動継続する意欲のある受験者への支援を目的とした入学金免除制度である。

●長期履修制度

短期大学での通常 2 年のカリキュラムを 3年間で計画的に履修し卒業する制度を2021 年度よりスタートさせた。長期履修制度とは 2年間で身につける保育者としての技能に加えて実践的技能の自信を深めたい人、また、3年間の学生生活で授業以外の多様な経験を通して、保育者・社会人としての素養を高めたい人のための制度である。

長期履修制度のポイント

・Point 1　授業料などは通常 2 年間で納める金額とほぼ同額。それを 3 年に分割するので経済的な負担が軽減される。

・Point 2　1年目は通常の2年制と同じ時間割なので、本学の特色でもあるクラス担任制のサポートや行事への参加もできるなど、さらに充実した学生生活が味わうことが出来る。

・Point 3　空いた時間を使って本学の付属園や協力園での有償 ボランティアも可能。授業での学びと現場での経験によって、法区実践力を高めることができる。公務員採用試験にもじっくりと取り組むことができる。

（6） 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。

（7） アドミッション・オフィス等を整備している。

（8） 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

授業料、その他入学に必要な経費については学生募集要項のみならず、キャンパスガイドや本学公式 Web ページ上においても明示している。

今年度は学園大学と短期大学合同の入試広報課が、学園大学と短期大学のそれぞれの入試広報課に分離独立し、広報機能の強化を図っている。現在は課長 1 名、専任職員２名、兼任職員２名体制で多様な入試や広報業務に対応している。広報活動の手段としてウェブサイト等を積極的に活用しているが、アドミッション・オフィスとしての役割を十分に発揮するには人員配置を含めてまだ時間がかかるものと思われる。

受験の問い合わせに対しては入試広報課としての電話番号を設置しており、その番号で対応を行っている。入試広報課への問い合わせ専用ダイアルについてはキャンパスガイドや学生募集要項、入試の広報的印刷物等には記載しており、また本学公式 Web サイトにも番号を載せて周知を図り、適切に対応できるようにしている。

学生スタッフ活動

本学のオープンキャンパスの運営には毎回多くの学生が学生スタッフとして自発的に関わってくれている。そんな学生スタッフとは別に、本学には年間を通して常磐会短期大

学の“いま”と”魅力“を発信する学生の PR 活動チーム、学生広報スタッフ（Tokiwa Girls）が存在する。

学生広報スタッフ（Tokiwa Girls）は、教職員の推薦などにより選ばれて結成されたチームで、在学生を代表して高校生や保護者の方など学外へ向けて常磐会短期大学の魅力を PR 活動を展開している。具体的な活動として、本学の公式 Web サイトのブログ「はれときどきときわ」やインスタグラムなど各種公式 SNS で、日々の出来事や学生生活、文化祭などの学内行事、授業や実習などその時々のトピック、情報を、大学生ならではの視点で発信したり、オープンキャンパスの人気プログラム「キャンパスツアー」、「キャンパスライフ何度も相談ルーム」、等でキャンパスライフを紹介したり、学生生活や授業、実習に関する個別相談を担当したりしてくれている。次年度学生募集に向けた各種広報媒体の制作にも協力し、モデルやコメンテーターとして積極的に登場してくれている。
学生広報スタッフ（Tokiwa Girls）の存在は、本学の学生にとって、また本学受験をめざす高校生にとってロールモデル、憧れであり、その年間を通じたコンスタントな活動は、大学の情報発信・広報に大きく寄与している。。この学生広報スタッフ（Tokiwa Girls）の活を通じて、個々の学生は着実に大きく成長し、その経験は就職活動でのめざましい成果や卒業後の社会人、保育者としての自信、誇りに繋がっている。

（9） 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

入学者受入れの方針はオープンキャンパスや高校訪問の折に、受験生、保護者、高等学校関係者に逐次説明している。オープンキャンパス参加者のアンケートや高校訪問時のヒアリングをもとに、定例の入試部会で適宜点検を行っている。また前述のように自己点検・自己評価の一環として、外部第三者評価委員に公立・私立の高校関係者等を委嘱している。令和元（2019）年度の評価意見では、「保育者＝待遇が悪いというイメージを払拭できるように、保育者のやりがいなど卒業生からの声を届け、大学でも保育職につきたいという中学生や高校生を増やすような取り組みが必要ではないか。」、「４年制大学に流れる傾向があるため、対策を検討する必要がある。」など、高校生への働きかけ方、入学希望者へ魅力の伝え方などの課題があると指摘された。大学の広報戦略と入試制度の再検討は、今後の重要な課題であると認識している。

［区分　基準Ⅱ-A-6　短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。］

（1） 学習成果に具体性がある。
（2） 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
（3） 学習成果は測定可能である。

＜区分　基準Ⅱ-A-6 の現状＞

（1） 学習成果に具体性がある。
（2） 学習成果は一定期間内で獲得可能である。

本学は保育・幼児教育専門の実践者を養成する短期大学としてカリキュラムを整え、

学内外に認知されてきた。学習の成果目標については各教科目において、「教職課程コア・カリキュラム」や「保育士養成課程を構成する各教科目の目標及び教授内容について」に基づいて到達目標を示している。シラバス作成の際には、「シラバス作成の手引き」において、「本学のディプロマ・ポリシーを念頭におき、別紙「教科目の教授内容」の内容を踏まえて記述すること」、「『知識・理解』、『思考・判断』、『関心・意欲』、『技能・表現』『態度』の五つの観点から学習達成事項を記述すること」、「授業内容の学習達成事項を具体的に記述すること」、「学習者の視点から、○○について『理解する』『説明できる』『論理的に述べることができる』『類別できる』『指摘できる』『関心を持つ』『主体的に考えることができる』など、行動目標を中心として記述すること」と具体的に示すことを求め、記述された内容は、教務担当教員によって、具体性のある到達目標となっているかどうかを確認している。

しかし現在、より具体的に測定可能な学習成果指標のあり方について検討中である。令和２（2020）年度においてこの点を検討する必要があったが、コロナ禍において学生の学びをいかに保証するかという喫緊の課題に取り組むことを優先する必要があったため十分な検討を行うことはできておらず、今後の課題である。

（3） 学習成果は測定可能である。

現状では、学習成果の測定については、各教科担当者による設定となっており、本学としての各目標の到達度に対するより客観的な指標の策定が課題となっている。そのため、令和３（2021）年度に、各教科目とディプロマ・ポリシーの関連性についての本学としての方針を明示し、令和４（2022）年度シラバスから明記することで、より具体的な効果測定の検討につなげたいと考えている。

保育者養成校の場合、各科目で学習した内容をいかに保育・教育の実践に繋げるのかが問われるため、単なる知識や技能の獲得状況を以て学習成果を測定することには限界があるが、実践的な力量に関わる学習成果の測定の方法についての検討が遅れており、この点を深めることが必要であると考えている。特にアクティブ・ラーニング的な学習における評価方法についての検討を行うことで、本学が求める学習成果の測定方法を明確にする必要がある。

学習成果の獲得可能期間については、現時点では、上記のとおり学習成果が教科目ごと、あるいは教科目群ごとに整理されているが、それぞれに示された内容については、その到達によって単位取得が認められていることに示されているように、授業が実施されている半期期間内、あるいは教科目毎の目標については２年間の修業年限内で獲得可能な内容となっている。

学習成果の測定について、学習成果は、各教科目の到達目標を具体的に設定するように求めており、測定可能であるが、前述のとおり、より客観的な学習成果の検討と、学校全体での集約が課題となっているため、今後、学生がより具体的に意識化できるような形での提示を検討する必要がある。現状では、学生自身の学習の振り返りとして「カリキュラム・マップ」への成績評価の反映や「履修カルテ」の記入などの方法で、学習全体についての成果の意識化や各教科目の学びの振り返りは行われており、こうした取り組みの内容に、より客観的な指標を導入するなどの方法も検討する必要

がある。

［区分　基準Ⅱ-A-7　学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。］

（1）　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

（2）　学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

（3）　学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

＜区分　基準Ⅱ-A-7 の現状＞

（1）　GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。

本学で現在測定可能なデータは、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、免許や資格の取得率である。単位取得率や学位取得率については、大半の学生が単位・学位を取得してきたため、その取得率を問題にする必要性がなかったため、経年比較等は行ってこなかった。しかしながら、令和２（2020）年度においては、卒業単位は取得できても免許や資格が取得できず卒業後に科目等履修生となる学生が増加しており、今後、単位取得率等の指標をどのように用いるべきか見当が必要である。本学の場合、比率を問題にする以前に、単位取得ができない可能性がある学生への個別支援については十分に行っており、科目等履修生となった学生への就職支援等も十分に行っているため、比率を数値的に出すことがどのような支援につながりうるのかを視野に入れた検討を行う必要がある。GPA についても、単位取得率は成績不振の学生に対する個別支援のツールとして用いられている。学生には成績発表時に GPA を公表しており、学生自身の学習の指標となっている。本学における GPA 制度の概要は以下のとおりである。

①GPA の設定

本学においては、学生の成績評価の客観的な指標として GPA を設定している。GPA の公表によって、学生個人が自分の成績が学年でどのあたりの分布に属するかを確認し、今後の学習活動に活かしている。

本学における GPA の算出方法は下記のとおりである。

GPA＝（各授業科目の GP×当該科目の単位数)の総和／総単位数

なお、成績評価と各評価に対応する GP を、次のとおり定めている。

素点	評語	GP
100 点～90 点	秀	4
89 点～80 点	優	3
79 点～70 点	良	2
69 点～60 点	可	1

59 点～	不可	0

※ただしこの算出においては、実習関連科目など、評価が「合」となるものは除いている。

本学で算出し、学生に公表する GPA は、当該学期における学習の状況及び成果を示す指標としての「学期 GPA」、当該年度における同指標としての「年度 GPA」、並びに在学中の全期間における指標としての「累積 GPA」に区分される。

各 GPA の算出する計算方法は、以下のとおりとし、計算値は小数点第 2 位以下を切り捨てるものとする。

□ 学期 GPA＝(当該学期に評価を受けた各授業科目の GP×当該科目の単位数)の総和／当該学期に評価を受けた授業科目の総単位数

□年度 GPA＝(当該年度に評価を受けた各授業科目の GP×当該科目の単位数)の総和／当該年度に評価を受けた授業科目の総単位数

□累積 GPA＝(在学全期間評価を受けた科目の GP×当該科目の単位数)の総和／在学全期間に評価を受けた授業科目の総単位数

②本学における GPA の活用について

本学において GPA は、一人ひとりの学生が GPA の結果の理解を通じて自己の学習成果の振り返りを行うために活用している。また、成績不振者に対する個別の履修指導に利用するとともに、終了時における学長表彰の対象者の選定の基準としても活用する。

③GPA の対象となる授業科目

下記に示した対象外科目以外のすべての授業科目を対象とする。

なお、不可(GP＝0)の判定を得た場合、当該 GP 及びその学習に費やした単位数は、GPA 算定対象に含まれる。ここには履修登録は行ったものの実際には受講しなかった科目も含まれる。なお、下記の科目群は、素点や 5 段階の標語による評価を行っていないため、GPA 算出の対象外科目とする。

※　保育実習Ⅰ、保育実習Ⅱ、保育実習指導Ⅰ・Ⅱ、教育実習、教育実習指導、オーストラリア海外研修

④再履修した科目の成績

再履修により単位を修得した授業科目については、再履修によって得た評価と単位を GPA 算定に算入する。ただし、当該科目について過去に得た評価及び単位数は GPA 算定から除外しない。

⑤GPA の通知

GPA については、各期における成績発表時に学期 GPA および累積 GPA を書面において公表している。また、後期においては、学年 GPA も併せて通知している。なお、GPA については、令和元年度（2019 年度）入学生より、新入生の履修オリエンテーション

時に概要と各学期での公表について説明し、前期成績発表時に書面において本学における GPA の取り扱い等についての文書を配布し、その意義についての周知を図っている。

（2） 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。

学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、在籍率、卒業率、就職率については、「学生生活満足度アンケート」「実習訪問時における卒業生の雇用者への調査」などを活用し、本学の教育の見直しや就職指導の見直しに用いている。こうした結果は FD 委員会において検討され、本学の教育活動の方向付けを行うための基礎資料となっている。

（3） 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

学習成果の公表については、全学的な集約と方針の提示が今後の課題であるため、公表されていない。ただし、令和２（2020）年度より実施される「高等教育の修学支援新制度」に関わって、各学生が、自身の GPA 値と学年内における位置づけを理解することが必要となったため、学年全体の GPA 値の分布については学内においてのみ公表されることとなった。また、令和３（2021）年度からの GPA 分布の学外への公表に向けて、その意義と公開方法について議論を重ねている。

［区分　基準Ⅱ-A-8　学生の卒業後評価への取り組みを行っている。］

（1） 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

（2） 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

＜区分　基準Ⅱ-A-8 の現状＞

（1） 卒業生の進路先からの評価を聴取している。

（2） 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

進路先の卒業生の動向や評価については、就職部と就職課で当該年度や過年度入職者の資料を作成して、実習巡回時に各巡回教員が聞き取りをして把握し、書面で報告されて、就職課でそれを集約している。また、学生の実習に関する評価については、例年、実習先との懇話会を開催し、学生の学習成果についての意見を聴取しているが、令和２（2020）年度は、新型感染症の影響で懇話会の開催はできなかったが、実習先へのアンケート調査を行い、学習成果の分析と点検を行った。これらの結果については、実習指導室報「てしお」に掲載し、実習先にフィードバックするとともに教育改善のための資料とした。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の課題＞

本学教育課程に関わる課題としては、一つに、学生の学力等の多様化に応じた教育内容の精査と学習支援体制の構築である。特に、さまざまな支援を必要とする学生も

増加する中、学生の学習への支援を教職員が個別対応の中で行うことには限界がある。本学はクラス制を敷いているが、クラス集団が学習集団として機能することにより、学びに向かう雰囲気が高められ、より効果的で深い学びが実現すると考えらえる。反対に、クラス集団が学生の居場所として機能しておらず、学びに向かう雰囲気が形成されなかった場合、そのクラス内での学習の成果は不十分なものになる。本学教職員は、こうした実態をこれまでも体験的に理解しており、だからこそ、これまでもクラス集団作りを意図した様々な取り組みを行ってきた。令和２（2020）年度にコロナ禍に直面する中で本学教職員は、クラス集団が形成されないことの負のインパクトの大きさを痛感することとなった。こうしたことから、学習の前提としてのクラス集団作りにかかわる取り組みを、本学教育課程の中に位置づけることは喫緊の課題であり、令和３（2021）年度内で、その内容と方法の検討に取り組むこととなった。

二つに、令和元（2019）年度から運用されている新しい教育課程において、各教科目の充実した授業内容を構築し、その成果を検証することが求められている。

三つに、学習成果の可視化や単位の実質化などの教学改革への取り組みである。幼児教育科としてふさわしい学習成果をどのように設定し、どのような方法で可視化するかの検討が必要である。

＜テーマ　基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

令和２（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行にあって、遠隔授業を実施する必要から、教職員、学生共に相当な労力が求められた。下記のような取り組みを行うことによって、学生に対しての教育の保証が行えたこと、段階的に遠隔授業の内容を充実させることにより、学生にとっても無理のない形でのオンライン授業への移行が実現したことは特記すべき事項である。

当初、４月～６月の遠隔授業期間については、学生の自宅でのＩＣＴ環境が未整備であることや、インターネット接続にかかわる機材等の入手困難な状況を鑑み、学習環境の格差による学びの機会の不平等が発生しないようにするために、プリントを用いての学習活動を実施した。学生は、3 週間分の授業資料と課題を郵送にて受け取り、各自で学習を進める形とした。この学習は、結果的に６週間継続された。

６月 23 日（月）より対面授業を開始したが、学内での学生の密集を避けるために、学籍番号の下 1 桁の奇数・偶数により登校する週を分ける分散登校での授業実施を行った。この時、基礎疾患のある学生など、対面での受講を不安に感じる学生のために、遠隔での授業保証を行うことによって、すべての学生の学習を保証した。

後期授業より、遠隔授業の実施に際しては、本学ポータルサイトを通じての課題発行か、Microsoft Teams を用いたリアルタイムでのオンライン授業実施を選択できるようにした。このことにより遠隔授業の質の向上を目指した。

実習に関しては、実施時期を変更することを通して、ほとんどの学生が現場での実習を体験できたこと、同時に、現場での実習が叶わなかった学生に対しては、学内での代替授業を実施することで、単位の取得を実現することができた。また、実習前２週間は、感染リスクを軽減させることを目的に、学内での対面授業を中止し、遠隔での授業実施とした。

こうした取り組みの結果、令和２（2020）年度については、すべての教科目において年度内に授業を無事終えることができ、学生の卒業・免許や資格の取得にもマイナスの影響を与えることはなかった。

上記の取り組みに際して、各教科目の授業内容の変更等が生じた場合は、シラバスを各教科担当者の責任で修正するとともに、教学課への提出を行うことで、確実に学習活動が展開された根拠を残している。

［テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援］

［区分　基準Ⅱ-B-1　学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。］

（1）　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

（2）　事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

（3）　短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-1 の現状＞

（1）　教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。

② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。

シラバスに示した成績評価基準（到達目標及び評価方法）は全ての授業について「授業概要」に明記されており、評価方法については試験やレポート、受講態度等の具体的項目毎に評価全体に占める割合を百分率で示している。教員はこの成績評価基準に基づいて、試験やレポート、発表、作品提出その他授業内容に適した方法によって学生の学習成果を把握している。

本学においては、学務規定第 6 条において、成績評価の基準となる「試験」の概念について下記のように示している。

第 6 条　試験は、以下の形式のいずれか、または複数の組み合わせとする。

1　定期試験期間に実施する筆記試験（これを「定期試験」と称する）

2　授業時間内に実施する課題等

3　授業時間外に実施する課題等

上記を踏まえて、シラバス作成にあたって各授業担当者に、試験の内容と留意事項として、下記の内容を示している。

評価方法	実施方法
定期試験	・各学期末の定められた期間に行われる筆記試験を「定期試験」とします。学期末に設定されている試験期間内に試験時間 50 分で実施します。なお、50 分間の試験時間に適した内容で実施してください。
小テスト	・授業内で実施される比較的短時間（30 分以内）のテストを「小テスト」とします。 ・小テストの実施については定期試験の実施要項（学生証の仮証の発行等）は適用されません。
課題 （レポート・作品・ノート・ワークシート・ファイル等）	・授業外あるいは授業内でレポートや作品等を作成し提出させる場合を「課題」とします。その場合、「課題（レポート）」「課題（作品提出）」などの表記で、方法が具体的に示されるように表記してください。
発表	・学生が取り組んだ学習内容を授業内で発表することを「発表」とします。
平常点・態度点	・受講態度やグループワークの参加状況等の諸点についての評価を「平常点」とします。ただし、出席については評価の対象とはなりません。

なお令和 2（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、「定期試験」の実施を取りやめ、その他の方法での試験の実施を全教科目（ただし、ピアノ演奏法を除く）に対して依頼した。

教員による学習成果獲得状況の適切な把握について、学習成果の可視化は今後の検討課題であるが、現在、学生の学習の振り返りについては、「履修カルテ」において行われており、教員は、この履修カルテの記述に基づいて、学生の学習成果の獲得状況の把握を行っている。

各学期の初めには、学生生活全般と各科目に対する目標を立て、各学期の終わりにはその振返りをし、自分自身の履修状況や学びをより確かなものにするための取り組

みを配布されたプリントに手書きで記入するという形式で行っている。令和２年度（2020 年度）においては、年度当初が遠隔での授業実施となったため、「履修カルテ」の記入方法についてプリントを送付して各自で取り組むように指導を行った。その後、対面授業実施後に、改めて「履修カルテ」記入の意義と方法の伝達を行った。当初が遠隔での説明となったため、学生自身が自己の学びを振り返るという取り組みの意味を十分に理解できたかどうかについては、その効果を精査する必要がある。

常磐会短期大学履修カルテの内容（項目を一部抜粋）

A：学期をとおしての目標設定　⇒　学期の始まりに記入。

・前期の学習全体をとおして，自分が目標とすることを記入しましょう。

B：授業以外の学外実習･ボランティア経験等の状況　⇒　学期の終わりまでに記入。

・授業以外の学外実習（授業の一環として行う通常の教育実習・保育実習や園見学等は除く）・ボランティア等を経験したら，そのつど，その概要と学べたことなどを記入しましょう。

C：科目ごとの目標と振返り・自己評価

・その学期に履修する全科目について，［目標］［振返り］［自己評価］を記入しましょう。

［目　　標］　この科目の履修を通じて，自分が特に学びたいことや身につけたい力・姿勢・態度など。
シラバス（授業概要）や科目担当教員の説明を参照すること。**⇒第１回の授業を受けた後に記入。**

［振 返 り］　最初に立てた目標と授業全体の取り組みを振り返って，この科目の履修を通じて，自分はどのように成長したか、など。

［自己評価］　この科目の自分の取り組みと目標の達成について４段階で自己評価をして，該当する番号を〇で囲む。
しっかり取り組めず目標を達成できなかった← １・２・３・４ →しっかり取り組めて目標を達成できた
⇒［振返り］と「自己評価］は最終回（第 15 回、一部授業では第 8 回等）の授業を受けた後に記入。

1回生前期	A：学期をとおしての目標			
	B：授業以外の学外実習・ボランティア経験等の状況			
	教員からのコメント		教員名	

C：科目ごとの目標と振返り・自己評価

※時間割の順に記入。自分の授業がない空きコマは斜線＼を引きます。

科目名		先生
目標		曜　限
振返り		１・２・３・４

③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。

学生による授業評価は、各学期末（授業第 14 週～第 15 週）に実施している。本学では、授業評価アンケートはあくまでも「授業担当教員の授業改善につなげるための資料」として位置付け実施している。令和 2（2020）年度おける授業評価アンケートの項目と科目平均は次のとおりである。

授業評価アンケート全科目平均（４点満点）

	設　問　文	前期平均	後期平均
1	担当教員の説明や話し方は、理解しやすかった。	4.6	4.5
2	この授業の教材・板書・スライド・プリントは、理解に役立つものであった。	4.6	4.5
3	この授業の成績評価基準は明瞭に示されていた。	4.5	4.4
4	この授業では、学生の人権や学ぶ権利（質問の機会や集中できる環境等）が大切にされていた。	4.6	4.5
5	この授業の内容は興味の持てるものであった。	4.6	4.4
6	この授業を受講して良かったと思う。	4.6	4.5

学生による授業評価の結果は、集計作業を経て次学期当初には各科目担当教員へ授業担当クラスのものが配布されている。結果は評価項目毎の集計表とレーダーチャート（当該科目の点数と同科目の平均点、全科目の平均点）及び自由記述内容である。

結果を配布する際に、「『学生による授業評価』結果に対する感想と抱負」という文書により、結果への認識と今後の授業改善のための活用についての記入提出を求めており、各教員の責任で改善へ努力している。

④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。

関連分野の科目を代表する専任教員で組織される「教科目連絡会」により、本学全体での科目間の意思疎通、協力・調整を図っている。授業の内容や成績評価の公平性を確保し、より充実させるために、同一科目担当者間、または関連分野科目担当者間での打ち合わせ等は専任教員を中核として随時実施されている。各教科目担当者間で年に 1 回は打ち合わせを実施するように要請しており、次年度授業の担当教員が決定した時点で、シラバス作成等の機会に合わせての教科目担当者間での打ち合わせを複数の教科目群において実施すると共に、４月の入学式実施後に開催される「兼任講師説明会」の終了後に、各担当者間での授業内容の打ち合わせを実施することを基本としている。

令和２年度（2020 年度）については、年度開始当初の授業が遠隔実施となったため、通常、入学式後に実施されていた「教科目連絡会」の会議を持つことはできなかった。その代わりに、遠隔での授業実施が必要になったため、「遠隔授業の実施に係る Zoom 教員説明会」を下記の日程でオンライン開催し、遠隔授業のための授業資料と課題の作

成を全教科目担当者に依頼し、共通の形式に基づいた資料の作成を行った。

専任教員対象　2020 年 4 月 27 日（月）10：00～12：00
兼任教員対象　2020 年 5 月 1 日（金）10：00～12：00
　　2020 年 5 月 2 日（土）10：00～12：00

作成された授業資料と課題は、印刷を行い、各学生の受講科目に合わせてファイリングを行い、教科書とともに学生の自宅まで郵送を行った。
また、後期授業から、オンラインでの授業については、Microsoft Teams を導入することとなり、Teams を用いた授業実施の方法についての説明会を複数回行った。ここでは、基本的な使い方のレクチャーと共に、専任・兼任の教員がともに、オンラインでの授業実施方法について意見交換を行った。こうした機会がより充実したオンライン授業の実現につながったと考えている。

⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。

学科の教育目的・目標は「学生便覧」に教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として記載されているが、今後、達成状況の把握と評価の方法を検討していく中で、学校全体としての方針を検討する必要がある。この点については、令和３（2021）年度を通じて検討を行うこととなっており、各教科目におけるディプロマ・ポリシーとの関連を明確にすることで、教育目的・目標の達成状況を把握・評価するための指標の具体的な検討につなげたいと考えている。

⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

本学は専任教員による２種類の担当制を敷いている。一つはクラス担任制（１クラス 30 名程度で原則として２年間持ち上がり）であり、もう一つは上述の１回生の「基礎演習」（13 名程度）ならびに２回生の「保育実践演習」（14 名程度：卒業研究のゼミに相当）である。これらにより、個々の学生への履修及び卒業に至る指導は「クラス担任」教員と「基礎演習／保育実践演習」担当教員とが役割を分担しながら行っている。

指導はクラス担任によるホームルーム（年間３回程度）、各教員が週当たり２回設けているオフィスアワーを中心として随時行われている。ホームルームでの取り組み内容は年度当初に提示されており、各クラス担任が見通しを持った指導を行えるように取り組んでいる。

履修登録に関わる指導は、１回生と２回生それぞれの履修登録に関わるオリエンテーションが教務部・教学課によって実施され、その際にクラス担任も同席して指導している。

令和２（2020）年度については、年度当初が遠隔での授業実施となったため、各担任の教員から、担当するクラスの学生に対して、電話での面談を行い、遠隔授業の状況や学生が困っていることや課題などを聞き取り、自宅での学習への励ましを行った。

学習に課題を持つ学生に対しては、１回生、２回生の成績不振者等を中心にした個別面談（保護者同伴の面談も一部含む）が執行部の教員によって行われている。

単位を取得できなかった場合、卒業を延期し、再履修することになる。再履修した学生がその後、単位を取得し、卒業する際には、取り組んだことによるプロセスを経て大きく成長するため、本学での成績評価が厳密に行われていることを学生も本学も互いに了解し、意義を感じることとなる。しかし、再履修者の中に２年続けて単位を落とす者や卒業延期した学生で３年目も単位を取得できない者もいるため、執行部教員による三者面談、担任教員や教学課職員による個別指導などを積み重ねるなど、これまでも行われてきた個別対応をさらに充実させることで、学習へのモチベーションの向上に努めてきている。また、学生支援の窓口となる関係部署の担当者間の連携を強化することで、個別支援の内容がより充実するように令和２（2020）年度は学生相談室と教員による学生のカンファランスを開催するなどの取り組みを行った。こうした取り組みが行われることにより、学習への意欲の向上や生活状況の改善がみられる学生も多くみられるが、取り組みの成果が見られない学生もおり、より早期からの適切な対応や支援のあり方に向けて検討を積み重ねる必要がある。また、科目等履修生については、学科長を科目等履修生の担任として位置づけ、日常的な連絡・相談を行っている。

（2） 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。

① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。

② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。

③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

学生の学習成果の事務管理は、常磐会短期大学学則及び学務規程に則り教学課が担っている。教員組織の教務部と連携をはかり、学生の学習成果獲得に向けて、専任兼任教員の授業管理、学生の出欠管理、成績評価の管理事務等を行い、学内で情報共有している。

従前から、学生の資格や免許の取得に係る事務や成績優秀者への本学独自奨学金や学生表彰に関する事務も行うなど、職務を通じて学生教育指導に貢献している。また、学外奨学金に係る事務も担当し、高等教育の修学支援制度がはじまったことで、学生個々の成績評価についての管理は、重要な事務として十分に課内で認識されている。

1 年間の授業運営に関する事務は時間割編成やシラバス作成依頼から始まるが、教務部でシラバス依頼方針が確定された後、本学のディプロマ・ポリシーや教職課程コアカリキュラム・教科目の教授内容に基づき教員がシラバス作成を行えるよう、依頼書類の作成やマニュアル調整、教員からの問い合わせ対応等を行っている。

学生の授業出欠管理は通常、学期につき２回集計を行い（前期は５月・７月、後期は 10 月・12 月）、１科目につき３回以上欠席がある学生の指導用資料を作成し、担任教員に指導を依頼している。ただし令和２（2022）年度については、新型コロナウイルス感染症の影響で、対面授業だけではなく授業資料提供・課題発行等による遠隔授業なども実施する

とともに、課題等の提出をもって出席を認めるなど、さまざまな授業方法が混在した状況での運営を行わざるを得ず、指導学生の抽出は、単なる出欠の集計ではなく各授業担当教員と学生の状況について連絡を密に行い、指導が必要な学生は事案が発生するごとに担任教員へ連絡し、状況確認や遠隔授業受講方法の相談・指導を依頼した。

また、新型コロナウイルス感染症の影響で開始された遠隔授業においても、できる限り学生の学習成果獲得に繋がるよう、教員への技術的支援を日々行った。

成績評価については教務部での成績評価依頼方針が確定された後、ポータルサイトでの成績登録方法や評価の基準等について資料を作成し、各教員に評価依頼を行った。例年であれば本試験で再試験対象となった学生は、各クラスのホームルームで担任教員から追再試験受験申込書を配付し、教務部教員による指導を受けた上で、追再試験受験手続きを行うこととなっているが、令和２（2020）年度についてはホームルームを行うことが難しく、各学生にメールを送ることで不合格科目発表を行った。不合格科目や再試験対象科目がある学生資料を教務部教員・担任教員と共有し、指導が必要な学生については遠隔での指導を依頼した。

特に２回生での不合格科目は免許資格取得に直結するため、学生の未修得単位について資料をまとめ、進路支援センター・就職担当教員等と共有し、就職指導に関する連携を行った。また、卒業時に免許資格取得が不可となった学生については、教務部教員へ卒業後の履修について指導を依頼した。

各学期の成績確定後、成績通知書・高等教育の修学支援制度にも関連する GPA 通知資料、教務部・執行部用の GPA 資料作成を行った。成績通知書は保護者・学生連名で郵送し、同時に概ね下位４分の１に該当する学生は三者面談の案内状も同封した。

三者面談は今後の履修指導や生活指導も含め、執行部教員・学生・保護者で行うが、該当学生の履修状況・出欠状況・奨学金状況・ヒアリングシート等の面談用資料を作成し、提供した。対面での面談実施が難しい保護者から連絡が入った場合は、日時調整を行い担当教員に電話やオンラインでの遠隔面談を依頼した。

個々の学生の学習達成状況について、学生は様々な相談を行うため教学課窓口を訪れるため、教学課では、個々の学生の学習状況について把握をしているが、特に履修相談については、学生の申し出や状況を確認した上で、教学課としても履修指導を行うが、履修計画は就職等にも影響するため、主に教務部長へ履修指導の引継ぎを行っている。

学生の成績記録については、常磐会短期大学学則及び学務規程並びに GPA 制度規程に則り、学務システムにより適切に管理、保管されている。紙で出力した採点簿は、学科目配当表の科目順・クラス順にファイリングして施錠ができる場所に保管し、最終成績データ・成績通知書データは年度ごとにサーバに保管している。学生から提出された１年間ごとの履修カルテについては、教員のコメントが記載された段階で電子化を行い、サーバに保管した状態で学生に返却をしている。

令和２（2020）年度は新型コロナウイルス感染症の流行にあって、学生への課題送付作業や授業形態の変更を余儀なくされる中、教員の遠隔授業支援とともに、個々の学生からの体調不良や感染症陽性報告等の架電を受けて、感染症対策教員や授業担当教員、保健センター職員への連絡等の事務を担うなど、通常以上の事務量が求められ多忙を極めたが、適切な授業運営と学生への教育目的・目標が達成されるように後方支援を行い貢献した。

（3） 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

本学図書館は、学生の学習成果の獲得や教員の研究活動に資するため、収書、配架、閲覧、貸出、複写、レファレンスサービス等の基本的機能を果たしている。また、こども教育を中心とした関連図書や絵本をはじめとする紙芝居・児童図書の収書に力を入れて、特色ある図書館としての蔵書構成を目指している。

令和２（2020）年度末における蔵書は、図書が 104,815 冊、継続購入雑誌が 86 タイトル、視聴覚資料 758 点を有している。絵本の新規受け入れ数は 527 冊で、総数 11,449 冊、紙芝居の新規受け入れは 27 冊で、総数 391 冊、児童書の新規受け入れは 129 冊で総数 5,050 冊となった。閲覧室には、図書 77,168 冊が配架され、日本十進分類法（NDC）に基づき整理されている。閉架書庫には、古資料や利用頻度の少ないものを中心に図書約 27,647 冊を収納している。

また、情報検索用端末や AV 機器も設置し、図書館の資料はオンライン蔵書目録（OPAC）を利用することにより、目的の資料を効果的に探すことができるように利便性を高めている。

本学図書館は、大学・短大合同の図書館運営委員会を構成しており、図書館蔵書のための学生による選書ツアーや絵本の読み聞かせコンテスト、長吉出戸小学校からの大学図書館等の見学会などのイベントを行い、学生の主体的な関与を促す取り組みを行ってきたが、令和２（2020）年度は、感染症流行のため、これらのイベントを行うことができなかった。しかし蔵書等の利用に関しては、学生からの依頼により郵送で貸し出しをすることや、図書館広報誌第 63 号「TOKIWAKAI LIBRARY NEWS」を発行するなどの取り組みはできた。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

教職員は、研究室や事務局、各教室等の PC を日常的に活用しており、学内 LAN 経由で在学生用ポータルサイトを中心とした情報管理システムにより必要な情報の入力や閲覧、学生への連絡等に用いている。令和２（2020）年度は、ポータルサイトを Tips×Tips からキャンパスマジックへ更新をした時期であったとともに、感染症の流行により ICT を用いた授業を行う必要があったことから、過去に例のない情報システムの高度な利用が求められた。このため文部科学省の「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学習機会の確保」予算を申請し、遠隔授業展開のための情報機器の整備と技術的支援をしてもらう情報技術者の雇用をはかり、遠隔授業の基盤として

Moodle を構築し、Microsoft Teams をコミュニケーションツール及び利用可能に設定することや遠隔授業講義作成に利用し、Web カメラの活用支援とともに録画映像を編集して遠隔授業としての利用、パワーポイントなどの資料に埋め込む映像としての活用支援、リアルタイム遠隔授業の接続に関する不具合に対する支援など教員への支援と対面授業に参加できない学生へのリアルタイム遠隔授業やオンデマンド授業支援、リモート大学祭の支援などを行った。

［区分　基準Ⅱ-B-2　学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。］

（1）　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
（2）　入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
（3）　学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
（4）　学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
（5）　基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
（6）　学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
（7）　通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
（8）　進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
（9）　留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
（10）学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

＜区分　基準Ⅱ-B-2 の現状＞

（1）　入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
（2）　入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
（3）　学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。

入学手続者に対して入学前教育の機会を通じ、基礎的な学力や保育や実習に関連する授業に向けたプログラムを本学教員が実施しており、それがオリエンテーションの１つとなっている。　また「常磐会の歩き方」という入学前教育の一環として、本学で行うイベントには入学手続者は参加することになっており、その日のプログラムで授業の雰囲気を体験できると共に、在学生との交流の機会もあることから学生生活についての情報も知る機会となっている。しかし令和２（2020）年度は、感染症の影響もあったが、入学前教育プログラム「常磐会の歩き方」の実施は、新型コロナウイルス感染拡大直前の令和２（2020）年 2 月 15 日に実施することができた。ここでは、実習指導教員が付いての模擬保育体験や当日個々の学生が撮った写真を用いてコラージュの共同制作など、共同作業を通しての仲間づくり体験をすることや、入学後の基礎学力向上のためのプログラムとして推薦図書による課題を示し、レポート指導を行うことや、保育で使う漢字テキストによる学習など、入学まで学習意欲を維持できるように基礎学力向上のための教材を用いた指導を行った。

学習のためのオリエンテーションについては、令和２（2020）年度においては、年度当初のオリエンテーションを実施することができなかったため、下記の方法で、学習・学生生活のための説明を実施した。

４月 20 日：学年歴・時間割・ポータルサイト個人 ID・履修登録関連書類の郵送

５月 12 日：遠隔授業開始についての説明文書の送付

６月 11 日：対面授業開始に向けての学内オリエンテーションの実施

８月 24～28 日：後期授業についての説明と履修オリエンテーションの実施

なお令和 3（2021）年度入学生に対しては、は新型コロナウイルス感染症の拡大により、本学に集結してのプログラムの実施は実現せず、動画の配信により、本学での学生生活への期待を高める取り組みを行った。

学習成果の獲得に向けてのガイダンスは、入学時の履修オリエンテーション時に本学の教育課程の説明と共に実施されると共に、２回生授業開始前の３月に実施される履修オリエンテーションにおいて、自身の学習の振り返りと履修登録の説明を通じて行われている。入学時の履修オリエンテーション時においては、本学の学則、三つのポリシー、卒業要件、本学で取得できる資格や免許、教育課程、成績評価方法、授業の受講方法、実習等についての説明を行っている。また、２回生授業開始前の履修オリエンテーションにおいては、卒業要件、本学で取得できる資格や免許に関わっての学生自身の単位取得状況と次年度に履修する科目の確認を行っている。

また、１回生時の「基礎演習」において、大学における学習の方法について下記の項目について説明している。

- 大学の授業形式：「講義」「演習」「実習」「実技」の 4 種類について
- 教員の授業スタイルについて：教材の使い方・ノートの取り方
- 授業中の学習活動として期待されること：「聴く」・「見る」・「考える」ことが「写す」・「書く」・「訊く」・「作業する」ことに優先する
- 学習活動をするうえでの心構え：質問のあり方・提出物の自己管理

令和２（2020）年度については、前期授業では「基礎演習」を実施できなかったため、後期授業から開始された授業内で、上記の点についての学習を行った。

また、新型コロナウイルス感染症拡大のため、各教科目群から授業スタートに向けての課題を「ときわかい　はじめのいっぽ」として、ペーパーベースで発行し、対面授業が始まる直前オリエンテーション時の６月 11 日に回収し、各教科目担当で課題の提出内容を確認した上で、９月 25 日に返却した。

（4） 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。

入学手続者に対して授業や学生生活についての情報を伝達するために、「学生便覧」だけではなく、新入生向けの「入学手続きについて」という冊子を配布している。その中の「入学前教育について」という項目で、入学してからの授業をイメージする１つとして「ピアノの進度確認」や「ピアノ演奏法講習」を行う旨を紹介している。

なお学習に必要な内容についての情報提供については、「履修要覧」と「授業概要」によって実施されている。「履修要覧」については、この１冊を見れば、履修にかかわる情報がすべて理解できるように構成されている。

また、履修カルテやカリキュラム・マップなどを別途保存するための「学びの記録」のファイルを作成し、在学中も卒業後も自身の学びの内容を振り返ることができるようにしている。

（5） 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。

本学においては、基礎学力が不足する学生を個別に対象とする形での補習授業は行っていない。しかしながら、各教科目において、授業内で指示された課題の完成が困難な学生に対して授業担当教員が個別に学生の支援を行うことは日常的に行われており、結果的に基礎学力が不足する学生への支援となっている。また、実習・美術・情報・音楽（ピアノ）については教科助手を配しており、学習面で課題のある学生へのサポートを適宜行っている。特に音楽助手については、ピアノ演奏の力量に課題がある学生への支援のために配置されている。

ピアノ演奏に関する具体的なアドミッション・ポリシーに従ってピアノ講習会を充実させるよう計画していたがコロナウイルス感染防止のため中止し、夏季に補習を行った。補講対象者は、バイエル 52 番以下の 20 名を補講対象として令和２（2022）年８月 18 日～21 日の４日間、補習教員の科目担当教員 4 名で実施し、教育成果は次の表のとおり。

また、「基礎演習」内で、漢字学習に取り組んでいる。ここでは、保育者として必要な漢字力を高めるために、保育者養成校の学生の学習に特化した漢字テキストを用い、年間に2回漢字テストに取り組んでいる。合格ラインに達しなかった学生に対しては、追加の課題を発行することで、確実に漢字力が身につくようにしている。

No	グレード	合格増	No	グレード	合格増	No	グレード	合格増
1	49⇒76	24	8	61⇒77	16	15	19⇒29	12
2	50⇒70	20	9	56⇒74	16	16	35⇒52	10
3	55⇒75	18	10	51⇒70	16	17	50⇒60	8
4	52⇒72	18	11	56⇒73	15	18	37⇒48	8
5	58⇒76	17	12	55⇒72	15	19	49⇒54	6
6	56⇒75	17	13	55⇒71	15	20	46⇒51	6
7	51⇒74	17	14	46⇒66	15			

（6） 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。

本学では、担任や執行部教員による学生との個別面談や個別指導を重視しており、学習上の悩みなどの相談についても、執行部教員による成績不振者に対する保護者を交えた三者面談、成績票配布時における担任からの個別指導を実施している。令和２（2020）年度においては、12 月４日・５日に三者面談を実施した。

また、多欠席の学生に対して担任教員から注意喚起を促す個別指導を実施しており、教員が学生の学習上の悩みを把握し、適切な指導助言に繋げるための機会となってい

る。

本学は学生と教職員の関係性が近く、日常的に学生に教員が声をかけ、学生の状況を把握し、相談に繋げるという風土が息づいており、この風土が学生への適切な助言指導を可能にしていると考えている。

また、令和２（2020）年度については、コロナ禍による遠隔授業が続いたため、学生の学校生活や学習への不安が増大した１年であった。そのため、特に１回生担任は担任同士の連携を取りつつ、学生の個別支援にあたった。

（8） 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。

進度の早い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮は本学の課題となっている。進度の高い学生や優秀な学生に対する配慮としては、公立の幼稚園・保育所・認定こども園への就職を希望する学生に対する対策講座を東京アカデミーに依頼する形で実施しており、学生は受講料等を払うことなく受講を行っている。また、就職試験対策として、専任の教員による学習支援が行われており、その結果、公立園への就職人数がここ数年で急激に増加している。しかしながら、後者については、教員の献身的な努力によって実施されている面があり、明確な役割分掌が行われているわけでもない。そのため、今後、どのような形での支援を行っていくのかについては、学内の体制の構築方法を含めて検討が必要であると考えられる。

尚、令和２（2020）年度より、成績優秀学生への奨励金制度として、育友会成績優秀者奨励金を授与することとなった。１年次の成績 GPA 上位学生に対して、10 月 25 日に表彰を行った。最優秀者１名（10 万円）、優秀者３名（５万円）、奨励賞６名（２万５千円）を給付した。

（9） 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。

本学においては留学生の受け入れは行っていないが、短期での海外研修プログラムとして、オーストラリアとドイツの２か国での研修プログラムを実施してきたが、令和２（2020）年度については、新型コロナウイルス感染症流行によって、オーストラリアおよびドイツの海外研修プログラムの中止を決定したため、実施していない。この状況が続く可能性があるため、令和３（2021）年度には、海外研修の代替プログラムを検討することとした。

（10）学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づく学習支援方策については、その根拠となる学習成果に関わるデータの整理方法について検討を行っている状況であり、今後の課題となっている。令和２（2020）年度に、この課題に応えるために、教務部会において、「学力向上」に向けて検討するチームを組織しており、学生の学習成果の課題の把握と学習支援方策について検討を行う予定であったが、コロナ禍での授業対応を優先する必要が生じたため、十分な議論を展開することができておらず、今後の課題となっている。

［区分　基準Ⅱ-B-3　学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。］

（1）学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
（2）クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
（3）学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
（4）宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
（5）通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
（6）奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
（7）学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
（8）学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
（9）留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
（10）社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
（11）障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
（12）長期履修生を受入れる体制を整えている。
（13）学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

＜区分　基準Ⅱ-B-3 の現状＞

（1）学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
（2）クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。

学生支援については、学生部教員と教学課（課長および学生部担当職員）が中心となって行っている。主な活動は以下の通りである。

①　防犯講習会及び避難訓練

例年、４月のオリエンテーションにおいて、平野警察署のご協力を仰ぎ、防犯講習会を実施していた。今年度はコロナ禍のためオリエンテーションは最低限の活動にとどめる必要があったため実施できなかったが、自転車で通学する学生に対しては、警察庁の HP にある公開されている動画を視聴し、レポートを提出することで許可書の発行を行った。避難訓練は、例年は、避難行動マニュアルの確認と実際の避難行動訓練を行っていたが、コロナ禍のため学生と「避難行動マニュアル」及び「避難経路」を確認する方法で実施した。

②学生生活指導

対面授業再開直前（６月）にオリエンテーションを実施し、キャンパスライフにおける感染予防の対策、取るべき行動などの意識化を徹底した。特に「手洗い」に関しては、正門と南門に新たに「屋外手洗い場」を設置し、登校してすぐに手洗いができるようにし（詳細は、学内施設設備の項に記載）、学生部を中心に学生の登校時に教職員で手洗い・手指消毒指導を行った。

クラブ活動については、多忙な学業や実習の中、日々活動に励む学生に対し、学内教員に加えて学外からも指導者を招聘しクラブ顧問制をとっている。なかでも、バレーボール部、バスケットボール部、硬式テニス部は、毎年開催される全国私立短期大学体育大会(2019・2020・2021 年度は中止)に出場し続けてきた。昭和 63 年（1988 年）の第 23 回大会から 29 回にわたりへの連続出場を成し、平成 27 年度（2015 年度）の大会 50 回目の節目には、日本私立短期大学協会より「20 回連続出場表彰」を受けた。また、吹奏楽部は定期演奏会を開催し、コンテストにも出場するなど活発に活動を続け、吹奏楽部、人形劇部は地域団体からの出演要請も多い。

一方、部員数の減少によりクラブ活動継続の困難さも問題となっている。現在、活動に必要な一定部員数をなんとか確保しているクラブもあり、1 回生の入部がないまま次年度の存続が危ぶまれるクラブが存在している状況にある。このことを受け、次年度新入生に対する入学前教育と位置づけている「常磐会の歩き方」の際に、クラブ紹介の機会を設けて早い段階から部活動に関心を持てるように支援を行っている。

令和２（2020）年度は、コロナ禍においてのクラブ活動となったため「新型コロナ感染予防」と「活動の活性化」という相反する課題を抱えることとなった。「新型コロナ感染予防」としては、クラブ活動におけるガイドラインを策定し、感染予防を徹底した。各クラブにおいては、日報を義務付けてその日の活動内容と参加者を確認し、万が一に備えた。「活動の活性化」としては、学園大学の学生の本学クラブ活動への参加を進めた。加盟団体（日本協会や学連等）のルールとして、「短期大学チーム」は登録２回が上限といった制限のある場合がある。バスケットボール部は、次年度以降は「常磐会学園大学」として加盟することでこの問題を回避し、学園大学の学生もクラブ活動に参加することができるようにして活性化を目指すこととする。また、入試において入学金の一部減免を付した「クラブ活動入部確約入試」を令和３（2021）年度入試から行い、バスケットボール部は２名、吹奏楽部は１名、バレー部は１名の計５名の入学生を得た。

クラブ名と部員数（令和２年度）
単位：人

体育系クラブ				文化系クラブ			
名称	1 回生	2 回生	合計	名称	1 回生	2 回生	合計
バレーボール	0	9	9	吹奏楽	3	7	10
バスケットボール	2	1	3	人形劇	2	4	6
硬式テニス	1	1	2	多文化共生研究	1	3	4
ダンス	0	1	1	おもちゃ研究	4	1	5

学生自治会は、学生全員が正会員となって構成し、自治会本部活動を希望する学生が役員となって学生行事や課外活動の企画・運営を行っている。多忙な学業や実習に追われながらも自治会本部活動に取り組む学生の支援は、一年を通して学生部の教職員を中心に、学生だけの準備や判断では及ばない点への助言指導や関係機関との調整

について、よりきめ細やかに対応するため、行事ごとに担当教員を決めて支援を行っている。また、「主体的」に取り組めるよう、次年度の行事開催の時期について、学年暦検討の段階から自治会役員の意見を聴取し、できるかぎり反映できるように大学側がサポートを行った。

一方、近年は１回生の途中や２回生になるタイミングで自治会本部役員を辞めてしまう傾向があり、１回生の早期から自治会本部活動を希望する学生確保の支援に加え、自治会本部活動が有効に継続されるよう役員構成の維持につながる支援が求められている。

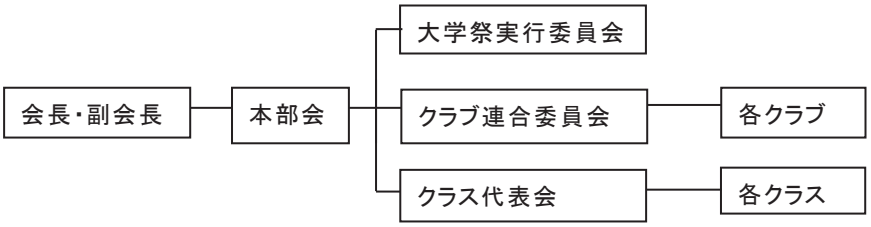

自治会本部役員数（平成 30 年度～令和２年度）

学年	平成 30 （2018）年度	令和元 （2019）年度	令和２ （2020）年度
１回生	３人	10 人	10 人
２回生	４人	４人	３人

（3）学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。

学生生活の一助として設置している「ロッカー室」などは、密集を回避するため、コロナ禍の令和２年度においては閉鎖を余儀なくされた。令和２年度における「快適なキャンパス環境」としては、新型コロナウイルス感染予防の視点からの「安心・安全」が最優先された。本学における感染症予防に係る環境整備は以下の通りである。

①　学内施設設備について

ア．　手洗い場の設置

登校してすぐに手洗いができるよう、正門と南門に仮設の「手洗い場」を設置した。同時に６名の手洗いが実施できるように設置し、混雑（密接・密集）の回避ができるようになっている。全ての手洗い場に「手洗いの方法」を掲示した。

イ．　食堂の使用ルールと密集を防ぐ方法の検討

混雑緩和と密接回避のため、動線（食券を購入し、食品を受け取り、席に着いて食事を行う。その後、返却台に食器を戻すまでの動き）を指定した。また食堂の扉と窓を開放して換気を徹底することや食事場所を広く確保するため、学食以外でも昼食をとれるようテイクアウトを推奨（食事はすべてテイクアウト用のパッケージでの提供とした）した。このことは、食器を通しての感染を防ぐことも兼ねている。前期（８月まで）は全学生の半数ずつの登校としたため、食堂のスペースも十分に確保されていたが、後期は全学生の対面授業を実施となったことから、食堂の座席にパーティションを設置して飛沫感染の予防を行った。

ウ．　ラウンジの使用ルールの検討

学内にあるフリースペース（ラウンジ）にある椅子・ベンチおよびテーブルに定員

を明記して「ソーシャルディスタンシング」の徹底を図った。また、休憩時間や昼食時間には教員による巡回の体制をとった。

エ．ロッカー室の閉鎖

本学は、美術道具や体育の着替えなどを置いておける個人ロッカーを設置しているが、授業開始前後や授業終了時に学生が密集する可能性があるため、今年度は使用を見送り、１年間は閉室にした。

オ．１号館１階、８号館２階ロッカー室の閉鎖

十分な換気が行えないことと、授業前後をあわせると利用する学生が多いことから、今年度は使用を見送り、更衣に関しては教員の指導のもとで行うようにした。

カ．その他

エレベーターなどの密閉空間での「会話厳禁」の掲示や、階段利用を推奨する掲示を行った。掲示板だけでなく、廊下や教室など、目につく範囲で「ソーシャルディスタンシング」の掲示を行った。

（4）宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。

（5）通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。

本学に学生寮はないが、入試広報課が窓口となり下宿を希望する学生には、近隣の不動産業者のパンフレットを配布し情報を提供しているが、現在、多数の学生は自宅通学者となっている。

従来から本学は駅から遠いという意見もあり、学生へのアンケートをもとに、令和２（2020）年度から通学バスの無償運行を開始した。開始当初から感染症が流行したため、運行時の感染予防対応が求められたため、バスの乗車時には乗務員によるアルコールでの手指消毒や車内の消毒等を行った。また自転車通学の学生も多いため駐輪場の確保はできている。

（6）奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。

学生への経済的支援では、新型コロナウイルス感染症流行のもと学生がリモート学習等を余儀なくされたため、学生緊急支援金として一律 6 万円を全学生に給付した。

また、以下の学内奨学金制度等の周知を徹底し、経済的理由により修学困難な学生を支援した。

① 常磐会短期大学育友会奨学金（半期授業料の半額分　165，000 円）2 名採用。

② 常磐会学園奨学金（半期授業料の半額分　165，000 円）7 名採用。

③ 一般財団法人常磐会奨学金（学修補助金　一律 5 万円）14 名採用。

学生の経済的支援については、近年、学費の納入が困難な学生が増えてきており、学費延納の対応を３～４カ月にわたって行うと同時に、日本学生支援機構奨学金のほか、本学独自の奨学金（常磐会短期大学育友会奨学金・常磐会学園奨学金・一般財団法人常磐会奨学金制度を設け、特に支援を要する学生には個別に申請指導を行っている。なお令和２（2020）年度から開始された「高等教育無償化」に該当した学生は 63 名であった。

近年では申請書類を整えることが困難な学生も多く、募集に際して曜日の異なる２

日間の説明会の機会を設け、申請資料を配付して丁寧に説明し、申請書類提出まで余裕をもって学生が準備できるよう支援している。

本学独自の奨学金は、学生が種別に関係なく申請し、選考において提出された書類、学業成績及び面接を基に上記３種の採用者を決定している。学生の経済的支援については、学費納入が困難な学生が増えてきている中、数か月にわたる学費延納の対応や、日本学生支援機構奨学金申請支援のほか、本学独自の奨学金制度を設け、支援を行っているところではあるが、本学独自奨学金のあり方について再考する必要がある。

本学奨学金の受給者数　（平成 30 年度～令和２年度）

内　訳	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和２ (2020) 年度
応募面接者数	53	35	21
採用数	47	32	17
(1)常磐会短期大学育友会奨学金	18（枠 18）	15（枠 15）	9（枠 7）
(2)常磐会学園奨学金	13（枠 13）	11（枠 11）	3（枠 9）
(3)一般財団法人常磐会奨学金 （学修補助金）	16（枠 16）	15（枠 15）	14（枠 14）

(1)常磐会短期大学育友会奨学金：常磐会短期大学育友会からの拠出金をもとに、勉学に熱意を持ち、成績優秀でありながらも経済的理由により就学が困難な学生に対して、前期・後期それぞれの授業料の半額を支給。

(2)常磐会学園奨学金：本学園の奨学金として、学業、人物ともに優秀で、経済的に就学が困難な学生に対して、前期・後期それぞれの授業料の２分の１を上限とした金額を支給。

(3)一般財団法人常磐会奨学金（学修補助金）：学業、人物ともに優秀であるが、経済的に就学が困難な学生に対して、学長の推薦にもとづき、年額 50,000 円を上限に学修補助金として後期に支給。※(3)は(1)(2)との重複支給もある。なお、(1)～(3)のいずれも、受けた奨学金の返還は必要としていない。

日本学生支援機構奨学金の奨学生数　（平成 30 年度～令和２年度）

区　分	平成 30 （2018）年度	令和元 （2019）年度	令和２ （2020）年度
第一種・第二種	218	242 （給付：15）	234 （給付：63）

（7）学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。

学生のメンタルヘルスへの取り組みでは、室長を含む 7 名の学生相談担当教員と２名のカウンセラーで構成されている学生相談室を設けている。平成 30 年度(2018 年度)より来校日の拡充があり、令和２年度（2020 年度）も、週に 1 日は２名とも来校し、学生の情報を直接伝達・共有できるようになり、以前よりも細やかな支援が可能となっている。

令和２（2020）年度からの新たな試みとして、「学生相談室員」以外の全専任教員向けの「学生カンファレンス」を計２回実施し(前期１回、後期１回)、「気になる学生」

や「対応に配慮が必要な学生」の情報を共有した。さらに、専任教員の研究室にカウンセラーが出向き、「気になる学生」の情報を個別で共有する時間を設けた。これらの取り組みを通して、教員が1人で抱え込むことなく学生をサポートする体制を整え、「連携」強化を目標とした。また、近年保健センターとの合同イベントの実施や、実習前後の「いってらっしゃい」「おかえりなさい」ポスター作成・掲示を行っている。心身に関わる専門部署同士の連携が行われていることで、学生にとって相談しやすい環境づくりに努めている。

居場所がないなどと感じている学生が気軽に入れるスペースとして談話室「あじさいルーム」を設置開放し、学生相談室担当教員が月曜日から金曜日まで曜日毎に担当を決めてランチタイムに在籍し、訪れた学生の談話に応じた。プライバシーが確保できる個別相談室ではカウンセラーがその都度面談に応じ、学生の希望があれば継続して面談を行っている。

個別相談延べ113人の相談内容について（※（　）内は前年度の数値）、「大学生活」76（77）%、「発達」44（31）%、「就職」40（28）%、「心理的問題」 34（63）%、「学業」・「実習」27 （9・23）%の順に多い。「大学生活」に関する相談は例年通りだが、前年度の31%から増加している「発達」は、継続的な支援や学内外の連携が必要な学生が、ここ数年増加していることを示している。

談話室「あじさいルーム」利用の延べ 658 人の利用内容は、「昼食以外の居場所」70（77）%、「大学生活」69（54）%、「昼食の居場所」43（44）%が主であった。昨年に引き続き、ほぼ毎日利用した学生が多く、昼食時だけでなく、空き時間や放課後に訪れ、一日に数回利用する学生がいた。その中で、課題への取り組み方などの学習面で困難を覚え、サポートを要する学生もみられた。

また、「機関連携」の延べ300人の利用内容は、「大学生活」76（61）%、「精神衛生」33（7）%、「心理的問題」28（26）%、「学業」24（32）%と続く。上述したように、昨年度から専任の先生方の研究室に、カウンセラーが出向き、「気になる学生」の情報を個別で共有するなどの新たな試みを行ったため「機関連携」が倍増している。職員や担任の先生など、3部署以上が連携を取りながら、学生を支援することもあり、相談内容は多岐にわたっている。今後も、学内での連携を取りながら、支援を必要とする学生が気軽に訪れることの出来るような環境を維持し、必要に応じて個別相談を行うなど、柔軟に対応できるような体制を築いていきたい。

学生相談室来室状況　　令和２（2020）年度

	相談室（個別相談数）	談話室	その他	機関連携	合　計
１回生	40	166	8	224	438
２回生	51	470	16	65	602
既卒生	22	22	3	11	58
合　計	113	658	27	300	1098

学生相談室相談内容及び相談件数　　（平成30～令和2年度延べ件数）

相談内容	平成30（2018）	令和元（2019）	令和２（2020）	相談内容	平成30（2018）	令和元（2019）	令和２（2020）
学業	40	53	154	精神衛生	17	11	117
進路	34	45	43	発達	19	48	86

大学生活	981	832	776	健康	40	27	49
実習	176	123	146	生活･経済	4	7	7
就職	184	109	130	家族関係	46	33	52
対人関係	71	62	80	居場所（昼食）	764	576	283
性･恋愛	19	37	22	居場所（昼以外）	1,226	1,001	473
心理的問題	79	92	162	その他	186	157	165

この他、学生相談室では、多くの学生たちに学生相談室をより知ってもらう機会として、「学相 Day イベント」を行っている。令和２（2020）年度は、保健センターとの合同イベント「舞い上がれ！ときわの夢花火」、「心理テスト・ぬりえ」、「拝啓一年後の君へ～未来のわたしにお手紙書こう」の合計３回のイベントを開催し、学生相談室活動の啓発に努めた。

学相 Day イベントの実施内容　　令和 2（2020）年度

	1 回目	2 回目	3 回目
テーマ	「舞い上がれ！ときわの夢花火」	「心理テスト・ぬりえ」	「拝啓一年後の君へ」
目　的 内　容	・カウンセラーとの交流の機会 ・コロナ禍の中でそれぞれの希望をシェアし、飾ることで、少しでも学内を明るくする。 ・集まった用紙を出入りの少ないあじさいルーム前の廊下に掲示することで来室のきっかけに繋げる。	・あじさいルーム、学生相談室の周知 ・カウンセラーとの交流の機会 ・心理テスト等の取り組みを通して、専門的な相談に対する関心をもつきっかけをつくる。	・あじさいルーム、学生相談室の周知 ・たくさんの材料からお気に入りを選び、オリジナルの飾りつけをして 1 年後の自分に向けて手紙を書く
日　時	願い事募集期間： 7 月 28 日(火)～ 8 月 7 日(金) 花火掲示機関： 8 月 11 日(火)-9 月末	10 月 12 日(月)～ 10 月 14 日(水) 12：00～17：00	12 月 15 日(火)、 12 月 16 日(水) 13：00～17：00
場　所	あじさいルームと 保健センター前	あじさいルームと 周辺スペース	あじさいルームと 周辺スペース
参加者 （内 訳）	回収用紙：約 110 枚 (学生・教職員)	30 名 (2 回生 15 名、1 回生 14 名) (職員 1 名)	27 名 (2 回生 17 名、1 回生 8 名) (教職員 2 名)

学生の健康管理については、本学の専任教員を保健センター長とし、専門職員（養護教諭）１名が常駐し、不在時は常磐会学園大学保健センターの専門職員（養護教諭）１名に加え、本年度より教職員の健康管理をする、専門職員（派遣保健師）１名とも連携し対応する体制を新たに取り、以下の取り組みを行った。

①新入生へのサポート

入学時の「健康調査票」や「食物アレルギー調査票」等の健康調査に基づく面談を、例年は２～３日で行っているが、今年度は登校に合わせてオリエンテーションの日に、全クラスにおける対象者（約 60 名）に対面で実施した。その中で、健康状態が学修へ影響すると考えられる学生について、一定の配慮が必要な場合は本人同意のもと個別の「配慮依頼通知書」を作成し、学長及び学科長承認のもと、授業担当教員へ文書を前期・後期の授業開始前に配付し周知することとなった。

②定期健康診断

例年４月に実施している学校保健安全法に基づく定期健康診断については、全国的に新型ロナウイルスが感染拡大していたため、１クラスを２つに分けて人数を減らす等密にならないように工夫しながら７月に変更して実施した。

③実習前検査等

前期・中期・後期・追加実習前には検便等の検査及び、問診票や面談（対面・電話・メール）による心身の健康チェックについては、コロナ禍で対面授業も少なく、制約を求められる日常生活を踏まえた上で、より丁寧に行った。

④相談窓口の周知

４月の新入生オリエンテーションではリーフレットや「ほけんだより」を配付し、直接説明や紹介を行っている。また、学生相談室とも連携を密にしており、令和元（2019）年度より学生相談室へ声をかけ合同で、七夕に合わせてお願いごとを学生のみならず教職員にも募集し、コミュニケーションの輪を広げ、相談窓口の周知に繋がるようイベントを行っている。今年度は少しでも心が前向きになれるように、「舞い上がれ!ときわの夢花火」をテーマに、保健センターと学生相談室の前に様々な形のカラー用紙と筆ペンを設置し、お願いごとや夢、希望などを 7 月 28 日（火）～8 月 7 日（金）の期間で募集した。そして、学生がより長く目にすることができるように笹ではなく、集まった約 110 枚の願いごとを学生相談室の前へ打ち上げ花火のように飾り、学内を明るく彩った。その他、実習前には合同で“いってらっしゃい”と学生の背中を押せるようにポスターも作成し、学生が気軽に話ができる場所として周知するよう努めている。

保健センター相談来室状況　　（平成 28 年度～令和２年度延べ相談件数）

	内科的処置	外科的処置	身体的相談	精神的相談	社会的相談	その他健康管理	合計
平成 28 年度	435	303	141	6	165	1,012	2,062
平成 29 年度	205	189	60	13	56	782	1,305
平成 30 年度	173	163	148	17	126	1,101	1,728
令和元年度	165	147	180	67	156	779	1,494
令和２年度	14	39	142	81	137	548	961

また、本学では、学生の教育研究活動中及び休憩中や移動中の不慮の事故に対して「学生教育研究災害傷害保険」「学研災付帯賠償責任保険」に一括加入し、事故発生時は、保健センターで保険請求の手続きを支援している。令和２（2020）年度については、授業中の怪我が多かった。また、実習先での不慮の事故による賠償も１件発生した。

学生教育研究災害傷害保険適用件数　　（平成 30 年度～令和２年度）

	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和２年度 2020 年度
(1)正課・学校行事中	3	7	4
(2)通学・学校施設間移動中	2	1	1
(3)課外活動中	0	0	0
合　　計	5	8	5

学研災付帯賠償責任保険適用件数　　（平成 30 年度～令和２年度）

	平成 30 年度 2018 年度	令和元年度 2019 年度	令和２年度 2020 年度
(1)対人	0	0	0
(2)対物	0	0	1

（8）学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。

大学生活についての学生の意見聴取では、年度末において、学生に対して「学生生活アンケート」を実施している。令和２年度（2020 年度）については、対面での実施が困難であったため「Forms」を用いたアンケートを実施した。授業や時間割などの「カリキュラム」、校舎や備品、図書館などの「教育施設・設備」といったハード面から、教員の授業や履修指導、学生支援システムや各種のサポート体制といった送付免を抜くむ 15 問と自由記述から構成されている。1 回生の回答は 115 名と各クラス 90%近い回答を得られたが、２回生の回答は 31 名であった。２回生には卒業式の前日にアンケート調査の依頼を行い、ポータルサイトや担任からも案内を行ったが低い回答率であった。１回生は３月の「履修オリエンテーション」の時間を利用して実施したことが高い回答率になったと思われる。次年度の課題としたい。

（12）長期履修生を受入れる体制を整えている。

令和３（2021）年度から２年間の履修科目を３年間で学ぶ長期履修生を受け入れることが予定されている。長期履修生用のクラスを立てることとなるが、他の学生と同じく、クラス担任制による学生支援体制をとり、クラブ活動や自治会活動も同様に行う予定である。

（13）学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対しする評価については、専門職養成校での授業多忙の中、主体的活動に励む学生に対する評価のあり方を再検討し、平成 26 年度（2014 年度）から「学長賞」を授与している。建学の精神、常磐会精神を最もよく体現できた学生、努力した学生に対して、学業だけでなく多様な活動の評価として、学長賞の授与を卒業時に行うこととし、令和２（2020）年度の表彰者は、成績優秀者５名（GPA 3.58-3.33）に加えて、教員からの推薦により自主活動に優れたものとして５名を表彰した。

［区分　基準Ⅱ-B-4　進路支援を行っている。］

（1）　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
（2）　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
（3）　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
（4）　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
（5）　進学、留学に対する支援を行っている。

＜区分　基準Ⅱ-B-4 の現状＞

（1）　就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。

（2）　就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。

学生の就職に関する調査・選考・斡旋・就職先の開拓など、就職支援に関する業務は進路支援センターと進路支援センター運営委員会が担っている。進路支援センターは、進路支援センター長の下、センター職員４名（内１名は兼任職員）とキャリアアドバイザー４名（兼任職員）で構成され、進路支援センター運営委員会は、併設大学の教員３名と短期大学の教員３名と事務職員１名の合計７名で構成されている。

本学１号館３階の進路支援センターでは、就職課長以下４名の職員とキャリアアドバイザー１名が常駐し、相談に応える態勢を整えている。平成 24（2012）年より、進路相談の増加が見込め、学生がエントリーシートに挑戦する秋期以降は、開室時間の延長（平日 18 時、土曜日 14 時）や、キャリアアドバイザーを増員して対応していたが、学生の生活実態に合わせて、令和元（2019）年からは開室時間は通常時間（平日 17 時、土曜 13 時）に戻した。

進路支援センターでは、大阪市・大阪府を中心に和歌山・奈良等で開設する幼稚園・保育所・認定こども園・施設の個別ファイルが閲覧可能な状態で設置されており、過年度の

学生の受験報告書が常に更新されている。また学生用に公務員試験関連、筆記試験関係、面接の心得、エントリーシートの書き方等の参考図書が整備されている。

進路支援センター前ロビーには、幼稚園・保育所・認定こども園・施設・企業などからの募集情報を職場別に掲示し、学生がいつでも閲覧でき、就職について意識することができるように配慮するとともに、求人先の開拓、求人の受付、求人情報の提供などの業務及び一人ひとりの学生との面談による指導を行っている。従来、「進路ガイダンス」を２年間で 11 回（１回生６回・２回生５回）開催し、学生の主体的な取り組みを促しながら就職支援に係る様々な業務を担当してきたが、令和 2 年度（2020 年度）は、新型コロナウイルス感染症の影響により「進路ガイダンス」などのプログラムは、大幅に見直す必要が生じ、１回生３回、２回生２回と書類配布による説明会の実施となったが、平均 97%以上の出席率であった。

保護者に対しては、入学時に冊子「輝ける未来に―就職活動を支えていただく保護者の方へ―」を配付し、本学の就職状況や就職活動の取り組みについて周知している。また学生には、第 2 回目のガイダンス（１回生後期に実施）において本学作成の「就職の手引き」を配付し、自己分析・採用試験・面接試験等、具体的な就職指導を実施するとともに、個別指導が必要な学生には随時、実施した。

進路指導の概要（2020 年度 2 回生）　　※　個別対応は随時実施

実施日	進路指導	具体的な内容
2019. 7/10.12	第 1 回進路ガイダンス	・進路調査票作成と私立園（所）のボランティアについて
10/25.29	第 2 回進路ガイダンス	・就職活動のスケジュールについて
11/27.28	第 3 回進路ガイダンス	・履歴書用写真撮影
2020. 1/16.21	第 4 回進路ガイダンス	・履歴書について ・２月個人面談予約など
2/13	第 5 回進路ガイダンス	・「短大生のための就職セミナー」の参加 （クレオ大阪中央）
1/31	第 6 回進路ガイダンス	・大阪府社会福祉協議会「保育の仕事について」と常磐会短期大学付属園　3 園について （大阪府保育士保育所支援センターと付属園の先生方に話をしてもらう）
2/3		2019 年度公立合格者との懇談会
2/3.4.5.6.7 10.14.17 18.19		個人面談 履歴書セミナー
6/12	資料配布	・進路支援センターの使い方 ・受験の流れ ・就職フェアの日程
2021. 2/24.25.26	資料配布	・就職活動（進路）調査票

進路指導の概要（2020 年度 1 回生）　　※　個別対応は随時実施

2020. 11/26.27.30	第 1 回進路ガイダンス	・「就職の手引き」配布 ・進路調査票の記入について ・今後の予定など
12/9.11	第 2 回進路ガイダンス	・履歴書用写真撮影
2021. 1/27.28.29 2/1	第 3 回進路ガイダンス	・個人面談 ・履歴書セミナー

（3）　就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

令和２年(2020)年度は就職に向けて、「教養講座」を１回生対象に前期(9/24.25.26.27.28 の計５日間・10 コマ）と後期（1/27.28.29.2/1.2 の計５日間・10 コマ）に開講し、また 2 回生対象の「公立幼稚園・保育園対策講座」を開講（8/24.25.28 の計３日間・５コマ）し、授業終了後に面接対策を実施するなど、公務員採用試験に挑戦する学生を増やすよう促した。その結果、公務員試験に延べ 25 名が採用された。

令和２年度(2020 年度）３月卒業生の就職率は、2021 年５月現在で、就職希望者は 100%決定した（内訳は、幼稚園 8%、認定こども園 55%、保育所 33%、施設等 4%、企業 0%)。本学の卒業生の採用を希望される職場が増え、卒業し就職をする学生数より多くなっている状況である。令和２年度（2020 年度）３月の卒業生の進路状況は以下のとおりである。

令和２年度（2020 年）３月卒業者の進路

卒業者数	就職希望者数	就職決定者数	進学	家事・その他
200	191	191	0	9

（4）　学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

就職状況の分析と活用については、就職が内定した学生から、試験内容について報告書を作成してもらい、進路支援センター内に設置している各職場のファイルに新しい情報として追加している。また内定者一覧を毎月更新し、進路支援センター内や教授会に情報提供し活用している。

就職支援に取り組むなか、採用試験を受ける時になって、自分の進路が決めきれず悩む学生や履歴書作成に時間がかかる状況があるので、毎年２月に１回生全員を対象に「個人面談」を実施し、キャリアアドバイザーが、「履歴書の書き方セミナー」を開き、４月以降の履歴書指導･面接指導へと繋ぎ就職の準備活動がスムーズに実施できるようにしている。今後は、より一層キャリアアドバイザーと進路指導担当職員が連携を深めより丁寧な就職指導に努める必要がある。

なお、令和２(2020)年度卒業生からの就職相談については、24 名（内 2 名は常磐会学園大学卒業）からの相談があり、５名が再就職につながった。

卒業生への再就職支援状況

年　度	相談受付数	内学園大学数	再就職決定数
令和元（2019）年	20 名	3 名	4 名
令和２（2020）年	24 名	2 名	5 名

（5） 進学、留学に対する支援を行っている。

毎年数人の希望者がいる編入学への支援として、各大学から送られる資料をいつでも閲覧できるように学生への情報提供をしている。海外留学については、毎年３月には希望者を対象にオーストラリアにおいて３週間、ドイツにおいて 10 日間の海外研修を実施していたが、令和２（2020）年度はコロナウイルス感染症のため実施されなかった。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の課題＞

毎年増え続けるこども園、保育園の求人に対し、学生がミスマッチで早期退職とならないよう、時間をかけて指導していく必要がある。また、下の学年にも呼びかけアルバイト等で現場体験することも大切になってきたので、個人面談で指導していくことや、卒業生の再就職への支援にも力を入れることで保育士不足解消の一助になるよう PR の方法も考えていく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項＞

近年、経済的支援が必要な学生が増えてきている。今年度は、新型コロナウイルス感染症流行のもと学生がリモート学習等を余儀なくされたためつさ、学生緊急支援金として一律 6 万円を全学生に給付した。また、下記のように学内奨学金制度等の周知を徹底し、経済的理由により修学困難な学生を支援した。

① 常磐会短期大学育友会奨学金（半期授業料の半額分　165，000 円）2 名採用。

② 常磐会学園奨学金（半期授業料の半額分　165，000 円）7 名採用。

③ 一般財団常磐会奨学金（学習補助金　一律 5 万円）14 名採用。

また、日本学生支援機構・学生支援として有志寄付金からの学生支援助成事業により本学は 80 万円までの助成金が得られるとのことで申請し、本当に困窮している学生は給付奨学金＋授業料減免制度でほぼ救済されているため、休学を除く在学生全員に一律で、実習前 2 週間の遠隔授業学習における通信費等の補助として各学生に、2,300 円の給付を行った。（80 万円÷在学生数 341 名＝2,346 円　46 円は端数になるので、2,300 円として申請）

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

［テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源］

［区分　基準Ⅲ-A-1　教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。］

（1）　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

（2）　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

（3）　専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

（4）　教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

（5）　非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

（6）　教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。

（7）　教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分　基準Ⅲ-A-1 の現状＞

（1）　短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。

（2）　短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。

（4）　教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。

本学は、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法に則り、豊かな情操、高い知性と教養を身につけた女性の育成と、併せて保育者としての資質を高めることを目的としている。この目的を達成するため、幼稚園教諭（2 種免許状）と保育士資格の取得に必要な教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー／CP）に基づいた教員組織を整備している。

専任教員数は、短期大学設置基準を充足し、主要授業科目として教養科目、教科科目、教職科目それぞれに専任教員を配置している。

令和元年 5 月 1 日現在	男	女	計	令和 2 年 5 月 1 日現在	男	女	計
学長	1		1	学長	1		1
専任教員	7	15	22	専任教員	7	13	20
非常勤教員	13	50	63	非常勤教員	9	39	48
計	21	65	86	計	17	52	69

本学は幼児教育科として教員養成を主たる目的とした学科構成を行っている。また幼稚園教諭 2 種免許状を付与するために「領域に関する専門的事項」につき「健康」、「人間関係」、「言葉」、「表現」と 4 領域科目※ごとに授業科目を開設し、特に「表現」については、音楽・造形・身体の 3 表現の科目を設置している。なお、「環境」に関し

ては、基礎教養科目の中で卒業必修科目として、「子どもと自然（幼児と環境①)」、「子どもと植物（幼児と環境②)」、「科学あそび（幼児と環境③)」を置いている。

また、技術を体得する実技科目授業においては、専門基礎科目として入門編の科目群である「ピアノ演奏法Ⅰ・Ⅱ」、「音楽表現入門」、「造形表現入門」、「身体表現入門」などの科目を置いている。「大学が独自に設定する科目」としては、「人権論」、「人権概論」がある。本学の教養教育の柱として人権とリテラシーを置いている。リテラシーに関しては「基礎演習」では学習技術や他者とのコミュニケーション技術の修得、「文章表現法」では、文章表現力の向上だけでなく、グループディスカッションなども用いて言語による論理的思考力を高めるアクティブ・ラーニングを行っている。また「外国語(英会話・基礎英語・中国語・韓国語)」や「情報技術演習Ａ・Ｂ」、「情報教育演習」では、異国語を用いたコミュニケーションや情報技術において基礎的なアプリケーションが活用できるなどの科目群を置いている。

（3） 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。

（5） 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。

（7） 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

本学における専任教員の職位は、短期大学設置基準に基づき定められた「常磐会短期大学専任教員選考基準」によって決定される。専任教員の採用及び昇格に際しては、「常磐会短期大学人事委員会規程」に定められた「人事委員会」において任用について審議され、資格審査の適正を期するために「常磐会短期大学資格審査委員会規程」に定められた「資格審査委員会」において任用教員候補者の審査が行われる。非常勤教員の採用についても、この手続きに準じて執り行われている。

その後、教授会の議を経て理事会に該当者の任用及び昇格を具申し、理事会での決定を経て任命が行われる。令和２（2020）年度は、専任教員昇格基準の再考を行い、従前の評価指標を明確化するとともに、社会貢献の指標を導入し、教職員に周知し透明化した。

［区分　基準Ⅲ-A-2　専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。］

（1） 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

（2） 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。

（3） 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。

（4） 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

（5） 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

（6） 専任教員が研究を行う研究室を整備している。

（7） 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

（8） 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

（9） FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

（10） 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-2 の現状＞

（1） 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。

学校教育法施行規則第 172 条の２により義務づけられている教員の教育研究活動等の状況公開について、各専任教員の専門的研究の推進と成果を本学 Web サイトで公開している。令和２（2020）年度は、新型感染症の流行により、学生教育や校務分掌に注力する必要が生じたため、研究活動に十分な時間と労力を割くことができない教員が多数いたと思われるが、以下のような成果をあげている。

〇吉見英里専任講師

・京都工芸繊維大学大学院博士課程入学、2020.4.

・学術論文　“A Sutudy of Young Children’s Coordinated Movement-the Effects of a Rhythmic-Play Exercise Program on Physical-Expression Ability”, Advances in Physical Education,2021.2.

・学術論文　「幼児のコーディネーション運動に関する研究 - ３歳児、４歳児、５歳児のリズム遊びに見られる動きの豊かさに着目して」、『常磐会短期大学紀要 Vol.49』、2021.12.

〇小谷朋子専任講師

・学術論文　「コダーイの音楽教育におけるディートリヒ・ヘルガの作成図に関する調査研究」、『全国大学音楽教育学会研究紀要　第 32 号』、2021.3.（修士論文）

〇石岡正通教授

・学術論文　「コダーイの音楽教育と音楽性」、『常磐会短期大学紀要 Vol.49』、2021.12.

〇白井由希子専任講師

・学術論文　「新型コロナウイルス感染症流行下におけるリモート授業の展開について」、『常磐会短期大学紀要 Vol.49』、2021.12.

〇飯尾雅昭准教授

・学術論文「COVID-19 感染症流行と保育実習（社会福祉施設実習）代替授業の展開」、『常磐会短期大学紀要 Vol.49』、2021.12.

〇中村妙子准教授

・大阪市私立幼稚園オパーク実行委員会　現地調査、インタビュー、「大阪府幼児教育・保育向上システム（ORARK）の視点から」、2020.4.

〇山田薫准教授

・大阪市長　教育委員会表彰　優れた教育研究論文＜佳作・グループ＞、2020.11.

○原田邦子准教授
・「保育者から保育者にわらべうた遊びの有効性を考察する」、（共同研究）2020 年度
○卜田真一郎教授
・学術論文　「保育現場におけるイスラームとの共生を巡る対話(1)-ムスリムである保護者との鼎談を通して-」、大阪教育大学幼児教育学研究室『エデュケア』40 号、2020.3.
○農野寛治教授
・学術論文　「新型コロナウイルス感染症流行下における短期大学の事業継続計画の策定に向けて」、『常磐会短期大学紀要 Vol.49』、2021.12.

（2）　専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
（3）　専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
（4）　専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。

専任教員の教員研究費は、「学校法人常磐会学園教員研究費に関する規程」に基づき「教員研究費」と「教員研究旅費」に分けて教員ひとりあたり年間総額 25 万円を支給している。これら教員研究費・研究旅費は、学長宛に必要書類を添付して願い書を提出し、許可が下りれば会計課から支給され、適正に運用されている。

科学研究費補助金等の外部研究費は、公募があり次第、学内掲示および説明会を開催して申請者を募っている。平成 30（2018）年度から令和２（2020）年度にかけて、卜田真一郎教授が、独立行政法人日本学術振興会の科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）基盤研究 C（一般）「行動規範や価値観の多様性に着目した多文化共生保育の研究」が採択され、感染症流行の影響により予算執行の延長が認められ、適切に処理されている。

専任教員の研究倫理遵守の取り組みについて、令和２（2020）年度は、感染症流行下にあって研修会の開催はできなかったが、日本学術振興会の『科学の健全な発展のために - 誠実な科学者の心得 - 』を購入し教員に紹介、閲覧をした。

（5）　専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。

本学の研究誌『常磐短期大学紀要』の Vol.49 の発行は、感染症の流行にあって難航したが、新型感染症の影響下にある短期大学の取り組みの論文を募り令和３（2021）年 12 月に発行できた。

（6）　専任教員が研究を行う研究室を整備している。
（7）　専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。

全ての専任教員には、研究を行うに十分なスペースを確保した個別の研究室を整備している。研究室の場所は、「学生便覧」で学生に周知し、各教員のオフィスアワー等に学生が訪問できるように、担当教員の時間割や研究日等も明示している。専任教員には、研究活動を確保するために、就業規則に規定する勤務時間において、週１．５日の研究日を認めている。研究日承認には、「行事その他本学教育上の理由により出勤を要する場合は、理由の如何を問わず出勤」することを条件として、前期後期開始前に学長に「研究日承認願」を提出し、研究・研修を行う時間を確保している。

（8） 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する事項は、「学校法人常磐会学園職員研修規程」として整備し、研修期間中の身分、研修期間、費用補助、給与等を定めている。

（9） FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。

① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。

（10） 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

本学の FD 活動に関して「常磐会短期大学 FD 委員会規程」を制定し活動をしている。令和２（2020）年度は、感染症対策下にあって様々な活動が思うようにできなかったが、教職員が人権という観点から共通の認識をもって感染症下の大学運営が図れるように、本学専任教員の高村公一准教授による人権啓発コンテンツ動画を制作。常任理事と常勤監事は常任理事会の中で、教職員は教授会で視聴し、学生には「人権概論」の授業のなかで視聴するかたちで「SD・FD 人権研修」を行った。また、教員による FD 研修会を、令和２（2020）年２月 17 日（水）に「基礎演習ワールドカフェ」として開催、本校におけるクラスづくり教育の課題と科目「基礎演習」の持ち方についての意見交換をした。

［区分　基準Ⅲ-A-3　学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。］

（1） 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
（2） 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
（3） 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
（4） 事務関係諸規程を整備している。
（5） 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
（6） SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
（7） 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
（8） 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

＜区分　基準Ⅲ-A-3 の現状＞

（1） 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
（2） 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
（3） 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。

学習成果の獲得を向上させるために必要な事務組織は、管理部門である総務課、会計課をはじめ、教育部門としての教学課、図書課に加え、アドミッションを担う入試広報課、進路支援を担う就職課等に責任者として課長（室長）、課長代理を配置し、必要な課員を配置している。また学生相談室、保健センターや進路支援センターなども

整備し、専門家集団による支援体制の充実にも取り組み、事務組織体制の整備と責任体制の明確化を推進するとともに、これらの課や組織の長には、文部科学省からの通知や各種連絡資料は、回覧資料として取り扱われ、最新の情報を提供できる体制を取っている。

（4） 事務関係諸規程を整備している。
（5） 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
（6） SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
（7） 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
（8） 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

事務関係諸規程では、「学校法人常磐会学園事務組織規程」、「大学・短大 SD 委員会規程」をはじめ、「稟議規定」、「文書取扱規程」、「公印取扱規程」、「経理規程」、「職員研修規程」、「施設・整備使用規程」等、必要な規程を整備している。

学内に整備されている学内 LAN は、各課をつなぎ職員ひとり一台以上のパソコン等を利用して事務処理や各課、組織の連絡が取れる体制を取るとともに、学内のネットワークがスムーズに活用できるよう、ネットワーク機器の管理をアウトソーシングするとともに、情報センターに情報専門の管理者が常勤している。また、これとは別にネットワーク配線の定期点検も月に 1 回実施している。

SD 活動は、感染症対応で多忙を極めたため研修等の実施はできなかったが、日常の職員組織の連携は、短期大学内にとどまらず、併設の大学事務とも連携にも努め、月に 1 回の「合同事務連絡会」を開催して情報の共有化をし、業務の見直しや事務処理の点検・評価については、全学的な自己点検・自己評価を通じて評価項目に従い、毎年報告書を作成する中で実施し、改善に向けて進めている。また学生の学習成果の向上について、教学事務関係では、「教科目連絡会」を定期的に開催し、担当教職員の情報共有と連携・協働を図っている。

［区分　基準Ⅲ-A-4　労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。］

（1） 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
（2） 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
（3） 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

＜区分　基準Ⅲ-A-4 の現状＞

（1） 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
（2） 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
（3） 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

教職員の就業に関する諸規程では、「就業規則」や「36 協定」の他に、「育児・介護休業に関する規程」、「職員任免規程」、「兼任講師の雇用に関する規程」、「兼任職員の

雇用に関する規程」、「定年規程」をはじめ、「職員倫理規程」、「安全衛生管理規程」、「ストレスチェック実施規程」などを整備している。

令和２（2020）年度からは、これらの規程を教職員共有フォルダに格納して、教職員がいつでも閲覧できるようにした。また令和２（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症の流行という事態の中、教職員の働き方を大きく変更させられる１年となった。教員は遠隔授業という従前では取り組んでこなかった教育方法を採用せざるを得ない状況となり、職員は教学課や庶務課、保健センターや学生相談室などを中心に学生対応や大学の衛生環境構築のために多大な尽力を費やすこととなった。令和２(2020)年度は、感染症の流行のため在宅ワークの導入や罹患した場合、濃厚接触者となった場合を想定した「コロナ特休」を臨時に設計し、学園確認事項として１年間の間周知することになった。これらの規程に則り適正に管理している。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の課題＞

財政的な厳しさのもと、人的資源の効率化と見直しが求められているため、教育資源のマネジメントに取り組む必要がある。

＜テーマ　基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項＞

特になし。

［テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源］

［区分　基準Ⅲ-B-1　教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。］

（1）　校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

（2）　適切な面積の運動場を有している。

（3）　校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

（4）　校地と校舎は障がい者に対応している。

（5）　教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

（6）　通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。

（7）　教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

（8）　適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

（9）　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

（10）適切な面積の体育館を有している。

（11）多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な

場所を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-B-1 の現状＞

（1）　校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

（2）　適切な面積の運動場を有している。

以下の通り、校地面積は短期大学設置基準を満たし、適切な面積の運動場を有している。

校地等（㎡）　　令和２年５月１日現在

	区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	在学生一人当たりの面積（㎡）	備考（共用の状況等）
校地等	校舎敷地	522.10	19,692.51	0	20,214.61	6,000.00	32.09	常磐会学園大学と共有
	運動場用地	1,289.82	11,482.92	0	12,772.74			
	小計	1,811.92	31,175.43	0	32,987.35			
	その他	1,775.30	639.30	0	2,414.60			
	合計	3,587.22	31,814.73	0	35,401.95			

校舎（㎡）　　令和２年５月１日現在

区分	専用（㎡）	共用（㎡）	共用する他の学校等の専用（㎡）	計（㎡）	基準面積（㎡）	備考（共有の状況等）
校舎	9,500.43	6,946.42	114.01	16,560.86	4,350.00	常磐会学園大学と共有

（3）　校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。

（4）　校地と校舎は障がい者に対応している。

（5）　教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。

また校地と校舎は、車いす利用者用インターホン（正門）、障がい者用駐車場、点字ブロック、自動ドア、スロープ、障がい者対応のエレベーター、多目的トイレなどを設置して障がい者への配慮ができている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。なお本学では通信教育による学科・専攻過程を開設していない。

教室等（室）　　令和２年５月１日現在

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
11	15	2	3	1

教育課程編成・実施の方針に基づいた授業を行うための機器・備品の整備では、本学にはピアノ練習室や音楽室をはじめ、保育演習室、小児栄養実習室、小児保健実習室、PC 教室、アトリエ、大アリーナなどの特別教室があり、保育について学ぶための機材や道具をそろえた専門的な教室を設置し、適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

図書館（㎡）　令和２年５月１日現在

図書館
639.06

（7）　教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。

（8）　適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

（9）　図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV 資料数及び座席数等が適切である。

① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。

② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。

購入図書選定システムや廃棄システムについては、「学校法人　常磐会学園　図書資料管理規程」に基づいて行っている。

図書館２階の書庫は開架方式とし、蔵書数は約 79,000 冊あり新着本展示架・新聞架・特別展示架・絵本架・大型絵本架・しかけ絵本架・外国の絵本架・紙芝居架・新着雑誌架・参考図書架（百科事典・年鑑・事典・参考書等）・児童書架・一般書架（A）・一般書架（B）・文庫本架・大型本架・視聴覚資料架・就職・資格本コーナー・課題図書（短大）・教科書コーナー等利用しやすくまとめて配架している。１階書庫は閉架方式とし、古い図書資料・利用頻度の少ないものを中心に図書約 30,000 冊と雑誌のバックナンバーを収納している。

特に学科の特徴に鑑み、絵本・児童書の収書に力点を置き蔵書の充実を図っている。

図書・設備　　令和２年５月１日現在

学科・専攻課程	図書 [うち外国書]（冊）	学術雑誌 [うち外国書]（種）	電子ジャーナル [うち外国書]	視聴覚資料（点）	機械・器具（点）	標本（点）
大学・短大	109,083	85	1	887	16	0

〔共用〕	[8,155]	[4]	[0]			
計	109,083 [8,155]	85 [4]	1 [0]	887	16	0

図書館	面積（㎡）	閲覧席数	収納可能冊数
	639.06	82	112,000

（10）適切な面積の体育館を有している。

（11）多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

体育館については、以下のとおり。

令和 2 年 5 月 1 日現在

体育施設	面積（㎡）	体育館以外のスポーツ施設の概要
大アリーナ 小アリーナ	1,436.60	グラウンド・テニスコート 4 面（公式 3 面）

多様なメディアの高度な利用については、情報科目のための教室を整備している。教室等以外で授業を行えるようなシステムはまだ導入していない。メディアを利用するという観点では Wi-Fi の利用が前提となるが、現状は場所や数を限定して整備している。

［区分　基準Ⅲ-B-2　施設設備の維持管理を適切に行っている。］

（1）　固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

（2）　諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

（3）　火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。

（4）　火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。

（5）　コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

（6）　省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

＜区分　基準Ⅲ-B-2 の現状＞

（1）　固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。

（2）　諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。

「固定資産及び物品管理規程」を財務関係規程として整備している。貯蔵品については「経理規程」に定めている。

また「施設・設備使用規定」を整備し、先の「固定資産及び物品管理規程」と併せて、台帳に基づいた、施設設備、物品の維持管理を行うとともに、火災・地震対策、防犯対策を含めて、「危機管理規程」を整備している。

（3） 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
（4） 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
（5） コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練について、消防設備点検は、消防法に基づき年２回（３月、９月）に実施している。防犯対策として各門にレコーダー付き防犯カメラを備え、常駐の警備員を配備し、決められた時間ごとに門での立哨・校内外の巡回・施錠確認等を行っている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策については、ファイアーフォール等により、学内から外部ネットワークへの接続の制限及び学外からの学内サーバへのアクセスの制限をしている。学内ネットワークに関してはVLANにより校務系システムと学習系システムのネットワークの分離を実施。無線LANにおいては暗号化及び認証を実施。ウィルスの駆除をファイアウォール及び各PC端末にて実施している。

（6） 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮については、省エネルギー・省資源対策として、１号館屋上に太陽光発電を設置し、そこで蓄えた電力は、各講義室の照明・空調機の電気に充てている。照明器具は順次LED照明へと更新し、その他は、高効率のHf(高周波点灯専用形)蛍光灯を使用している。また、令和２年度（2020年度）に製造が中止される水銀灯などを使用している照明器具については講義室の照明のLED化とのバランスをとりながら計画をたて、順次LED照明への転換を実施している。毎年５月～９月までクールビズを実施し、夏季は節電の啓発とともに、外灯も夏時間、冬時間とで点灯時間を分けている。

＜テーマ　基準Ⅲ-B 物的資源の課題＞

教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品の整備で、各教室にはDVD機器、プロジェクター、スクリーンなどを設置しているが、機器等について統一されていないこともあり、教室ごとに扱いが異なる不具合に対応する必要がある。

また、多様なメディアを利用するという観点ではWi-Fiの利用が前提となるため、限定した場所や数となっているWi-Fi環境の拡充していくことが重要である。

火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練で、危機管理規程の規定に基づいた訓練計画の作成が必要であったが、令和元（2019）年度末から令和２（2020）年度は、新型コロナウイルス感染症に対する緊急危機管理が必要となり、新たな危機対策の体制整備を求められている。

全体として、新型コロナウイルス感染症の流行で、遠隔授業の導入等によりデジタル化が急激に進み、既存学内システムを更新、拡張、増強することが急務ではあるが、学内システムの将来像も視野にいれながら構築していく必要がある。またそれに伴い、情報機器が増え、それらを維持管理、更新する費用も増加するので、大きな費用が必要となる建物の維持・保全とのバランスを考え、建物、機器の中長期計画に基づく維持管理を実施していくことが必要である。

［テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源］

［区分　基準Ⅲ-C-1　短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。］

（1）　教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

（2）　情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

（3）　技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

（4）　技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

（5）　教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

（6）　学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

（7）　教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

（8）　コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

＜区分　基準Ⅲ-C-1 の現状＞

（1）　教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。

（2）　情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。

令和２（2020）年度は、感染症流行に伴い遠隔授業体制の導入を講じる必要から、情報技術者の緊急雇用と情報環境の整備に力を入れることとなり、情報担当教員と情報技術者の協働により教職員への技術提供と学生へのトレーニングが適切に行えるとともに、遠隔授業のツールを使い効果的な授業を行えた。

（3）　技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。

（4）　技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

（5）　教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。

（6）　学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。

（7）　教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。

（8）　コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

技術的資源と設備の両面における計画的な維持、整備、適切な状態の保持については、総務課の情報担当者が情報機器の維持管理、また機器、設備の更新等は中期計画に基づいて実施して技術的資源の分配を常に見直して活用し、情報担当者と情報担当教員・総務課が連携して、コンピュータ整備を行っている。

学生の学習支援のために必要な教室等で必要とされる学内 LAN は整備しており、Wi-fi 環境の整備についても順次実施している。特別教室の整備状況では、CALL 教室

を１室、授業にて使用する PC 教室を２室、学生が自主的に使用できる PC 教室を１室備えている。

＜テーマ　基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題＞

今後、遠隔授業、行事、講演などの構内配信等の増加とともに、整えた情報環境をさらに活用していくためには、Wi-fi 環境の整備による学内 LAN 環境の増強を実施していく必要がある。

［テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源］

［区分　基準Ⅲ-D-1　財的資源を適切に管理している。］

（1）　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。

② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。

③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。

④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。

⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。

⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。

⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。

⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。

⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。

⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。

⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。

⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。

⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。

（2）　財的資源を毎年度適切に管理している。

① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。

③ 年度予算を適正に執行している。

④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。

⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。

⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

＜区分　基準Ⅲ-D-1 の現状＞

（1）　計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。

（2）　財的資源を毎年度適切に管理している。

過去３年間の教育活動資金収支差額は、平成 30（2018）年度は 299,376 千円、令和元（2019）年度は 109,272 千円、令和２（2020）年度は△176,360 千円であった。令和２（2020）年度は入学定員未充足により学生生徒等納付金収入が減少したことと、新型コロナウイルス感染症流行のもと学生支援金の支給や感染症対策のための物品購入等により支出が超過している。特に感染症による遠隔授業環境整備のため国の「大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」臨時予算を申請し、補助金の確保がされたが、一方で事業総額の１／２は大学からの持ち出しとなった。

過去３年間の教育活動資金収支差額

年度	平成 30（2018）	令和元（2019）	令和２（2020）
教育活動 資金収支差額	299,376 千円	109,272 千円	△176,360 千円

事業活動収支は、平成 29（2017）年度までは黒字であったが、平成 30（2018）年度以降は赤字に転じている。過去３年間の事業活動収支差額は、平成 30（2018）年度△100,721 千円、令和元（2019）年度は△149,854 千円、令和２（2020）年度は△490,294 千円であり、いずれの年度も支出超過である。入学定員および収容定員充足率が 100%を下回ったことによる収入の減少が大きく影響している。令和２（2020）年度の入学定員充足率は、定員 300 名に対して入学者 140 名の 46.7%であり、定員充足率は、定員 600 名に対して在籍者数 347 名の 57.8%であった。

過去３年間の事業活動収支差額

年度	平成 30（2018）	令和元（2019）	令和２（2020）
基本金組入前 当年度収支差額	△100,721 千円	△149,854 千円	△490,294 千円

経常収入における教育研究経費の割合は、令和２（2020）年度は 48.9%であり、学習資源への資金配分については、十分な水準を確保している。

貸借対照表では、特定資産を計上し、退職給与引当特定資産 147 百万円、減価償却引当特定資産 1,952 百万円、その他引当特定資産として 4,628 百万円を引当て、資産保有の目的を明確にしている。令和２（2020）年度の総資産のうち、純資産の占める割合（純資産構成比率）が 97.8%であり借入金はないことから、学園の財政状態は健全であるといえる。

資産運用については、学校法人常磐会学園資産運用規約に基づき、安全で確実な運用を行っている。

本学園は事業計画および予算については、各部門が原案を作成し、ヒアリング及び検討会で取りまとめられる。その後３月開催の理事会で決定し、４月から当該年度の当初予算として、各部門において適正に執行される。

本学園の会計は、学校法人常磐会学園経理規程、学校法人常磐会学園固定資産及び物品管理規程を遵守している。なお、監査法人から重要な指摘事項は受けておらず、適切な会計処理が実施できている。

［区分　基準Ⅲ-D-2　日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。］

（1）　短期大学の将来像が明確になっている。

（2）　短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。

（3）　経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。

① 学生募集対策と学納金計画が明確である。

② 人事計画が適切である。

③ 施設設備の将来計画が明瞭である。

④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。

（4）　短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。

（5）　学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができている。

［注意］

基準Ⅲ-D-2 について

（a）日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。

（b）文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

＜区分　基準Ⅲ-D-2 の現状＞

平成 26（2014）年に創立 50 周年を迎えた本学は、免許及び資格を取得した数多くの卒業生を輩出し、こうした実績が学生募集を支える強みとなっていたが、令和 2（2020）年度は入学生 140 名で入学定員率が 46.7%と低迷した。要因については 18 歳人口の大幅な減少や一般企業の採用拡大、多様な就労分野や就労形態、保育・幼児教育現場における公立園民営化による公務員採用の減少、専門職待遇と一般企業の格差等報道など、複合的な要因が考えられる。

令和元（2019）年度に策定した常磐会学園『「中期計画（令和 2 年～令和 6 年）』」によって将来像を明確に示しており、令和 2（2020）年度には、計画していたスクールバスの運行、奨学金制度を充実させた。令和 3（2021）年度からは入学定員を 300 名から 200 名に変更し、将来、併設する大学との一体化を目指すことで、経営規模の適正化を図る予定である。

在学生数の減少に伴い授業料収入が減り、財務計画との差異が生じており、今後も引き続き入学者数の確保が懸案事項である。定員確保を目指すとともに、変更後の定員にあわせた教職員数にしていくことで、計画最終年度の令和 6（2024）年度に黒字化を目指している。

学内に対する経営情報は、決算に係る資料を本学ウェブサイトにも掲載して経営情

報の共有化を図り、危機意識を共有している。

人事計画については、常磐会学園『「中期計画（令和２年～令和６年)』」において事務組織の活性化、能率化を重点目標としている。一部の組織変更を伴う人事異動を令和２年（2020）年度４月に実施し、労働環境の改善と効率的で合理的な事務体制の構築に取り組んでいる。

施設設備について、全館とも耐震基準に適合した建物となっている。本学の施設設備の維持管理について、向こう５年間の必要な工事や予算を策定しており、毎年、見直しを加えながら計画的に実施している。遊休資産はなく、所有している資産は全て有効に活用している。

外部資金の獲得について、令和２（2019）年度は科学研究費助成事業の採択件数３件（基盤研究（C）／代表者継続１、分担者新規２）であった。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の課題＞

（１）経営の安定化に向けて中長期的な方向性を明らかにする。

毎年３月に開催される理事会では、経営実態、財政状況に基づき、次年度の事業計画が策定されている。

学園大学や短期大学、付属園の運営方針、教育研究・施設設備・人事等の計画が効果的に実施できるように、また財務状況が厳しくなってきている中、今後の財務計画と将来構想計画を策定する必要があり、早急にプロジェクトチームを立ち上げて検討するとともに、学園の将来像を見据えた中長期的な方向性を理事会が示し、全教職員がそれを理解し、一丸となって取り組めるかが重要課題である。

＜テーマ　基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項＞

本学の財的資源の管理運営状況は概ね適切であると判断している。監査法人及び本学園監査から、財的資源について特段の指摘事項はなかった。

【基準Ⅳ　リーダーシップとガバナンス】

理事長は、本学園の経営における意思決定と業務執行責任を担う理事会のトップとして、適切なリーダーシップを発揮し、学園の永続性と経営の安定化を第一義としてその責務を果たすことに努めている。

理事・評議員・監事は、本学園の管理運営において教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、「私立大学経営倫理綱領」並びに「私立大学の経営に関する指針」に基づき、理事長のリーダーシップのもと適正に運営に携わっている。理事長が常勤であることから日常業務や、経営部門と教学部門との連携においても、適時に必要な助言を行うことができ、業務の円滑な推進のためのリーダーシップを発揮している。

学校教育法の改正により教授会の役割が明確化され、学長のリーダーシップがより一層求められることとなったが、学長のリーダーシップを確立するために、学内の意見に耳を傾け、よく意思疎通を図り、適正な手続きを経た上で意思決定を図るという対話の姿勢は続けられていると考えている。

学長は、寄附行為により、常磐会学園第 2 号理事として位置づけられている。理事の互選による常任理事の一員でもあることから、学内の緊急事案においても理事長と迅速に連携を取り、学長としてのリーダーシップを発揮することで、適切な対応を取ることができている。

監事２名の内、1 名は常勤監事である。常勤監事は、週 1 回の常任理事会に出席し、学園の現状把握に努めている。常勤監事は、日常的に学内の多くの業務に接することができ、教職員に対して、時機に応じた適切な助言や指導をしている。

本学では、理事長、監事、財務部長と監査法人（公認会計士）との年 3 回の定期的な連絡会議をもち、主として財務状況や、法令遵守、業務管理について意見交換を行っている。また、2 名の監事は、定例理事会及び評議員会に出席し、私立学校法及び寄附行為の規定に則り、法人の財産の状況及び業務執行の状況について監査を行い、監査報告書を作成して、理事会及び評議員会に提出する。監事（公認会計士）は、理事交代時等に、理事に対して財務諸表の意味や構成、読み取り方と課題等について研修会をもち、指導を行っている。

評議員会は、寄附行為に則って理事長が招集し、予算及び事業計画、決算報告、事業の実績報告の諮問に応えると共に、必要な協議で意見を述べ、適切な運営がなされている。

［テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ］

［区分　基準Ⅳ-A-1　理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。］

（1）　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後２月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

（2）　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

（3）　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分　基準Ⅳ-A-1 の現状＞

（1）　理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。

① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。

② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。

③ 理事長は、毎会計年度終了後２月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。

本学の管理運営体制は、学校教育法（設置基準等）、私立学校法、学校法人常磐会学園寄附行為及び管理運営に関する諸規定に基づき、執行されている。

管理運営のリーダーとしての理事長は、本学同窓会（一般財団常磐会）の元理事長として学園の校是「和平　知天　創造」に則り、本学の乳幼児教育分野の振興、地域への責献並びに乳幼児教育・保育者の育成に寄与している。

現在、常勤理事長として教育現場に携わり、学校行事等にも学生、教職員と行動を共にし、現場の教育及び業務の把握に努めている。学園として重要な儀式や行事においても、本学の建学の精神でもある校是「和平　知天　創造」について、学生、教職員、保護者、その他参加者に対して、その意義を広く周知している。

教職員に対しては、年頭の挨拶、就任式、教授会などの機会に応じて、講話を行っている。

また理事長は、寄附行為に則り、毎会計年度終了後（２月以内）に監事及び監査法人公認会計士による監査を受け、理事会の議決を経た上で、決算及び事業の実績を評議員会に諮問し、その後に開催する理事会において、出された意見について報告し、必要な検討を行い、議決を確定している。

これらのことから、理事長は、本学園について多角的に十分な理解があり、学園の永続的な発展に寄与できるものである。

（2）　理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。

② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。

③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。

④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。

⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。

⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。

（3）　理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。

② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。

③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

理事長は寄附行為の規定に基づいて理事会を開催している。令和２年度理事会は 15 回開催されたが、緊急事態宣言の発出、外出自粛の要請などにより、第１回(４月)、第２回（５月)、第３回（５月)、第 12 回（１月)、第 13 回（２月)、第 14 回（２月）の理事会は常任理事以外の理事には書面審査で参加していただいた。また、12 月定例理事会は中止にした。

各理事においては、令和２年度（2020 年度）開催された 15 回の理事会における平均出席率は昨年同様 95％と高く､学校法人の意思決定機関として適切に機能している。

各理事は、常磐会学園の校是「和平　知天　創造」並びに建学の精神でもある常磐会精神を十分理解し、学園の健全な経営に資する学識及び見識をもち、何よりも学園理事としての誇りと帰属意識の高さが伺える。

学園の管理運営上の様々な課題に対しては、主体的かつ機能的に対処できる体制の必要性から、寄附行為に則って常任理事会を設けている。規程により、週１回開催する常任理事会において理事長が議長となり、原則として法人の日常業務の決定並びに管理部門・教学部門との調整・連携事項の検討、理事会・評議員会に付議する事項、それらの実施方法等の検討を行う。月 1 回理事長が議長となって開催される理事会での審議、議決等においても、理事長のリーダーシップにより、適切に運営されている。

常磐会短期大学第三者評価委員会設置の必要性については、常任理事会で議論され平成 24 年度（2012 年度）第９回理事会において規程が成立した。令和元年度（2020 年度）も、短期大学基準協会による第三者評価をもとに外部者評価委員会が開催された。理事長は、これらの運営全般において建学の精神及び教育理念・目的理解を基盤とし、運営上経営と教育のバランスを常に配慮し、役員及び教職員の意向を集約した上でリーダーシップを発揮し、その責務を果たすことで学校法人としての運営が滞りなく行われている。

1. 法人本部組織の整備・確立

短期大学前学長を専任の事務局長に迎え、法人本部組織の整備を行い、常任理事会のメンバーについて機動力を図るため、理事長、大学学長、短期大学学長、幼稚園代表園長、事務局長の５人とした。

2. 財政基盤の維持強化

（1）補正予算について

両大学とも入学式は中止となり、授業は遠隔授業となった。家庭での学習環境を整えるために、学生一人に緊急学生支援金６万円を支給した。（総額　4402 万円）

その他遠隔授業機材（約 1000 万円：1/2 補助あり)、兼任講師遠隔授業準備費（90 万円：大学)、分散対面授業による授業コマ数増加分（約 500 万円：短大)、コロナ対策消耗品・保健費（456 万円)、通信費（162 万円）などの費用がかかった。

理事会の開催状況　令和２（2020）年度

区分	開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の出席状況
	定員	現員 (a)		出席理事数 (b)	実出席率 （b/a）	意思表示出席者数	
理事会	人 9～11	人 10	2020 年 4 月 27 日 学園運営連絡会	人 4	% 100	人 6	1/1
		10	2020 年 5 月 25 日 常任理事会	5	100	5	2/2
		11	2018 年 6 月 1 日 常任理事会	5	100	6	2/2
		11	2020 年 6 月 16 日 13：30～15：00	11	100	0	1/2
		11	2020 年 7 月 21 日 13：27～15：50	10	90.9	0	1/2
		11	2020 年 7 月 25 日 15：00～15：12	9	81.8	0	2/2
		11	2020 年 9 月 15 日 13：30～14：19	１０	90.9	0	1/2
		11	2020 年 9 月 26 日 14：55～16：00	11	100	0	1/2
		11	2020 年 10 月 20 日 13：30～14：10	11	100	0	1/2
		11	2020 年 10 月 31 日 15：05～15：50	11	100	0	1/2
		11	2020 年 11 月 17 日 13：30～14：40	11	100	0	2/2
		11	2021 年 1 月 25 日 常任理事会	5	100	6	2/2
		11	2021 年 2 月 8 日 常任理事会	5	100	6	2/2
		11	2021 年 2 月 15 日 常任理事会	5	100	5	2/2
		11	2021 年 3 月 9 日 13：28～16：15	11	100	0	1/2
		11	2021 年 3 月 13 日 15：30～16：36	10	90.9*	0	1/2

また、付属３園の令和元（2019）年度の処遇改善に人事院勧告分が反映されていなかったので支払う必要が生じた（約 1800 万円）。そして幼稚園の将来の安定的運営のために常磐会幼稚園隣地を購入した。（土地代：1 億 6200 万円）。これらの支出に加えて、工事完成が４月にずれ込んだため、未払いとなっていたバス停の工事費（約 1900 万円）などを合わせて、補正予算を作成した（７月）。この結果、補正予算では事業活動支出が約１億円増加し、資金収支も約５億５千万円の支出超過となった。

非常事態宣言が解除され、学生の登校・登園が可能となったので、３密にならないよう工夫をしながら、対面授業・保育が始まった。短期大学ではバス通学も始まった。（以後については学園大学、短期大学、各幼稚園の事業実績参照）

（2）　給与改定について

令和２年９月　第８回理事会において、長年の懸案であった給与改定の骨格が了承された。同 10 月にあった「同一労働・同一賃金」の最高裁判決を参考にしながら給与規定の素案を作成し、教職員代表に提案した。しかし、令和２年度の第２次補正予算、令和３年度の当初予算では、人件費比率が 70%を超えることが判明したので、交渉を中断し、令和３年４月からの施行を見送った。

3. 茨木高美幼稚園の園舎建て替えと子ども園化

待機児童対策としても「ぜひ子ども園化を進めてほしい」という茨木市からの話もあり、（株）JAKUETSU に依頼して、茨木高美幼稚園の園舎改築のプラン作成と子ども園化を進めた。補助金の関係で令和５年３月まで完成させなければならないので、令和３年１月から先行解体工事・準備工事を始めた。

4. 常磐会幼稚園隣地の購入と利用検討委員会

上述したように、常磐会幼稚園の将来の安定的運営のために常磐会幼稚園隣地（正確に言えばこどもセンター隣地）を購入した。9 月に引き渡しが終了し、11 月より「隣地利用検討委員会」を発足させ、隣地利用の検討をはじめた。現在のこどもセンターを常磐会幼稚園の３号認定の子どもたちの園舎とし、新たにこどもセンターや学童保育、こども食堂などに利用する新たな建物を建てるアイデアなどが検討された。（株）JAKUETSU や（株）浅沼組からは建物の提案等をうけた。しかし、学園の現状の経営状態、茨木高美幼稚園の建て替え等々と考えあわせ、しばらくは現存の建物（佐官邸）の解体だけを行い、敷地をこどもセンターの遊び場（平野区の外遊び事業）とする予定である。解体にあたって、アスベスト調査を行ったが、幸いにも外壁などにアスベストの含有はなかった。

（1）令和２年度新たに理事会において行った規程の策定及び改定について

- いずみがおか幼稚園園則改定（Ｒ２.７月　第５回理事会）
- 役員報酬規程の改定（Ｒ２.７月　第５回理事会）
- 常磐会学園定年規程の改定、常勤嘱託、非常勤嘱託採用規程の策定（Ｒ３.１月 第 12 回理事会）
- 学校法人常磐会学園　兼任職員の雇用に関する規定の改定（Ｒ３.２月　第 14

回理事会）
・経理規程細則の改定（Ｒ３.３月　第 15 回理事会）
・常磐会学園大学　学則の変更（Ｒ３.３月　第 15 回理事会）

(2)　入試の在り方や入試戦略について

大学の入試広報課に新たに事務次長（入試担当）を迎え、両大学に課長を配した。また、コンサルタントや派遣職員を加えて入試広報課の充実を図り、入試の在り方や入試戦略の見直しに精力的に取り組んだ。しかし残念ながら令和２年度（令和３年度入試)において両大学とも定員数を充足することができなかった。入試広報課と各大学の入試部を中心に令和３年度の学生募集は定員数を確保できるよう、新たな戦略を立てている。

・入学金免除制度／常磐会短期大学付属幼稚園出身者入学金免除制度（※10 万円減免／専願）の創設（大学：短期大学）
・入試における受験料の減免について（※1 万円減免「オープンキャンパス特典：大学、短期大学）
・短期大学「TOKIWA スカラシップ制度」の創設
・学園大学入学金全額・半額免除制度の拡充

＜テーマ　基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題＞

(１)中期計画の着実な実行。

学園の将来構想について

令和元年度第 14 回理事会、第８回評議員会で、令和２年度～令和６年度の中期計画が策定され、下記の７項目が重点目標（重点項目）として取り上げられた。

(1) 内的環境の更なる充実と両大学の有機的な統合を目指す。
(2) 教育の質的転換と教育改善を促進する評価システムを確立する。
(3) 戦略的広報と募集活動による園児・学生の定員数確保を目指す。
(4) 園児・学生の支援体制の充実を図る。
(5) 事務組織の活性化、能率化と財政基盤の確立を目指す。
(6) 施設設備の改修・改築計画を策定する。
(7) 地域社会への貢献を促進する。

法人本部体制を整え、これらの計画を一歩一歩進める予定であったが、新型コロナウイルスの蔓延、非常事態宣言の発出などにより、両大学、幼稚園は授業や保育、実習への対応と準備、法人としてはコロナ対応のための補正予算、理事会や評議員会等の書面準備に追われ､中期計画における令和２年度の具体策の実行は行いえないままのものが多かった。

学園全体の将来構想について具体的戦略も含めて取り組む中長期的計画を作成する必要があるため法人直結の検討組織が必要となっている。令和元（2019）年度末に理事長と事務局長が主体となり、常任理事（理事長・両学長・両事務長)、幼稚園総括園長、及び常勤監事で構成された将来構想戦略室を中心に上記の内容で５年間の中長期計画(2020 年～2024 年度）が策定されたが、今後は、さらに具体的な将来構想を策定するために関係教職員によるプロジェクトチームを編成し、その諮問を受け、各プロジェクトを強力に推進していきたい。なおこの案件は、令和３（2021）年度に現理事長が健康上の理由で退任されるため、次期理事長に引き継ぐことになった。

［テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ］

［区分　基準Ⅳ-B-1　学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。］

（1）　学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
⑥ 学長は､学長選考規程等に基づき選任され､教学運営の職務遂行に努めている。

(2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

＜区分　基準Ⅳ-B-1 の現状＞

(1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。

① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。

② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。

③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。

④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。

⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。

⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。

現学長は、学長選考規程に基づき適切に選任され、令和２（2020）年４月１日から就任したが、年度当初から新型コロナウイルス感染症流行下での大学運営に悩まされ続けた。しかし、そのような状況下にあっても、令和２（2020）年４月１日、短期大学の執行部会議（学長、学科長、教務部長、学生部長、入試部長、就職部長、事務長で構成され、原則毎月１回の開催がされている。）で危機対策の審議を始めた。また４月２日からは、Line を活用して執行部メンバーとコミュニケーションを図りながら大学運営が適正になるように課題を検討し対応にあたるなど、速やかに幹部との合議体制を確立し、さらに令和２（2020）年 11 月 20 日からは、Teams を活用して情報交換と意思疎通の迅速化を図った。

また、迅速に短期大学での感染症対策を推し進めるために、４月３日からは短期大学危機対策本部のメール会議を立ち上げ、後に令和２(2020)年８月 31 日からは Teams を活用するなど、短期大学の最高責任者として危機下にあって適切にリーダーシップを発揮した。

所属教員の統督に関して、感染症流行下にあって教職員の働き方を検討するために、教員のテレワークに関するアンケートの実施や職員の勤務体制についての意見集約を行った。

また令和２（2020）年度は、昇格人事基準の明確化等を趣旨とする規程、内規の改

正と昇格人事評価基準の策定を行うためにプロジェクト会議として人事委員会（教授および准教授・講師の各代表者１名と事務長で構成）の立ち上げを令和２（2020）年10 月 7 日の教授会で提案、承認され、令和２（2020）年 10 月 21 日（水）資格審査委員会／昇格人事基準策定プロジェクト会議を開催し、常磐会短期大学「専任教員選考基準規程（改正案）」、常磐会短期大学「専任教員選考基準運用内規（改正案）」、「専任教員選考基準規程（案）」を検討。

令和２（2020）年 11 月 4 日の教授会において、前記の規程、内規の改正と基準を審議、承認され、来年度教員昇格人事の申請受付を始めること、来年度新規採用専任教員を２名とし、11 月 18 日までに専任教員から意見聴取することを報告。来年度新規採用人事に関して教員からの意見聴取を経て、令和２（2020）年 12 月２日の教授会において、専任教員採用人事に関する意見聴取結果と採用人事計画について報告するとともに教員昇格人事および専任教員採用人事に係る今後の日程について報告。令和３（2021）年１月 27 日の資格審査委員会・人事委員会・臨時教授会を経て、３人の先生方の准教授昇格人事が承認され、第 32 回・常磐会学園常任理事会　令和３(2021)年２月１日において報告した。

（2） 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。

① 教授会を審議機関として適切に運営している。

② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。

③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。

④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。

⑤ 教授会の議事録を整備している。

⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。

⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

学長は、学園常任理事として毎週月曜日に開催される学園全体の常任理事会に出席し、必要な審議事項と重要報告事項を諮っている。併設大学と合同で審議する必要がある場合には、この常任理事会で報告、審議している。

教授会は学則及び「常磐会短期大学　教授会規程」に則り、定例および臨時に審議が必要な時に招集開催され、審議機関として適切に運営されている。審議事項に関して、学長提案事項については、副議長が審議進行を進めるものとして置かれ、副議長は教授会での投票によって推薦され半期ごとに選出されている。また議事録の作成は、半期ごとに教員が担当し、学長が書記として指名することとなっている。令和２(2020)年度は、感染症の流行下にあって、対面会議・メール会議・リモート会議等の多様な会議形態を採る必要があったが、時期により最適な方法を選択し、全会議記録を残すことに尽力した。

また教授会の議事録に関して、様式を整えるとともに、令和２（2020）年４月に遡

って教職員共用フォルダに格納し、いつでも閲覧できるようにすることや、教員間の情報交換を進めるため教員の助言により Teams 上の教授会チームを構成するなど、情報共有を図りながら適切なリーダーシップを発揮した。

また今後の大学質保証体制をスピーディーに推進するための核となる組織としてモデル的に学長室（学長、学科長、事務長を中心メンバーとし、検討課題の必要に応じて部長等を含む）を構成し試行した

全学的な課題に関しては、令和元（2019）年に策定された常磐会学園中期計画にもとづく常磐会短期大学中期計画の取扱いについて、当該中期計画に掲げられている項目を「ときたん Agenda2020-2024」に示し、令和２（2020）年に取り組んだ進捗状況について教授会で報告し確認、共有した。

入試業務に関して、本学における感染症流行下における入試のあり方検討を行うとともに、入試内容とアドミッション・ポリシーとの関連性および学生入試区分と GPA 成績状況を確認するため、学長、学科長、入試広報部長、学生部委員、入試部委員、入試広報課長、入試広報課長代理等で構成されるアドミッション・プロジェクト・ポスト 2021「AP - P - 2021」会議を開催した。

感染症流行下での教育研究の推進に関しては、国の「令和２年度補正予算大学等における遠隔授業の環境構築の加速による学修機会の確保」予算の申請をプロジェクトチームによる検討を行い、令和２（2020）年の後期からはリモート授業を行える体制を構築し、教育研究の推進と短期大学の教育の質向上と充実に向けて努力した。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの課題＞

令和２（2020）年度は、学長就任直後であるとともに、感染症流行下でもあり目前の課題に対応していくことに注力を注がざるを得なかったため、試行的に行った IR 担当学長補佐を規程化することや全学的な大学の質保証を図る PDCA サイクル体制づくりのための諸規程の改定と制定が遅れてしまうかたちとなった。令和３（2021）年度の当初には、これらの体制を根拠づける諸規定の改正と制定を行う必要がある。

また、教育の質保証の取り組みでは、成績評価妥当性の検証とともに教育上のエビデンスによる教育評価を行う必要があり、アセスメント・ポリシーの制定と教育成果指標の設定が求められているが、感染症下での教学運営の適正化に力を削がれて令和２（2020）年度には具体的な成果を得ることはできなかった。また、学生の懲戒に関する規程がないため策定する必要があること、学習や生活における支援の必要な学生が散見されるため、保健センターや学生相談室が設置されているが、総合的で有機的な学生支援体制の構築が求められたが、これは次年度の大きな課題のひとつとなった。

＜テーマ　基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップの特記事項＞

令和２（2020）年度の学長提案事項等を示した「学長ポートフォリオ」を提示し、当該年度における学長実績評価を実施した。令和２（2020）年度の提案事項は、①学生緊急支援金の給付について常任理事会への提案、②感染症流行下における教職員・学生への人権研修の提案、③教授会議事録の供覧化、④今後の入試のあり方を検討するプロジェクトの立ち上げ、⑤文科省私学助成課・遠隔授業の環境構築加速化予算の

申請と補助の決定、⑥教員昇格人事基準の策定と開示、⑦モデル的な学長補佐（教学IR）体制の構築などを進め、教授会で学長実績評価を依頼、10名の教員からのフィードバックを受けたが、今後も引き続き教員に依頼し提出件数を増やしたい。

［テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンス］

［区分　基準Ⅳ-C-1　監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。］

（1）　監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。

（2）　監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。

（3）　監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分　基準Ⅳ-C-1の現状＞

本学園２名の監事のうち１名は常勤監事であり、毎週開催される常任理事会に出席し、理事の業務執行状況について報告を受け確認をするとともに、理事会、評議員会、常任理事会に出席して意見を述べている。

学校法人常磐会学園の業務及び財産の状況について、月次資金収支計算書・試算表の確認、財務関係、帳簿証憑類の監査、重要な書類の決裁等適宜監査している。また、公認会計士と連携して監査事前打ち合わせ及び意見交換をするために連携会議を実施（３回）するなどして、学校法人常磐会学園の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該年度終了後２か月以内に理事会及び評議員会に提出している。監事は、常に寄附行為の規定に基づいて適切に業務を処理している。

※常任理事会の開催状況では、令和２（2020）年度は、40回の常任理事会と５回の学園運営連絡会（当初は、元短大学長が理事の承認を得るまでの間は、この名称を用いた。）が開催、監事の欠席は１回のみである。

［区分　基準Ⅳ-C-2　評議員会は法令等に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。］

（1）　評議員会は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって、組織している。

（2）　評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分　基準Ⅳ-C-2の現状＞

(１)評議員は、理事の定数の２倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員会は、寄附行為第４章評議員会及び評議員の中で、（評議員会）（議事録）（諮問事項）（評議員会の意見具申）（評議員の選任）（任期）について第17条から第23条までに規定されている。評議員会は、理事11名の２倍を超える23名の評議員をもって組織されている。（平成31年（2019年）1月22日までは26名）

評議員会においては、寄附行為の規定に基づき、学校法人の現状、理事会での審議内容について報告を受けると共に、必要な事項について諮問を受け、審議し、意見を表明している。

評議員会は、寄附行為により評議員の互選によって選出された議長により進められる。令和２年度（2020 年度）は、年間８回開催された。

評議員開催状況

開催日の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員 a		出席者数 b	意思表示 出席者数 c	席率 (b+c)/a	
２３人	２１	2020 年 4 月 27 日 学園連絡運営会	3	１８	100	1/1
	２３	2020 年 6 月 1 日 常任理事会	5	１８	100	2/2
	２３	2020 年 7 月 25 日 13：30～15：05	２０	0	87.0	2/2
	２３	2020 年 9 月 26 日 13：30～14：40	２１	0	91.3	1/2
	２３	2020 年 10 月 31 日 13：30～13：38※	２０	0	87.0	2/2
	２３	2020 年 10 月 31 日 13：40～14：15※	２０	0	87.0	2/2
	２３	2021 年 2 月 1 日 常任理事会	5	１８	100	1/2
	２３	2021 年 3 月 13 日 13：33～15：16	１７	0	73.9	1/2

※2020.10.31.の評議員会は、新旧交替のため時間を区切っての開催

令和２（2020）年度評議員会は８回開催されたが、緊急事態宣言の発出、外出自粛の要請などにより、第１回（４月）、第２回（５月）、第７回（１月）の評議員会は常任理事以外の評議員には書面審査で参加していただいた。

４月の評議員会では、欠員となっていた第１号評議員選任（寄附行為第 25 条(1)）、監事の同意（同第 7 条 1 項）、さらに５号理事の選出（寄附行為第 6 条 1 項（5））を行った。５月の評議員会では、理事会で承認した前年度の事業実績及び会計決算について諮問に答申し、７月の評議員会では学習支援金などコロナ対応費用を含む補正予算、役員報酬規程を審議した。９月には任期満了となった監事候補者の同意(寄付行為第７条)、10 月の第５回評議員会では、同じく任期満了となった第１号評議員を選出し（寄附行為第６条）、新評議員による第６回評議員会では議長の選出、５号理事（同 21 条 7 項）、２月は補正予算(寄付行為第 19 条)、そして３月の評議員会では、次年度の事業計画と当初予算について諮問にこたえた。それぞれ意見を

もとに、その後の理事会で議決を確定するという手順を踏んでいる。

これらのことから本学園の評議員会は、法令及び寄附行為の規定に則って開催され理事会の諮問機関として適切に運営され、十分に機能している。

(２)評議員会は、私立学校法の評議員会の規程に従い、運営している。

評議員は、寄附行為の定めにより選任され、評議員会の運営及び諮問事項等においても寄付行為に則っており、私立学校法に抵触するところなく適切に運営されている。

「一般財団法人常磐会理事のうちから本学園の理事会において選任された者」を評議員としていることは、本学院の設立母体の意向を継続している証左でもある。

［区分　基準Ⅳ-C-3　短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。］

(1)　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2)　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分　基準Ⅳ-C-3 の現状＞

(1)　学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。

(2)　私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

本学園では、学校教育法施行規則及び私立学校法に基づき、本学ウェブサイト上で以下の教育情報、寄付行為や監査報告、財務情報等を広く公開している。

①第１関係　育研究上の目的

教育目的・幼児教育科における人材の養成に関する目的・その他の教育研究上の目的・教育理念

②第２条関係　教育研究上の基本組織

寄付行為・役員報酬規程・組織図・役員名簿

③第３条関係　教員組織に関すること

教員組織・教員数（職別・男女別・年齢別・専任教員と非常勤教員の比率）・教員ひとりあたりの学生数・教員の学位、業績

④第４条関係　入学者受入れ方針等

入学者受入れ方針・入学者数・在籍者数・収容定員・卒業者数・就職者数・進学者数

⑤第５号関係　授業科目、授業方法・内容等

授業シラバス・実務経験のある教員等による授業科目一覧

⑥第６号関係　学修成果の評価の基準、卒業認定の基準

成績の評価基準（学務規則）・GPA の設定と適正な成績管理の実施・卒業要件・卒業の認定に関する方針・学科目配当表・学位規程

⑦第７号関係　校地、校舎等の施設、その他研究教育環境

キャンパス概要、校舎等の耐震化率・交通手段

⑧第８号関係　授業料、入学料その他の費用徴収等

授業料・入学料・教材購入費
⑨第９号関係　学生の修学、進路選択、心身の健康等の支援
保健センター・学生相談室・あじさいルーム・奨学金制度・施設紹介

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの課題＞

令和元（2019）年度に策定された中期計画を推進していくとともに、学園全体の将来構想を描き、本学園の創設理念のもと、全教職員の使命感と行動力を高めながら大学運営を進めていく必要がある。

＜テーマ　基準Ⅳ-C ガバナンスの特記事項＞

学校法人のガバナンス改革の動向を見ながら適切なガバナンス推進に努めていく必要がある。

令和 2（2020）年度

常磐会短期大学評価委員会委員

農野　寛治	平野　真紀	卜田　真一郎
糠野　亜紀	中村　妙子	原田　邦子
山本　泰三	手嶋　弘江	檜本　直之
今中　閲子	植松　幹雄	